

# 政商保護政策の成立

岩崎宏之

- 一 税権回復と政商保護
- 二 政商保護論成立の前提
  - とくに税権回復問題との関連で—
- 1 明治四年の税法改革構想における海關稅改正論
- 2 明治七年五月松方「税則改定建議」の背景
- 3 正貨流出の激化と松方「海關稅改正議、第三」
- 三 政商保護論の提起
- 四 政商保護政策と三井
  - 1 経済政策構想の展開
  - 2 政商保護政策と三井
  - 3 政商保護論の提起
- 1 三井銀行の設立
- 2 三井物産会社の創立

## 一 税権回復と政商保護

全国的統一政権として成立した明治政府のさし迫った課題は、欧米諸列強への急速な同化、すなわち万邦と対峙して資本主義世界体系体制の一角落みずからの位置を確保することであった。しかし明治政府が政治的統一を達成し、近代的国家権力の構築と資本主義化の推進にむかったとき、それを阻害する大きな要因として旧徳川幕府からひきついだ不平等条約が存在していた。爾来小村外交による関稅自主権の完全回復まで、条約改正問題は明治政府の主要な政治

的課題であった。

幕末の諸条約の不平等性は、法権と税権との二つの要素からなる。両者はもとより相互に分離しうるものではない。ともに回復してはじめて条約改正の目的が達せられる。

しかし法権、税権の回復が二者択一のものでないとはいへ、彼我の力関係の圧倒的較差のもとで行なわれた現実の条約改正交渉の過程では、そのいずれかの選択を余儀なくさせられた。岩倉大使一行の欧米巡遊における各国の意向打診のあとをうけて、最初の条約改正交渉としての寺島外交では、まず当面の要求として税権の回復が主張されている。

寺島宗則は、明治六年一〇月二八日、征韓論争決裂直後の内閣更迭で外務卿に就任したが、その翌月には各国公使と条約改正等について会談をはじめている。<sup>(1)</sup>さらに翌七年二月には条約改正全権委任者を選任して談判に着手された旨を建議し、八年三月改正談判着手のため至急廟議を開催することを太政大臣三条実美へ求めている。<sup>(3)</sup>このように条約改正の準備が進められたが、この時期の外務省側の外交問題の焦点は、外国人内地旅行権問題であり、条約改正についても法権の回復に重点がおかれていたといえよう。

しかし後述するように、税権回復を前面におし出した大蔵省の主張にたいして永い沈黙を続けていた外務省は、明治八年一月一〇日になつて突然法権中心主義から一転して、当面税権回復のみを要求する条約改正交渉の構想を提示した。すなわち寺島は、「方今我国ニ於テ貿易盛ニシテ我公使駐劄セル」英・米・仏・独四カ国の各駐劄公使への訓令案をそえて、「海關税権回復ノ儀」を三条へ伺い出たのである。この寺島条約改正交渉の初発における方針は、國権の全復を目的とはしながらも、「我国現今ノ為体ニテハ國權全復之儀実際難行、就テハ可出来丈ケノ回復ヲ目的トシ、先ツ海關税権回復ヲ最初ノ着手<sup>(4)</sup>とする後退した姿勢をとらざるをえなかつたのである。「現今条約の我日本

国に不利有害なる其本源骨髓は唯一条の治外法権の約束あるがためのみにして、他の小利害の如きはこれと比較して論ずるに足るものなし<sup>(5)</sup>」と断する福沢諭吉は、「税権回復の事のみに關し、治外法権撤去の事を含蓄せざ」るこの寺島交渉について、「漸くに思を転じ、難きを棄て易きに就き、一寸にても一尺にても矯め得る丈けの曲りを直くして漸を以て進むに如かずとて、税権回復、関税増加の議次第に人の注意を惹きたるが如し」と評している。<sup>(6)</sup>

ところで、周知のことく寺島外交方針の税権回復優先主義への転換は、大蔵省側の強い要請によつていた。

大蔵省は明治四年以来一貫して税権の回復が急務であることを訴えているが、明治七年五月八日、大隈大蔵卿代理同少輔吉田清成の名をもつて「海關稅則改定ノ儀ニ付伺」を、三条太政大臣へあてて提出した。<sup>(7)</sup> 三条は、この伺にもとづいて、同年五月一五日付で外務卿寺島にたいしてこれについての意見具申を命じているが、外務省からは翌年にいたつても何らの反応もみられない。したがつて、明治七年から八年にかけての経済危機の深化の過程で、とりわけ正貨流出問題への対応を迫られた大蔵省は外務省のこの「沈黙」に対して明治八年七月二三日「其國家ノ大本ヲ確立スル所ノ方策ヲ設ケ、以テ廟堂ニ建議セラレシコト」を強硬に申し入れ、また太政大臣三条へも、八月三日付の「海關稅則改定ノ儀ニ付上申」をもつて、「速ニ之ヲ廟堂ノ公議ニ付シ、以テ其国家非常ノ危急ヲ救ハシ為メ、殊ニ非常ノ詮議アラン事」を訴えている。<sup>(8)</sup> ついで同月八日には、大隈の上申をうけて太政官史官から外務大少丞にあて、前年五月の海關稅則改定に關する三条の下問にたいする答申を、「同省（註・大蔵省）より屢上陳の次第も有之候間、至急伺分の御答相成度<sup>(11)</sup>」と督促している。

この間の、いわば黙殺ともみられる外務省側の永い沈黙が何を意味しているかは明らかではない。しかし、方針の突然の転換をもたらせたのは、同年一〇月二三日に米國公使ビンガムが岩倉にたいして、関税自主権を回復することに異存のない旨を回答してきたこととあいまつて、外務省の独自の判断というよりは、むしろ大蔵省側の強硬な要請

によるものと考えられよう。したがつて、大蔵省の側に税権回復がさし迫つた急務であることを認識させたものが何であつたか、が問われなければならない。

税権回復を必要とする要因はつきのごとき側面を持つ。

その一つは、国家財政における海関税収入の役割である。

一般に原始的蓄積期にある国家財政において、海關税収入は比較的高い位置を占めるものとされる。しかし、幕末の不平等条約に規制された日本の場合、期待される役割の大きさに反して、むしろきわめて小さな意味しか持ちえないかつたのである。明治元年以降八年六月にいたる「八期間」の通常歳入二億八二八七万円のなかで、海關税収入はわずか八四九・七万円(三・〇パーセント)でしかない。この低さはその後もかわることなく続いている。歳入の大部分を地租に依存しなければならなかつた明治政府は、貢租収奪にたいする人民の抵抗によつて税収源の拡大にせまられたのである。かくして物品税、営業税等とともに海關税収入の増大を考慮するにいたる。

しかし「関税問題」は、単に財政収入上にとどまるものではない。

不平等条約のもとでの明治期の関税問題のもつとも重要な側面は、関税自主権の喪失によつて片務的関税制度をとらなければならなかつたこと、したがつてその結果として、先進資本主義諸国の経済的侵略に対抗して、自国資本主義の発達を保護、育成するための保護障壁としての関税の機能が欠如していたことにあるといえよう。

税権回復要求は、これらさまざまの側面の統一として考えられねばならない。しかし現実には、背景となる情勢の変化に応じてそのいづれかの側面が強調される。明治四年八月以来一貫して続けられた大蔵省の税権回復の要求も、その主張の背景をなした要因の変化に応じて、つねに同一のものであつたわけではない。税権回復要求が国内の矛盾を反映したものであり、その主張自体の変質の裡に背景をなす財政・経済問題の転換をみることも可能である。その

意味から寺島外交方針の成立(転換)にいたる明治初年の海関税問題の推移のなかで、とりわけ外交方針に転換をもたらせた大蔵省側の当問題にたいする認識の背後にあるものが何であったか、これを明らかにするのが本稿の第一の課題である。

- (1) 『日本外交文書』第六巻ノ七一、一一〇ページ。
- (2) 同右、 第八巻ノ七(附記一)、一二ページ。
- (3) 同右、 第八巻ノ七、一一ページ。
- (4) 同右、 第八巻ノ一〇、二四ページ。
- (5) 「条約改正論」、『福沢諭吉全集』第九巻、五〇七ページ。
- (6) 同右、 第九巻、五〇五ページ。
- (7) 『日本外交文書』第八巻ノ九(附記附属書二)、一六ページ。
- (8) 同右、 第八巻ノ九(附記)、一六ページ。
- (9) 同右、 第八巻ノ八、一四ページ。
- (10) 『明治財政史』 第七巻、三三八ページ。
- (11) 『日本外交文書』 第八巻ノ九、一六ページ。
- (12) 『条約改正経過概要』、一五二ページ。

寺島外務卿が提起した「海關稅權回復ノ儀」は、翌明治九年一月一八日付で太政大臣の裁可を得て稅權回復優先の立場にたつ條約改正交渉が開始された。

しかしこのときすでに大蔵省は、稅權回復を主張しながらもその実現の悲観的見通しの上に立って、現状を開拓する方向の摸索をはじめていた。

明治八年、大蔵省は沈黙を続ける外務省に強硬な申し入れを行なうが、その一方では「収入支出ノ源流ヲ清マン、理財会計ノ根本ヲ立ツルノ議」をはじめいくつかの建議を提出している。これらの建議によって提起された財政政策の構想は、修整を加えられながら漸次具体化され、大隈財政の基本的構想を形成するにいたる。この大隈財政展開の起点をなす明治八年の諸建議は、税権回復による保護税制の樹立を第一の前提としながらも、「此擧ヲ以テ當時未タ遽カニ行フベカラス」<sup>(1)</sup>との否定的見通しにたち、さらにそれを補うべき打開策を求めたものであった。いわば輸出入の不均衡、正貨流出の激化、金融梗塞等を主要因とする財政・金融面の破綻を克服すべき役割を担つた大蔵省——大隈財政は、税権回復の困難、関税保護障壁の欠如を認めた上で、それを国内での政策過程で補填しようとしたのである。

しかもこのような認識は大蔵省単独のものではなかった。

征韓論争<sup>(2)</sup>六年一〇月政変の結果明治政府の実権は内治優先派によつて完全に掌握された。大久保利通を領袖とする内治優先派は、工部卿伊藤博文と、一〇月政変のあとで木戸派から転じた大蔵卿大隈重信を二大支柱とする絶対主義官僚群を形成する。一〇月政変と佐賀の乱をのりきることによつて大久保の主導権は確立し、みずから内務卿に就任した大久保を頂点として、内務、大蔵、工部三省を中心とする強力な専制体制が組まれるにいたつた。

大久保によつて新設された内務省は、明治六年一月一〇日太政官布告第三七五号によつてまず省の設置がきまり、ついで同月二九日大久保が卿に就任した。実質的な発足は翌七年一月である。<sup>(3)</sup> 内務省職制及事務章程(七年一月)によれば内務省の組織は六寮一司二課、すなわち大蔵省から分割した勧業、戸籍、駅逕、土木、地理の各寮、司法省からさいた警保寮、ほかに測量司、内局二課(記録、庶務)からなつてゐる。民政機関という性格からいえば内務省は四年六月に廃止された民部省の系譜をひいてゐる。しかしながら両者の質的な相違は、内務省が、「警察力と殖産興

業を両輪として、国内行政に君臨<sup>(4)</sup>するという内治優先派の政策実現の中核的機関として強大な力を有していたことにある。この内務省による殖産興業政策を推進した大久保は、明治七年「殖産興業に関する建議書」を草し、「我邦ノ地形及天然ノ利ハ英國ト相類似スルモノアルニ於テオヤ、特リ我邦人ノ氣性薄弱ナルノミ、其薄弱ナル者ヲ誘導督促シテ工業ニ勉励忍耐セシムルハ廟堂執政ノ担任スヘキ義務ナリ」とし、「人民ノ性情ト其智識ノ度トニ照応シテ一定ノ法制ヲ設ケテ以テ勸業殖産ノ事ヲ興起シ、一夫モ其業ヲ怠ル事無ク、一民モ其所ヲ得サル憂ナカラシメ、且之ヲシテ殷富充足ノ域ニ進マシメン事ヲ、人民殷富充足スレハ國隨ツテ富強ナルハ必然ノ勢ニシテ、智者ヲ俟ツテ後知ラサルナリ、果シテ如此ナレハ諸強国ト輿ヲ並ヘテ馳ルモ亦難キニアラス」と論じている。万邦対峙のなかでの欧米諸列強への対応を富国強兵の立場でとらえた大久保政権にとって、さし迫った課題としての富国・強兵とは、まず国家の主導による資本主義の強行的実現であった。大久保政権は地租改正、秩禄処分等の諸改革を実施するかたわら、膨大な国家資金を投入して殖産興業政策を推進する。そしてこの時期を画期として以後の日本の近代をつらぬく政治体制——権力機構は着々と体制的に整備され、同時に日本資本主義の原型、ないしはその構想といったものが権力の側にはほぼ定着を開始したといえよう。明治八年を転期とする大蔵省からのあらたな経済政策の提起は、大久保政権のもとでの内政展開の一環に位置づけることができる。

旧領主階級を基盤とする保守派を排除して、明治政府の主導権を掌握した開明的絶対主義官僚にとって、当面する問題は地租改正・秩禄処分の実施、官営事業を中心とする殖産興業政策、正貨流出・金融梗塞による経済危機を克服して金融、商品流通、貿易等の諸制度を整備することなど、いわば半植民地経済構造から脱却して資本主義の早期育成をめざす原蓄政策の強行的遂行と、その上に立つ国家財政の確立であった。そして半植民地経済構造から脱却するための前提としてとらえられていた保護税制の樹立をめざす税権回復＝条約改正の実現がさしあたって不可能である

との認識に立ったとき、危機的な局面から脱出する方向の摸索のなかからあらたな経済政策の構想が提起される。それは金融、商品流通(貿易)、海運等の主として流通面への強力な保護育成を基調とする政商保護政策であった。ここでの政商資本は關税保護障壁の欠如を補い、本源的蓄積政策を直接推進する役割を担うものとして位置づけられるにいたる。その意味では明治八年を画期として、大蔵省の税権回復論は大きく転換をとげたといえよう。税権回復の行きづまりの中で生みだされた経済政策構想の展開の過程に政商保護政策の定着をあとづけること、これが本稿の第二の課題である。

- (1) 『大隈文書』第三巻、一〇五ページ。
- (2) 丹羽邦男「明治維新の土地変革」、一九二ページ。
- (3) 内務省創設の事情については、佐藤竺「行政制度——内務省の成立——」(『日本近代法発達史』九所収)を参照。
- (4) 大江志乃夫「大久保政権下の殖産興業政策成立の政治過程」、『明治国家形成過程の研究』、三九七ページ。
- (5) 『大久保利通文書』九〇〇、第五巻、五六一ページ。

ところで、明治八年を画期とする経済政策の転換のなかで大きくクローズ・アップされた政商資本とはどのようなものであろうか。「政商」あるいは「政商資本」という言葉が多くつかわれていてもかかわらず、その言葉の意味するものについては必ずしも明確な規定が与えられないままに使われているきらいがある。<sup>(1)</sup>ここでは本論に入るまえに、政商資本についての若干の私見を述べておきたい。

一般に、日本資本主義成立の過程で明治政府の特權的保護に寄生して大をなした商人金融業者を政商とよびならわしているが、たんに権力への寄生・追従の側面のみからはその本質を明らかにすることはできない。「政商」を論ず<sup>(2)</sup>

る場合、多くの論者がまず山路愛山の「政商論」<sup>(3)</sup>をとりあげる。愛山によれば、政商とは「最初の明治政府、ことにその中心の人格たる岩倉、大久保諸公が国家自ら主動の位置を取りて民業に干渉し——中略——銀行も政府自ら模範を造り、製絲場も役人に於て經營し、さアどうだ、是でも眼がさめぬか、これでも進まぬかとしきりに人民の尻をたゞき立てる。拉斯様に政府が自ら干渉して民業の発達を計るにつれて自から出来たる人民の一階級」であり、「明治の初期に其時代が作りたる特別の時世に出来たる、特別の階級なれば、町人の本草学に其名も、其種類も見出しづき植物<sup>(4)</sup>」であるとしている。山路愛山は、後進国としての特定の条件のもとで、國家が主導的役割をはたすいわゆる上からの資本主義化を推進した日本資本主義創成期に固有の前期的商人資本の姿として政商をとらえている。ここに「政商資本」の明治政府の特権的保護への寄生的性格の一面が示されてゐるといえよう。

しかし「政商資本」の寄生的性格は、それが明治政府の「社会的支柱」<sup>(5)</sup>であった、という側面とあわせて考慮されねばならない。

明治維新政府が成立したとき、その財政的基礎を形成したのは、三井、小野、島田を頂点とする旧来の特権的商人資本であった。資本主義世界市場の強迫への対応と国内の経済的統一の必要とによって、維新政府の初期の経済政策は、まず経済の流通過程の掌握からはじめられた。政府は旧来の全国的商品流通網を支配するこれらの商人層に依拠しつつ、統一的国内市场の編成を試みたが、やがて領有制を基礎とするその全国的商品流通網自体の破綻によって、政策の転換をせまられるにいたつた。<sup>(6)</sup>領有制の解体をめざす土地改革、租税改革を進める一方で、近代的経済制度の移植をはかった井上財政は、官営事業とそれに準ずる政府の強力な保護監督のもとでの民間企業育成策を中心とする殖産興業政策を打ち出した。前者は膨大な財政投資による工部省の官営諸事業であり、後者は政府の干渉のもとで豪商の資力を結集して成立した第一国立銀行や郵便蒸気船会社に代表される。いわば移植しようとする新しい近代的

経済制度の担い手に巨大な資力を持つ前期的資本を組織し、これを官僚の指導、統制のもとにおくことによって資本主義体制創成の中核たらしめようとしたのである。この官僚と癒着した半官半民的事業の基礎となった前期的資本はますます御用商人的性格を濃厚にしていく。しかし、そこでの商人資本の側の企業としての主体性はつねに官僚のインシヤティブに圧倒されたことに注意すべきである。資本はより大きく自己を増殖するために権力を媒介としながらも、つねに資本独自の運動を志向する。この矛盾がやがてこれらの半官半民的事業を不振にみちびいていくのである。

さて、大久保政権の確立を画期として、経済政策のあらたな展開がみられるが、その中で三井、三菱にたいする明治政府の保護のあり方が大きく転換をとげることが注目される。ここには明治政府の「社会的支柱」の再編成が示されているのである。

すでに前項で述べたごとく、大久保政権＝大隈財政は、資本主義の早期育成をめざす本源的蓄積政策の強行的遂行を開始した。しかし日本における本源的蓄積の過程は、それ自体特殊なかたちをとらざるをえなかつた。ドイツ、アメリカ資本主義は集中独占の本場となることによつて、自由競争の祖国イギリス資本主義を凌駕しようとした。そして株式会社形態による社会的資本の集中によつて、それを可能にした。しかし資本主義世界市場の強圧のなかでの後進的発展を余儀なくされ、しかも経済的主体が成熟していない日本の場合は、より強度の軍事的性格とより大きな規模での集中——国家への資金の集積とその集中的な投下——を必要としたのである。本源的蓄積過程における国家権力の役割——社会の集中され組織された暴力を利用して、封建的生産様式から資本主義的生産様式への転化過程を温室的に促進する<sup>(7)</sup>——はさらに巨大であることを要したのである。そして、いずれの国の本源的蓄積過程においても重要な役割をはたす運輸（海運）、金融、商業などの部門は、関税保護障壁のない日本においてはとりわけ国家の集中、

組織された力を必要とした。しかし、この本源的蓄積政策を遂行すべき明治政府の経済的基盤は脆弱であり、政策を実現するための権力機構も不完全なものであった。したがって未成熟な権力機構を補完し、本源的蓄積政策の直接の担い手となつて機能する特定の豪商—前期的資本が、権力機構の一端を構成するものとして位置づけられたのである。他方前期的資本の側では、政策の恣意的変動にたえず動搖を続けながらも、権力機構に癒着して政策と同一の方向をとることによって（むしろそれを挺子として）、自己の前期的資本からの転換をはかり、同時に権力機構の未成熟ゆえにより大きな利益の獲得が可能となつた。このような権力と癒着した前期的資本＝政商のあり方の上で、とりわけ大久保政権＝大隈財政の経済政策の中で、前期的資本が企業としての独自性を有しながら政策実施機構の一部にあらためて定着されたのである。このあらたな共生関係のもとで、明治政府の権力の「社会的支柱」となつたものを——権力との癒着という一般的の意味での「政商」と異なる限定した内容をこめて——「政商資本」としてとらえることができよう。かかる意味での政商資本の性格が、とくに強く示されるのは、関税自主権喪失と居留地貿易体制のもとでの半植民地的経済構造からの脱却をせまられ、しかも関税保護障壁の樹立が望めないという特定の段階で、運輸（海運）、金融、商品流通等にたいする集中的支配の担い手として位置づけられたことにある。そこでの政商資本は流通過程を独占的に支配することによってそこからの収奪を強化し、さらに国家に集中された資金を重点的に投下する要としての機能をはたす。このような機能をはたすべき政商資本を創出することに大久保政権＝大隈財政の歴史的役割があつたといえよう。税権回復論の挫折は、政商（資本）保護政策が成立する重要な契機であった。本稿が次節において政商保護論成立の前提として税権回復問題をとりあげる理由もここにある。

- (1) 政商（政商資本）の研究史については、森川英正「政商論」（『明治維新史研究講座』第五巻所収）および加藤幸三郎「政商資本の形成」（『日本經濟史大系』5、近代上所収）一〇七ページ以下を参照。
- (2) 森川、前掲書、五一ページ。

(3) 山路愛山「現代金権史」、『明治文学全集』35所収。

(4) 『明治文学全集』35、一ページ。

(5) 原口清「天皇制国家の成立過程」(『歴史学研究』三一六号、一七ページ)によれば、原口氏は、「國家がその社会的機能や政治的機能を遂行するにあたり、その機能の遂行を可能ならしめるために主として依拠する階級・層」を、國家の「社会的支柱」としている。

(6) 丹羽邦男、前掲書、とくに第一章第四節を参照。

(7) 『資本論』大月版全集23・b、九八〇ページ。

## 二 政商保護論成立の前提

——とくに税権回復問題との関連で——

### 1 明治四年の税法改革構想における海關税改正論

明治政府が旧徳川幕府からひきついだ通商条約は、明治五年七月四日を改定の期限と定めていた。この改定期限を前にして岩倉大使一行は、条約改正についての各国の意向を打診し、また国内の体制樹立を先進諸国に学ぶべく長期にわたる欧米巡遊旅行に出発した。この条約改正の舞台稽古ともいいうべき岩倉大使一行の条約改正についての構想の重点は、「居留地制と領事裁判権の廢止を中心とする法権の回復にあり、税権回復は第二義的にしか考えられていないかった」といえよう。

しかしこの時期に、岩倉大使一行の副使大久保利通を最高主脳とする大蔵省の側から、「税権回復」が強く主張されていることに注目したい。

これより先大蔵少輔伊藤博文は財政経済制度調査のため米国に派遣され、明治三年一一月金本位制採用と米国に範

をとつた国立銀行制度の創設について建議を行なつた。そして「米国に滯在中現行条約の我が國に極めて不利なるを痛感<sup>(2)</sup>」した伊藤は四年二月条約改正の準備にかんする意見書を提出した。ここで彼は「抑も条約の利害を論ずるに臨み其可否曲直を言ふも、根拠とする所なく比較する所なくては詰り鑿空の説に陥り、偏頗の議に流るるの弊なきを得ず、然らば則ち何を以て根拠とせん、宜しく坤輿開化諸州にて行はるる処の人理と政体とを以て根拠とすべし、何を以て比較とせん、宜しく東西諸州にて遵奉する各国の諸条約、諸約書を以て比較とすべし」<sup>(3)</sup>とし、「廟堂上の諸官員篤と各国の條約書、約定書を取調べ、我国の形勢情実に比較し、専ら付度致<sup>(4)</sup>すための特命理事官の派遣を訴えている。そしてまた自由貿易主義の不利をのべ、輸入税を高くすることによる防禦税＝保護関税の樹立を主張したのである。この建議は当局を動かし、その結果外務省に条約改正係を設け、改正案の調査起草に当らしめたとされている。<sup>(5)</sup>

一方外務省は四年二月、太政官弁官へあてて貿易規則改正にかんして民部、大蔵両省へ調査方の下命ありたき旨を上申している。<sup>(6)</sup>これにたいする民・蔵両省の返答がどのようなものであつたかは明らかでないが、同年五月かさねて外務省から來るべき改定に際して輸出入物品の税則改定についての大蔵省側の見解の提示を求める商議がなされてい。大蔵省は民部省と商議の上でつぎのように答えてい。る。<sup>(7)</sup>

海關ノ税法ハ全国ノ盛衰損益ニ関スル者タルカ故ニ輕易ニ之ヲ改革ス可カラス、宜ク当サニ利害得失ヲ熟慮シテ以テ有害無益ノ方法ヲ議定スヘシトハ嘗テ貴省ノ太政官ニ稟議セシ所ナリ、是ヲ以テ彼我協議スルノ日ニ際シ彼ヨリ端緒ヲ啓クヲ待チ臨機之ヲ措置スル如キ苟且ノ施為有ル可カラス、

しかしここでは条約改正の重要性を認めながらも、その具体的方法にかんしては、「先ツ速カニ改定ヲ加フ可キ各項ヲ各外国公使ニ照会シ、而ル後ニ貴省ノ審査ヲ経テ我省ニ協議スルヲ欲ス」として自己の積極的意見は開示していない。このことは、税権回復問題にかんする大蔵省としての独自の方針がいまだ確定していなかつたことを示してい

ると思われる。

しかしそれから間もない八月一日、大蔵省は大蔵卿大久保利通、大蔵大輔井上馨の連名で「來王申年條約更正ノ期ニ会シ——中略——勉テ万國普通ノ公理ニ拠リ、從来關涉ノ宿弊ヲ脱シ、至公ノ條約ニ改定致シ、前書輸出入税目等ノ儀ハ全ク我ノ特裁ニ帰シ、物產ノ多寡流融ノ実況ニ応シ便宜適正ノ処分相成候ハ、物產ノ洪利、富強ノ基礎相立、隨テ特立ノ威柄モ相備リ可申、此條約改正ノ一挙ハ實ニ御國ノ隆替ニ關涉シ不容易重件」と關稅改正の必要を主張した意見書を正院へ提出した。<sup>(8)</sup>

この建議は、おそらく稅權回復にかんする大蔵省の最初の公式的主張とみることができよう。ただ、稅權回復を訴えたこの時点の大蔵省の主張は、必ずしも海關稅の具体的状況を把握した上でなされたものとはいがたい。というのは官僚機構が未整備であった当時において、各開港場運上所の事務はその土地を管轄する地方官が執行し、外務省がこれを統轄していたからである。したがつて大蔵省からはこの建議がなされた前日の八月一三日付で、輸出入貿易の実況を把握し、あるいは收稅の方法を設けて物品の平準をはかり、物產の増殖を進めるることは經濟政策上不可欠の措置であり大蔵省の要務であるとの立場から、太政官に稟議して開港場稅務の大蔵省への移管を要求している。この稅關事務移管のねらいは大蔵省の機構改革にともなう單なる事務管轄の移行にとどまるものではない。むしろ稅權回復論の積極的提起の一環をなすものとしてとらえるべきものといえよう。

- (1) 大江志乃夫「條約改正の經濟的背景」、東京教育大学昭史会編『日本歴史論究』、五一三ページ。
- (2) 『伊藤博文伝』上、五九二ページ。
- (3) 同右、五九三ページ。
- (4) 同右、五九五ページ。
- (5) 同右、五九七ページ。

同書によれば条約改正掛は四年四月、二三カ条からなる新定條約草案を弁官に提出したが、それに付した意見書によれば、外務省の見解は国内諸制度の未整備の現状では充分の改正を望むことはできず、したがつて改正期を二三年延期して、国歩の進運を待つを可とする、といふ。

(6) 『日本外交文書』第四卷、五〇ページ。  
(7) 『大蔵省沿革志』(租税寮) 明治四年五月一三日項、「明治前期財政経済史料集成」——以下史料集成と略す——第二卷、

三一八ページ。

(8) 『明治財政史』第七卷、一二〇ページ、『史料集成』第二卷、三三七ページ。なお『日本外交文書』第四卷、六三ページ  
も参照。

(9) 『史料集成』第二卷、三三七ページ。なお太政官は八月二八日付で各開港場開市場稅務は以後大蔵省が管轄すべき旨を通達、また大蔵省には同省の機構改革とも関連して租税寮中に外部課が設けられた。

このように明治四年五月の段階から八月にいたる時期に、大蔵省が急速に稅權回復論を積極的に提起するにいたつた背景は、四年九月から始まるとされる稅法改革問題であった。

明治四年七月の廢藩置縣の成功後、大蔵省によつて準備されていた經濟政策構想は、一斉に実現に移された。<sup>(1)</sup> これは土地制度、租稅制度、流通面の多面にわたるが、その中で海關稅收入を含めた租法改革が提起されてくる。すなわち前掲明治四年八月の大蔵省建議が、「租稅ハ經國ノ枢機ニシテ即富強ノ強幹ニ候得ハ、方今改正釐革シテ賦稅其宜ニ適シ、内租外稅以テ經國百般ノ要費ニ供充<sup>(2)</sup>」とのべているように、万邦と対峙並行する富國強兵の基礎としての財政收入——租稅体系の確立がその体系の中へ海關稅收入を含めた内租と外稅の統一として構想されるにいたつたのである。大蔵省は八月建議のあと九月になつて土地永代売買解禁にかんして「地所売買放禁分一收稅法施設之儀正院伺」<sup>(3)</sup>を提出した。そしてさらに一〇月には、岩倉特命全權大使からの「内國稅法及海關稅更正ノ見込并渡來ノ利害得失等参考熟議致シ可申上旨御垂問」<sup>(4)</sup>の機会をとらえて、大蔵大輔井上馨とあらたに大蔵少輔となつた吉田清成との連名で

「内国租税改正見込書」<sup>(5)</sup> および「租税及関税ノ改正並ニ輸出入ノ利害ニ関スル説明書」<sup>(6)</sup> を正院へ提出した。ここにいたって地租を基軸とし、海関税、物品税等を含めた税法改革の構想は、よりいつそう具体化されている。

四年一〇月の「見込書」および「説明書」に示された大蔵省の税法改革構想は、内国税と海關税の二つの柱からなっている。内国税の中心が地租にあるのはいうまでもない。しかし、從来の貢租負担が農民に偏重して「農民独り其重ニ苦シムコト久シク」租税負担の平均化をはかるために「地ヲ耕ヤシ、力ヲ労スル者ニ課スルニアラスシテ、物品ヲ費ス者ヨリ出サシメ、有用品ニ薄クシ、無用品ニ重クスル」ことを普通の公理であるとしている。しかし「旧来ノ歳入ヲ減セサルヲ目的」<sup>(7)</sup> とする税法改革では、國用の会計を維持するためには早急の地租輕減は不可能である。ゆえにまず「地所売買ノ禁ヲ解キ、地券ヲ改メ、而シテ沽券ノ税法ヲ施設シ、或ハ物品税印税等ヲ起シ、其実挙ルニ從テ一般土地ノ税ヲ薄ク」<sup>(8)</sup> することが要請される。いわば物品税、印紙税を設けてその増大をまゝて漸次「田租ヲ薄クス」る構想であった。しかも大蔵省当局がその減租によつて期待するところは民力休養による農業生産の拡大であり、「百工ヲ奨励シ以テ人工品ノ増殖ヲ誘導」に「海關保護税ノ活用」を加えて「常ニ輸出ノ物品ヲシテ輸入ノ物品ヨリ數倍セシムルコト」にあつたのである。ところでこのよだやな税法改革構想の中で「海關税」はどのように位置づけられてゐるのであらうか。以下「説明書」によつてみよう。説明書は当面する税法改革の要点を内租と外税にわけて論ずるが、後者については「厚ク輸入ノ物ヲ税シ、輸出ノ品ヲ税スル事無ク、我製產ヲ保護スルノ海關税ヲ興ストナリ」としている。輸入税にかんしては、工業生産が未発達の段階で、資本制生産による廉価な輸入商品の圧迫から在来産業を守り、将来の發展をはかるためには輸入税を重くして「保護ノ法ヲ施ラス」以外にはないとする。ただ「人知ヲ開キ国化ヲ増シ、利用厚生有益ノモノ」すなわち「学術技芸ノ器械」等資本主義の移植に必要なものは輸入に依存しなければならず、したがつて「保護ノ税ヲ賦スルニ方リ大ニ輕重ノ等差アリ」「能ク我ニ利アルモノハ輕ク收メ、不

利ナルモノハ重ク歛メシム」ことが立則の要であるとしている。

また輸出税を減ずることは「国ニ金貨ノ輸入ヲ増シ、民ニ倍蓰ノ利ヲ得」、したがつて物品税、営業税が増大するとの立場にたつが、「商ニ税スルノ法立サル」現状では収税の増加は期待できないことから、国内税制が整備されるまでしばらく輸出税を存続させるという。ただし絹織物、生糸、茶、煙草などの主要輸出品は「国产民業ヲ殖スヘキモノ」であり、これらはつとめて輸出税を軽減することによって輸出の増大をはかることを主張している。

以上見てきたように、明治四年段階の税法改革構想の中で海関税問題は単に財政収入上の問題だけでなく、地租軽減の前提条件を作るための保護税制の樹立に重点がおかれていた。地租を軽減するための物品税、印税の増大はいずれも商品生産の発展を前提とする。しかし、半植民地的経済構造から脱却して「生産ノ増殖ヲ勧メ」、「人工品ノ増殖ヲ誘導シ」やがて先進資本主義国の生産物に抗して「海外ニ対シ許多ノ利益ヲ得」るまでにいたらしめるためには、なによりも關稅保護壁の確立が必要とされたのである。いわば税法改革構想の中での海関税問題は、「古風な生産様式から近代的生産様式への移行を強行的に短縮する人工的な手段」<sup>(9)</sup>である保護税制樹立のための海關税改正論として提起されたのである。大蔵省は一〇月建議に先立つ四年九月晦日、大久保と井上の連名で「保護税説」出版の許可を求める「保護税則ヲ設ケ工作ヲ勧奨スルノ儀」を正院へ提出している。

『若山儀一全集』の解説によれば、「保護税説」は租税頭であった伊藤博文の委嘱によつて若山（租税権助）が起草したとされており<sup>(10)</sup>、ポルトガル、トルコ、デンマーク、ロシア、インドなど、「西洋各國ノ踪跡ヲ抄訳略述」し、自由貿易と保護税法との利害得失を論じて「其國ノ隆興スル所以、其國ノ衰頼スル所以ヲ知ラ」しめて将来施為の標準とするとともに、保護税制の樹立を訴えたものである。「保護税説」の出版は正院の裁可を得、明治五年三月大蔵省全書の一冊として刊行された。大蔵省はこれによつて自己の政策構想を表明するとともに、「会社弁」、「立会略則」、

「合衆国収税法」などの刊行とひとしく経済知識の啓蒙をはかったのである。

このような保護関税論は、先に掲げた四年二月の伊藤意見書以来、この時期の大蔵省の経済政策構想の底流をなすものであった。明治四年八月大蔵省から提起された税権回復論の基調は、税法改革の前提としての保護税制の樹立を求めたものといえよう。

- (1) 丹羽邦男『明治維新の土地変革』第二章第一節「明治新政権の政策基調」を参照。
- (2) 『明治財政史』第七巻、一二二二ページ。
- (3) 『史料集成』第七巻、三〇七ページ。
- (4) 『日本外交文書』第四巻、九〇ページ。
- (5) 同右、  
第四巻、九〇ページ。
- (6) 同右、  
第四巻、九一ページ。
- (7) 『史料集成』第七巻、三三七ページ。
- (8) 『日本外交文書』第四巻、九一ページ。
- (9) 『資本論』大月全集版、九八七ページ。
- (10) 『井上侯建議要項』(2)、三井文庫蔵 W・2—一。
- (11) 『若山儀一全集』下巻、七三一ページ。
- (12) 同右、  
七四〇ページ。

## 2 明治七年五月、松方「税則改定建議」の背景

明治四年一〇月二七日、岩倉大使等は大蔵卿・輔へあてて、輸出入税額の増減とその増減をなすべき理由について、実際の得失を忖度して調査答申することを命じた。<sup>(1)</sup>先の「内国税法改正見込書」はこの機会をとらえて大蔵省の税法改革構想を提示したものと思われ、同年一一月初めに説明書とともに正院へ送付された。その際「来ル五日限り取調

「差上可申」は、ずであつた各港輸出入物品明細調、すなわち一〇月二七日の依頼に対する答申は、「海関税昂低見込書」<sup>(2)</sup>として「海關稅改正見込上申」<sup>(3)</sup>に添えられて、一月七日に正院へ提出されている。そこで新海關稅額の取調べは「若現今通ニシテ三ヶ年ヲ経ハ、内國之産業モ過半ハ廢棄ニ至、尋而全國衰耗ニ立至可申ハ必然之事」<sup>(4)</sup>との認識から、國產保護、工業勵奨を目的とする保護主義によつてつらぬかれたものであった。

しかし同年一〇月一四日、政府は各国公使に対して旧条約の改正商議を岩倉大使一行が帰国するまで延期することを通告、したがつて海關稅問題も対外的には保留されねばならなかつた。しかし岩倉大使一行が帰国してからは、征韓論争を契機とする政府部内の分裂、さらに佐賀の乱、台灣問題等々、明治政府を動搖させる諸事件があいついで生起し、条約改正問題はしばらく等閑に付されていた。

大藏省では六年五月、大藏大輔井上馨と、大藏省三等出仕渡沢栄一が「財政に関する奏議」を公表して辞職し、代つて大限重信が大藏省事務總裁に就任するといふいわゆる大藏省事件があつたが、続いて一〇月、征韓論争破裂による内閣更迭で大限が大蔵卿となつた。以後明治一四年政變にいたるまでの大限財政の展開を見る。この時期の大藏省の主要な問題は、地租改正と家禄処分にあり、地租改正事業は明治六年七月に地租改正法が制定公布されている。

しかし關稅問題に関する大藏省側の動向をみると、六年二月には大藏大輔井上から租稅権頭中島信行に対し「稅關保護稅御制定ノ儀ハ一昨年（辛未八月允裁相成居候処）条約改正の期限も近づいたので、租稅寮中に一局を設けて海關稅則の調査を行なうことを命じ、六月には「海關稅則取調書」が提出されていることが知られるが、特記すべきものはなかつたといえよう。

海關稅問題がふたたび前面におし出されるのは明治七年に入つてからである。

明治四年以来租稅権頭であつた松方正義は、七年一月一五日、陸奥宗光辭職のあとをうけて租稅頭となつた。松方

は同年四月二十五日、租税助吉原重俊との連名で、大蔵卿大隈、同少輔吉田清成あてに「税法改定建議」を提出して「本邦今日ノ急務ハ條約改正ノ大眼目ヲ立て、税法定立ノ大権ヲ復取スルニ在リ」と税權の回復を訴えた。<sup>(7)</sup>

その主張は以下のように要約できる。

一、貿易、とくに輸入の増大にともなつて、輸入超過が巨額にのぼる。したがつて正貨が流出し、そのため紙幣信用が下落するおそれがある。

二、輸出入の不均衡は国内生産が未発達であることによる。しかも現状のままでは将来日本から輸出しうるものは「天然粗大ノ数品」にとどまり、しかも「全尽ノ人工品ハ日用須要ノ品物ト雖トモ尽ク之ヲ他邦ニ仰」がねばならないという破滅的状態に陥ることは明らかである。

三、したがつてその状態から脱出するためには「内工繁殖」が必要であるが、それにはまず保護関税が確立されなければならない。

四、輸出税は、輸出增大のために茶葉、絹糸、蚕卵等の他はすべて廢止する。

五、茶、生糸等日本固有の產物であり特に近來海外において須要のあるものには輕税を賦す。それは輸出税賦課によつて価格を増しても「必ス之ヲ用ヒサルヲ得サルノ勢情」があるからで、むしろ課税することによつて政府の財政収入の増収をはかることができる。

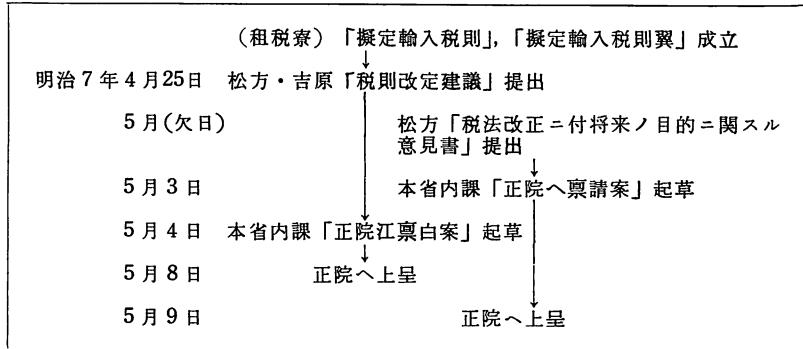
六、蚕卵への課税は「内民ノ産業ヲ保持ゼン」ためである。

右の松方・吉原建議は大蔵省内部でさらに検討が加えられた結果、「抑理財之道ハ收稅ニ有之、收稅之要ハ税關ニ有之、我国一般之稅則未タ其宜ヲ不得、因テ適宜之更正ヲ加ント欲スト雖モ、或ハ實地施行ノ際動モスレハ多少之障碍有之、遂ニ其成功難期、其障礙之根柢スルハ所謂海關之稅權我ニ全有不致之故ニ有之候、蓋シ海關ノ稅則ヲ設クル

ニ他ナシ」とする「海關稅則改定ノ儀ニ付伺」となつて五月八日、大蔵少輔吉田清成から三条のもとへ提出された。<sup>(8)</sup> 松方の稅則改定建議は、右に要約した第五において主要な輸出品に対する課稅を財政収入の増大との関連で論じていることが注目される。そのことを含めて明治七年四・五月の時点で改めて稅權回復論が提起され、しかもそれが「方今緊要ノ急務、一日モ難差置至當適切之建議」とされるにいたつたのはいかなる理由によるかをつぎに検討しよう。

松方は右の建議に統いて同年五月、「稅法改正之儀確定ニ付将来ノ目的ニ關スル意見書」を大蔵卿代理大蔵少輔吉田清成へ提出して、正院への執奏を求めていた。<sup>(9)</sup>『松方伯財政策集』では日付を欠いているが、これをうけた吉田の「稅法改正ニ關スル正院への上申案」<sup>(10)</sup>（本省内課佐伯惟馨起草）が五月三日付で起草されていることから、当意見書は先の建議とほとんど前後して作製されたと考えられる。すなわち両者が正院に上申されるまでの関係は次ページ上表に示すごとく重なり合つており、したがつて四月二五日付「稅則改定建議」が大蔵省部内で審議された際、当意見書がともにその審議の対象となつたことは当然のことと考えられる。むしろ両者はより密接な関連のもとで考慮され、二つの正院伺は、その検討の結果を正院へ反映させる際に問題のそれぞれの側面を表現したものと考えられる。したがつてこれら四件の文書の根底にある問題は同一のものであり、そうであるならばこれらの両建議をつらぬいている問題の意味があらためて問われなければならないであろう。

これらの建議を提起するにいたつた直接的な契機は、松方が意見書の中で明らかにした「今ヨリ将来ノ歳入ヲ予メ概算スル、之ヲ旧額ニ比スレハ凡ソ六百万円ヲ減却ゼン」<sup>(11)</sup>とすることが予想されたことであった。すなわち、旧貢租收入を減じないことを前提として算定された地価百分の三の課稅定率が、旧租法の苛重に過ぎるものが多くいため減ずるもの多くして増すもの少なく、結局地租改正法を施行した場合、年額およそ六〇〇万円の減収が予測されるにいた



つたのである。減収額の六〇〇万円は、明治七年度通常歳入見込額五四五〇余万円の規模と比較すれば、その約一パーセントにも達するものであった。しかも「事務多端ノ際、國家費用ニ乏シ」の現状で貢租収入の減額を填補するために新税をおこすことは、「今斯民ニシテ斯新令ヲ聞キ、若一朝苛税ナリト唱」へれば物議紛起が予測され、「而シテ舍テ、之ヲ問ハサレハ數百年來重稅ヲ負フノ農、亦之ヲ何トカ云ハシ」といわざるを得ないほど貢租収奪をめぐる人民の抵抗は激しく、それ以上の収奪の強化は困難になっていたのである。先の四件の文書は、いわばこのような状況にたいする危機的認識の結果として生み出されたものであつた。

かくして松方は意見書では、地租収入の減額を補填するためには新税を興すことと國費を減省する二つの道のいずれかを選ぶことを求めてつぎのとく述べ、「寧ロ中正ヲ得ルノ公道ニ從テ新稅ヲ興ス」ことを提起している。

若シ新稅ヲ興スニ方シテ仮令一時ノ物議紛擾アルモ銳意撓マス、公平画一ノ賦稅ヲ拡張シ、因襲ノ弊害ヲ洗除シ、興ス可キハ以テ興シ、廢スヘキハ以テ廢シ、確乎トシテ其基本ヲ立テン歟、將タ現今止ムヲ得サルノ事情アツテ前議ヲ施行スヘキノ事態ニ非ストン、断然國費ヲ減省スルヲ專一ニシ、先ソ持重シテ賦課ノ偏重ヲ問ハス姑ク他日ヲ待タン歟、此ニ議ノ間熟レニカ一決シ、将来ノ着眼ナクシハ理財ノ道何ヲ以テ立ラ得ンヤ<sup>(12)</sup>

松方によつて提起された「新税」の設定は、近代的租税体系形成の課題とも関

連して、まず雑税の整理、商税——営業税賦課の構想となつてあらわれる。

まず七年七月には証券印税の改定<sup>(13)</sup>を行なうが、続いて八月三〇日、租税寮中に雑税改正課が設けられ、諸営業免許規則並税則が立案される。<sup>(14)</sup>さらに雑税については一二月一二日起草になる「租税興廢更正之儀」の正院への上申にいたつて「免除すべき、更正すべき、新興すべき」税目が整理され、漸次税制体系の形成に向かう。

内国税の中心をなすものは勿論地租であるが、ここで松方は、六〇〇万円の地租減収の事態を前にして地租を中心とした内国税法全体の確立の必要を提起したのである。

この内国税法確立の提起にたいして海關税改定問題はどのような意味を持つていたであろうか。

先に触れたように、建議の中では輸出税の賦課を財政收入の増大との関連で論じている。かつて明治四年八月の井上・吉田建議の段階では、生糸、茶などの主要な輸出品にたいする輸出税の軽減が、もっぱら輸出増大をもたらすためのものとして考慮されていた。しかしここでは輸出税一般の廃止が提起されていながらも、主要輸出品に対する軽税の賦課が財政收入の増大と結びつけられて主張されているのである。この転換は六〇〇万円減収という新しい事態への対応を示すものとして注目される。

しかし「税則改定建議」を前掲意見書との関連でみると、そのねらいは関税収入の増大にとどまるものではない。先の「新定営業税則」においては、「我国現今ノ税法ヲ観ルニ釀酒絞油諸印紙及ヒ僕婢車馬游船鳥獸獵等ノ徵稅アリト雖モ未タ商稅ニ至テ之ヲ收セサルモノ其十カ八ニ居ル」という状況のもとで商税を設け、「逐次漸ヲ以テ他商業ニ及ボシ、結局一定ノ税法確立アランコトヲ庶幾」するという。しかし、そこで「第初ノ着手」とされたものは「各業中民間尤無用ニ属スル者、或ハ風俗ヲ奢美淫懦ニ導ク者一二」、例えば旅人宿、割烹店、遊船宿のこときものにすぎなかつたのである。

「至当ノ税法ヲ布シ、新税ノ額倍蓰スルニ從シテ地税ヲ減セン」とする税法改革構想の上にさらに加えられた六〇〇万円に達する地租の減収を、物品税、営業税等の増収によつて補うためには、当時の国内産業の未発達の状況のもとでは、まずその税源としての「物産繁殖」——商品生産の拡大からはじめなければならなかつた。しかし資本主義世界市場に強制的に編入され、その廉価な商品の重圧に苦しむ状況のもとで内工繁殖の業を興し、それを維持するには、なによりも保護税則の確立を前提としなければならなかつたのである。かくしてそのための基本的施策として税権回復が提起される。この時点における税権回復の要求は、地租改正による国家財政の確立、新税の創設による補強、税収源確保のための国内産業の育成、保護税則の確立、との構想に立ち、さらに輸出税そのものをも財政收入増大の基礎として期待したのである。『大隈文書』第三巻の解題によれば、税制整理が「税則改定建議……に附隨する問題として、海関税改定との関連において考慮されている」としている。<sup>(17)</sup> 両者の関連はいうまでもないが、むしろ税則改正建議自体が、地租改正事業の達成を目的として六〇〇万円減収の事態と、それを補うべき営業税、物品税等の新税創設の要請とに関連して提起されたものであることは、以上の行論において明らかであろう。それ故にこそ、「此権（註・海關ノ税権）我レニ全有セサレハ、如何様内地ノ税法ヲ更革スト雖トモ其當ヲ得ル事難ク、終ニ理財ノ道得テ不可立、殖產ノ法得テ不可施、上下困弊之勢ニ立至候義ハ眼前之事ニ有<sup>(18)</sup>」との認識が生まれてくるのである。ここでの「内地ノ税法」とは地租改正のみを指すのではなく、新税の創設を含めた税法体系の全体を意味している。保護関税制度の樹立はこれら税法体系確立の前提であり、税権回復を抜きにしては地租改正の実施も困難であるばかりでなく、国家財政の確立、殖產興業政策の実現も不可能となる。この認識に立つて海關税改定を含めた全税法体系の確立を主張したのがこれら兩建議であった。

(1) 『日本外交文書』第四巻ノ八三、八八ページ。

- (2) 『明治財政史』第七巻、二二一ページ。
- (3) 『井上侯建議要項』三、三井文庫蔵 W・2一一。
- (4) 同右。
- (5) 『明治財政史』第七巻、二四三ページ。
- (6) 同右、第七巻、二四三ページ以降。これは「輸入税目略説」、「擬定輸出税目」「擬定輸入税目」からなっている。
- (7) 『日本外交文書』第八巻ノ一七、附記附屬書二。なお「松方伯財政論策集」（『史料集成』第一巻、三五七ページ）での表題は「海關稅改正議、第一」となっている。
- (8) 『日本外交文書』第八巻ノ九、附屬書一。
- (9) 『史料集成』第一巻、三六一ページ。
- (10) 「大隈文書」A・一八八四。
- (11) 『史料集成』第一巻、三六二ページ。
- (12) 同右、第一巻、三六二ページ。
- (13) 『大隈文書』第三巻、七五ページ。
- (14) 同右、第三巻、六三ページ。
- (15) 同右、第三巻、五一ページ。
- (16) 同右、第三巻、六三ページ。
- (17) 同右、第三巻、四八五ページ。
- (18) 『日本外交文書』第八巻ノ九、附屬書一、一六ページ。

### 3 正貨流出の激化と松方「海關稅改正議、第三」

明治七年は後半期にはいってから、佐賀の乱に続いて台灣問題、小野・島田両組の破綻等々の諸事件があいついで起つた。さらに前項でみた「稅則改定建議」にも指摘されている貿易の不均衡の結果としての正貨流出が激化するな

ど、内外にわたる動搖の時期であった。この年の末、租税頭松方正義は、ふたたび海關稅改正に関する建議を大蔵卿大限重信のもとへ提出している。『松方伯財政論策集』中に「海關稅改正議 第三」と題して収められているものがこれである。<sup>(1)</sup>明治七年後半期の海關稅改正問題が何を生み出していくかの検討がここでの課題となる。

前項でみた七年五月建議での海關稅改正問題が、主として稅法体系確立の立場から論ぜられてきたのにたいして、七年末の當建議を生み出したものは經濟的危機の急速な深化であった。すなわち、松方が「海關稅改正議 第三」（以下第三建議とする）を提起するにいたつた直接の動機は、連年の輸入超過によつて正貨が濫出して、「國財空竭ノ弊既ニ極リ」しかもそれが「輓近ニ至リ殊ニ甚敷」くなつたことに求められる。

建議によれば、明治政府が新貨幣の鑄造をはじめて以来、七年九月までの鑄造高六三五四万六〇〇〇円に対して、七年一月から九月までの現貨の流出高は一一〇九万二〇〇余円に達し、「既往輸出ノ高亦幾千ノ巨額ニ及ヒ候哉モ難相量」という切迫した状況にたちいたつたのである。建議は、その原因が「海關ノ稅權ニ帰收セサルヨリシテ、能ク輸出入物品ト内地產物トノ景況ヲ察シ、其宜シキニ從テ稅則ヲ設ケル事ヲ得サル」にありとして、稅權回復が國家の盛衰安危にもかかわる急務中の急務であることを訴えている。

たしかに七年末以来の「正貨流出」は明治政府の經濟政策の根本にかかる重大な問題であった。なぜなら、正貨流出の原因は単に輸出入差額によるばかりでなく、後述するように世界的な金価騰貴現象の結果が、日本からの金そのものの取奪となつてひきおこされたものであつたからである。したがつて、その危機の深化においては五月建議の段階とはいちじるしくその背景を異にしているといえよう。以下、松方建議における現状認識の基礎をなした正貨流出の状況から検討をはじめよう。

第1表は明治五年から一〇年にいたる金銀輸出入の概況を示している。そこでは金銀合計の輸出超過額が、とくに明治七年になって急激に増加していることが明示されている。すなわち七年一二九二万円、八年には一四三七万円に達し、これを明治六年の出超額二〇四万円と比較すれば、それぞれ六・五倍、七・二倍となっており、また七年の輸出額を金銀のそれぞれの対前年比でみれば、金では三・一倍、銀で二・三倍となつており、これらの海外への流出による国内経済に与える影響の大きさが想像されよう。しかも、金の場合は、ほぼ一方的な輸出のみに偏しており、その流出量が、輸出超過総額の過半をなしていることからいって、この時期の「正貨流出問題」の核心が金の流出問題にあつたことは明らかである。

ことにその金流出の大半をなすものは、明治政府によって新たに本位貨幣として铸造された金貨であった。第2表によれば明治五年の金流出の大部分は二分金がしめ、金貨はいまだ流出量の五・三ペーセントであった。五年には金貨の铸造量そのものがまだ多くはなかつたことにもよるが、以後金貨流出が急激に増加して、六年七七・二ペーセント、七年には九三・五ペーセントを占め、五年から七年にかけての流出高累計九七一万六〇〇〇円は铸造高累計の約二割にも達したのである。

このような激しい正貨流出をひきおこした原因の一つが、貿易収支における連年の輸入超過にあつたことはいうまでもない。先進資本主義諸国の安価な商品が、さらにその上に低率關稅の「保護」をうけて滔々と流入し、これに対して輸出の大半が生糸と茶に依存し、その他は「只米麦石炭銅等ノ如キ粗大天然ノ數品ニ過キサル而已」<sup>(2)</sup>という、後進国の貿易構造からくる必然的な結果であった。

しかし、正貨流出の原因是これにとどまるものではない。

金銀の輸出超過が明治七年に急激に増加しているのに対して、物品の輸入超過は五年から七年にかけて次第に減少

輸出超過	金銀合計			$\frac{a}{c}$	$\frac{b}{d}$	a指數
	輸出(c)	輸入	輸出超過(d)			
(-)1,895,401	4,480,895	3,691,510	789,385	59.9%	340.1%	100
1,442,237	5,122,927	3,080,542	2,043,385	51.0	29.4	97
4,799,881	13,995,202	1,071,731	12,923,471	58.1	62.9	303
3,788,819	14,663,971	298,322	14,365,649	72.3	73.6	395
(-)2,742,431	10,675,701	8,267,241	2,408,460	55.0	213.9	219
1,208,276	9,441,271	2,173,499	7,267,772	65.9	83.4	232

(f)= a + e	(g) 外国金貨	(h) 金地金	(i) 合計	a / i
2,684,787	円	円	2,684,787	% 5.3
2,614,055		—	2,614,055	77.2
8,126,290		—	8,126,290	93.5
10,063,789		532,453	10,603,345	78.3
4,536,278		1,335,494	5,872,356	62.0
5,679,234		511,368	6,221,777	77.0
—	—	—	—	—
36,200	—	1,977,707	2,013,907	
1,600	—	1,100	2,700	
—	—	26,515	26,515	
398,350	2,889	320,226	721,465	
—	—	162,281	162,281	
2,684,787		0	2,684,786	
2,577,855		(-)1,977,707	600,148	
8,124,690		(-) 1,100	8,123,590	
10,063,789		505,938	10,576,830	
12,262,618		1,015,268	5,150,891	
5,679,234		349,087	6,059,496	

## 政商保護政策の成立（岩崎）

第1表 金銀輸出入価額表（明治5年—10年）

	物品輸入超過	金			銀	
		輸出(a)	輸入	輸出超過(b)	輸出	輸入
明治5年	9,148,168	2,684,786	—	2,684,786	1,796,109	3,691,510
6年	6,471,949	2,614,055	2,013,907	600,148	2,508,872	1,066,635
7年	4,144,508	8,126,290	2,700	8,123,590	5,868,912	1,069,031
8年	11,364,517	10,603,345	26,515	10,576,830	4,060,626	271,807
9年	(—)3,746,849	5,872,356	721,465	5,150,891	4,803,345	7,545,776
10年	4,072,381	6,221,777	162,281	6,059,496	3,219,494	2,011,218

(出所) 「明治三十年幣制改革始末概要」(『明治前期財政経済史料集成』第11巻、354ページ)による。

第2表 金輸出入の内訳（明治5年—10年）

		(a) 金 貨	(b) 二分金	(c) 二朱金	(d) その他の 内国古金貨	(e)= b + c + d
輸	明治5年	142,646	2,538,548	3,593	—	2,542,141
	6年	2,013,602	600,453	—	—	600,453
	7年	7,597,753	526,904	1,633	—	528,537
	8年	8,034,961	1,757,953	762	113	1,758,828
	9年	3,639,327	888,164	8,787	—	896,951
	10年	4,789,239	889,995	—	—	889,995
輸	明治5年	—	—	—	—	—
	6年	36,200	—	—	—	—
	7年	1,600	—	—	—	—
	8年	—	—	—	—	—
	9年	391,994	—	—	6,356	6,356
	10年	—	—	—	—	—
輸出超過	明治5年	142,646	2,538,548	3,593	—	2,542,141
	6年	1,977,402	600,453	—	—	600,453
	7年	7,596,153	526,904	1,633	—	528,537
	8年	8,304,961	1,757,953	762	113	1,758,828
	9年	3,247,333	888,164	8,787	(—)6,356	890,595
	10年	4,789,239	889,995	—	—	889,995

(出所) 東洋經濟新報社編「大日本外國貿易五十六年対照表」による。

第3表 物品輸出入価額および輸出貿易の構成（明治1年—10年）

	物品輸出入価額			輸出内訳		比率		
	輸出(A)	輸入	輸入超過	(B) 生糸類	(C)茶類	B/A	C/A	B+C /A
明治1年	円 15,553,473	円 10,693,072	（一）4,860,401	円 10,364	千円 3,581	66.6	23.0	89.6
2	12,908,978	20,783,633	7,874,655	8,639	2,102	66.9	16.2	83.1
3	14,540,013	33,741,637	19,198,624	7,246	4,511	49.8	31.0	80.8
4	17,968,609	21,916,728	3,948,119	9,919	4,671	55.1	25.9	81.0
5	17,026,647	26,174,815	9,148,168	8,203	4,226	48.1	24.8	72.9
6	21,635,441	28,107,390	6,471,949	10,898	4,659	50.3	21.5	71.8
7	19,317,306	23,461,814	4,144,508	6,601	7,253	34.1	37.5	71.6
8	18,611,111	29,975,628	11,364,517	6,469	6,862	34.7	36.8	71.5
9	27,711,528	23,964,679	（一）3,746,849	16,210	5,453	58.4	19.6	78.0
10	23,348,522	27,420,903	4,072,381	10,667	4,375	45.6	18.7	64.3

(出所) 前掲、「大日本外國貿易五六年對照表」による。

していることに注目する必要がある。金銀の輸出超過が物品の入超額をはるかに越えてその三倍に達していることは、単に貿易差額のみが原因ではないことを示している。したがつてこの時期の国際的な金価騰貴との関連を吟味することが必要となる。

明治六年以前には、世界的に金銀比価は一定していた。しかし、一八七一年（明治四年）以降の銀の産出量の増大と、一八七三年におけるドイツの金本位制実施による巨額の銀の売却とが重なって銀価の下落がはじまる。欧米諸国ではそのためにいざれも金本位制への移行をくわだて、排銀吸金の政策をとったことによつて銀価の下落はますます激しくなつた。

「明治三〇年幣制改革始末概要」が引用する米国造幣局年報書によれば、金一に対して銀一五・五〇から一五・六〇の間にほぼ一定していた金銀比価は、年平均で明治六年一五・九二、七年一六・一七、八年一六・五九、九年一七・八八と激しく変化して<sup>(3)</sup>いる。とりわけ、七年後半から八年前半にかけての銀の下落——金価の騰貴は甚だしいものであった。松方建議における「本年一月ヨリ九月迄輸出ノ現貨千百九万弐百余円<sup>(4)</sup>」の根拠をなしたと思われる調査報告によれば（第4表）、日本からの正貨流出はとくに七年六月以降急激に増

加している。また、「銀行課第一次報告」も「明治七年五六月ノ際ヨリ金貨漸ク騰貴シ、八年ノ末ニ至リ益甚シ」と記しているが、これら国内での動きと、国際的な金価騰貴の過程とがほぼ照応していることは単に偶然の一一致とはいきれない。いわば貿易における輸出入の不均衡もさることながら、欧米諸国における金本位制への移行の影響が日本からの金貨流出をもたらしたのであった。明治八年のものと思われる在独青木全権公使・ウイリアムスの大蔵省への報告<sup>(7)</sup>によれば、前年後半期には一三九万三〇〇〇ポンド（米金約七〇〇万ドルに相当する）の巨額にのぼる金貨が日本からロンドンへ送られ、さらに八年二月頃には「次便抜錨ノ英國郵船会社汽船ニテ殆百万弗ヲ輸送アルベシ」としている。しかもベルギーにおいても「莫大ノ邦金ヲ鎔解致シ、更ニ自國ノ貨幣ヲ铸造致候由確報有之」とあるように、日本からの金貨流出は、金そのものの回収であり、それは「他ノ商貨ト同一」の商品としての収奪であった。それだからこそ、正貨流出は激しいものとなつたのである。

さて明治四年明治政府が、新貨条令を公布し、六月以降新金銀貨幣の铸造を始めて以来、その発行高は明治六年末までの一年半に、金貨四六七一万余円、銀貨一一三〇万余円に達していた。したがつて「東京大阪ヲ始メ各地ノ通貨ハ大抵紙幣ト金銀新貨トノ兩種専ラ之カ流通ヲ占メタルヲ以テ、外面ヨリ之ヲ見レハ我国ハ将来金銀新貨豐饒ニ通用スヘキカ如キノ觀相」を呈するにいたつた。<sup>(8)</sup>そのため旧金銀貨の通用を停止しても支障がないとの見通しのもとで、七年九月五日、旧金銀貨の交換に関する第九三号布告が発せられている。<sup>(9)</sup>

しかし、その後の正貨流出の激化によって、政府の新金銀貨通用に対する楽観的見通しはあえなく否定されたばかりでなく、事態はさらに深刻になつたのである。

正貨の流出はその流通量の減少となつてあらわれる。これを第5表について検討しよう。造幣寮創設以来、明治七年までの貨幣発行高は金、銀、銅貨を合わせて六四一万七千余円に達している。その内訳は金貨が七七・〇ペーセ

壱分銀	壱朱銀	英金	洋銀	金塊
両分 25,002.2	両分 51,479	枚 —	ドル 438,964	
35,150	55,650	—	125,120	
36,000	70,600	445,000	77,548	
43,895	72,225	111,000	192,260	
96,850	93,680	—	73,250	
84,705	50,650	960,297	—	
20,750	35,475	3,168	148,200	
28,311.3	49,585.3	—	12,200	
370,664	479,344	1,519,465	1,067,524	—
12,650	14,200	—	414,630	5,500
358,014	465,144	1,519,465	652,894	—
				5,500

(大隈文書 A-2339)による。

正貨流通高				
(F)金貨	(G)壱円銀貨	(H)補助銀貨	(I)銅貨	(J)合計
円 2,666,639	円 2,740,245	円 1,409,331	円 5,624,602	円 12,440,817
26,160,931	3,663,334	3,858,525	5,624,602	39,307,393
43,551,184	3,663,334	7,597,452	5,634,317	60,446,288
39,711,743	4,572,401	8,764,775	6,059,963	59,108,883
32,316,939	4,478,033	9,610,290	6,933,897	53,339,160
29,840,204	6,140,056	12,868,301	7,952,200	56,800,762
25,740,862	5,869,485	15,546,649	9,034,017	56,191,014
F / J	G / J.	H / J	I / J	合計
% 21.5	% 22.0	% 11.3	% 45.2	% 100.0
66.6	9.3	9.8	14.3	100.0
72.0	6.1	12.6	9.3	100.0
67.2	7.7	14.8	10.3	100.0
60.6	8.4	18.0	13.0	100.0
52.5	10.8	22.7	14.0	100.0
45.8	10.4	27.7	16.1	100.0

## 政商保護政策の成立（岩崎）

第4表 金銀貨幣輸出入高（明治7年1月—8月）

	金 新 貨	式 分 金	式 朱 金	銀 新 貨
	円	両	両	円
明治7年1月	—	67,000	—	—
2月	—	10,000	—	32,000
3月	—	67,000	—	6,000
4月	50,000	13,000	—	76,000
5月	60,175	—	—	189,575
6月	511,700	—	—	79,200
7月	809,910	10,000	1,500	87,179
8月	2,019,722	18,530	—	205,570
1月—8月合計	3,451,507	185,000	1,500	675,524
同期間、輸入合計	1,600	—	—	—
輸出入差額（+）	3,449,907	185,000	1,500	675,524
[入超]（-）				

(出所) 「明治七年一月ヨリ九月十一日迄、各港税関金銀貨幣類外國輸出入高取調」大蔵省理財課謹按掲。

第5表 正貨発行高・流通高

	正 貨 発 行 高（累計）				
	(A)金 貨	(B)壹円銀貨	(C)補助銀貨	(D)銅 貨	(E)合 計
明治4年	円 2,666,639	円 2,740,245	円 1,409,331	円 0	円 6,816,215
5	26,303,577	3,685,049	3,858,525	0	33,847,151
6	45,671,232	3,685,049	7,615,902	13,014	56,985,198
7	49,427,944	4,627,055	9,680,884	438,661	64,174,544
8	50,338,101	4,863,953	11,021,067	1,312,594	67,535,716
9	51,108,699	6,378,582	14,328,200	2,330,897	74,146,379
10	51,798,596	7,530,855	17,069,464	3,446,715	79,845,630
	F/A	G/B	H/C		J/E
明治4年	% 100.0	% 100.0	% 100.0		% 182.5
5	99.5	99.4	100.0		175.3
6	95.3	99.4	99.8		106.1
7	80.3	98.8	90.5		92.1
8	64.2	92.1	87.2		80.0
9	58.4	96.1	89.8		76.6
10	49.7	77.9	91.1		70.4

(出所) 『明治財政史』第11巻、752—755ページ。

ント、銀貨一二一・三ペーセントをしめている。しかし同期の流通量の内訳みると金貨は六七・二ペーセントをしめるにすぎない。また発行高にたいする流通量の比率は七年末で九二・一ペーセントであるが、これを金貨のみについてみると八〇・三四ペーセントと低下し、しかもその比率はその後急激に低落する。これに對して銀貨の流通量はさほど変動をみせていない。要するに金貨流出の結果、国内での金貨の流通高は急激に減少したのであり、そのためには紙幣に対する金貨の価値は漸次騰貴をはじめることになったのである。

金貨騰貴——紙幣下落は、創立間もない兌換銀行紙幣の流通に直接影響するにいたつた。国立銀行条例の制定以来、七年末の国立銀行は四行となり、その紙幣發行免許高は二〇七万円であった。しかし現実には国立銀行紙幣に対する信用は薄く、発行された紙幣はすぐさま兌換を要求されたのである。紙幣下落のもとでその流通は途絶し、七年末の実際の流通高は四割にも満たない八〇万円にすぎなかつた。紙幣發行のために株金の六割を本位金貨をもつて金札引換公債証書にかえ、それを抵当としなければならない国立銀行にとって、銀行紙幣の流通が途絶すれば運用しうる資本は株金の四割とわずかの預り金にとどまる。かくして、「資本流動貨財増殖ノ根元楷梯尤モ以テ国脈關係ノ在ル所」<sup>(10)</sup>とされた国立銀行は、紙幣下落の影響と紙幣兌換法とによつて資本運用に不融通をひきおこすにいたつたのである。

そのうえにさらに金融梗塞を激化させたのは七年一〇月二二日の大蔵省達乙第一号、いわゆる抵当増額令を契機に起つた小野・島田両組の破綻であつた。とくに小野組の場合は、三十余県に分店を設け、租税官納の為替を担当するかたわら、「該地物産ノ資本ヲ貸与シ或ハ蚕種生糸米穀其他ノ商業ヲ贊補シ、稍人民ノ信任ヲ得、各地ノ細民之ヲ頼リ其營業ヲ遂クル者多」<sup>(11)</sup> しとされるように生産・流通過程に深く入り込んでいたと思われる。したがつてその破綻が与えた影響も大きなものであつた。しかも小野・島田組の危機は同時に三井組の危機もあり、また第一国立銀行

の存続にもかかわるものであった。三井組の瓦解遠きに非ず、銀行の閉店近きにありとの巷説紛々として起るによんで、「世上ノ財主各疑ノ念ヲ懷キ、一時ニ其財ヲ収集シテ之ヲ死藏スルニ非サレハ之ヲ地所或ハ公債ニ換ヘ、以テ独自ノ損害ヲ防クヲ謀ル」<sup>(12)</sup>にいたつた。そのために金利は高騰し、「商工ハ日ヲ逐テ衰微ニ属シ、竟ニ正路ノ營業ヲ転シ行険僥倖ノ空業ニ耽溺シ、或ハ名ヲ取引上ノ契約ニ托シ、隠ニ外人ヨリ資金ヲ借入レ、遂ニ自持スル能ハスシテ破産流離ニ陥ルノ徒」<sup>(13)</sup>が日ましに増加するほどその影響は甚だしいものとなつたのである。

明治七年後半期以降顯著になつた正貨流出問題とその上にさらに加えられた小野組の破綻の重圧は、その原因の根深さと与える影響の大きさとによつて、経済危機をいちだんと深化させた。おりから、明治八年前半歳入出予算会計表の作製中であつた大蔵省当局にとって、これがきわめて重大な意味を持つていたであろうことは容易に想像できる。大蔵省としては、これへの早急な対応を迫られたのであり、松方の海關稅改正議第三もそのあらわれとみることができる。

松方建議は、この切迫した事態への対策を至急廟堂においてたることについて、大蔵卿大隈から「其筋へ御上申相成度」と訴えたものであった。しかし、本建議が大蔵卿のもとへ提出されたのち、「其筋へ御上申云々」がどのように行なわれたかは明瞭ではない。もちろんそれは史料的な制約によるものかもしれないが、問題の重要性にもかかわらず、大蔵卿から正院への上申を示す史料がみられないということ自体が一つの意味を持っていると思われる。

それは一つには、税權回復の早期実現を困難とする見通しがあらわれたことと、また問題が多面的かつ緊急を要するにいたつたことと関連がある。すなわち、正貨流出をはじめとして多方面にわたる財政・經濟問題の打開が、すでに税權回復の実現を待つことができないほど切迫しており、当面の対策としては、よりいっそう現実性を持ったものでなければならなかつたのである。しかもそれは問題の複雑さに応じた多面的な対応であることを必要としていた。

したがつて大蔵省の立場からは、単に税権回復問題にとどまらず、国家財政確立の課題、さらには小野・島田組の破綻による金融梗塞の弥縫收拾等々を統一的にとらえた政策の立案が要請されるにいたつたのである。かくして七年末の大蔵省における討議の中から、税権の回復を大前提とはしながらも、当面それが困難であることを認めた上での現状打開の構想が提起される。明治七年一二月二九日付で大蔵省六等出仕土山盛有によつて起草された「政始建議」<sup>14)</sup>がこれである。これは松方の海関税改正議をも吸収して、明治七年末の段階における財政・経済問題への対策について大蔵省の基本的立場を明らかにしたものであつた。ここでは大蔵省側の税権回復論は大きく転換をとげ、税権回復問題のみを独自にきりはなしては考えられなくなつてゐる。それは同時に大隈財政自体の転換でもあつた。

- (1) 『明治前期財政經濟史料集成』第一巻、三六三ページ。
- (2) 同右、第一巻、三五八ページ。
- (3) 同右、第一巻、四二四ページ。
- (4) 同右、第一巻、三六三ページ。
- (5) 大蔵省理財課識按掛「明治七年一月ヨリ九月十一日迄、各港税關金銀貨幣類外國輸出入高取調」(「大隈文書」A・二三三九)。
- (6) 『日本金融史資料』(明治大正篇)第七巻上、三ページ。
- (7) 同右、第四巻、一一七九ページ (〔松方文書〕第四七冊)。
- (8) 『史料集成』第一三巻、一〇七ページ。
- (9) 『史料集成』第一三巻、一〇七ページ。
- (10) 『大隈文書』第三巻、一〇九ページ。
- (11) (12) (13) 『大隈文書』第四巻、一八〇ページ。
- (14) 『日本金融史資料』(明治大正篇)第四巻、九〇五ページ。

### 三 政商保護論の提起

#### 1 明治八年一月大隈建議における経済政策の構想

税法改革構想の一環として提起されてきた海關稅權回復問題は、正貨流出と金融梗塞との二つの要因からなる經濟危機の深化のなかで、明治七年末から八年にかけてあらたな転換を迎えた。

正貨流出を手をつかねて放置すれば、「仮令山ヲ鋸、海ヲ煮、無数ノ正金現貨ヲ製造スト雖モ從テ造り從テ出テ、數年ヲ閱ミセシテ現貨海外ニ出積シ、通宝国内ニ灰散シ、患害直チニ我紙幣ニ被及シ、頓ニ從来ノ信憑ヲ失ヒ、忽チ一般ノ流通ヲ妨ケ、資本流動ノ源枯レ、人民生産ノ道絶ユ」<sup>(1)</sup>る深刻な事態をひきおこすに至るのは明らかであり、その結果は「周歳ノ經費ヲ支ヘ、全國ノ維持ヲ謀ル」<sup>(2)</sup>ことも困難となる。この認識にたつて、國際收支の悪化からくる經濟危機の克服が、大藏省の財政・經濟問題の関心の焦点となつた。土山盛有の起草になる「政始建議」は翌八年一月、「収入支出ノ源流ヲ清マシ、理財会計ノ根本ヲ立ツルノ議」<sup>(3)</sup>（以下「一月建議」と略す）として、大藏卿大隈重信から太政大臣三条実美のもとへ提出された。この年内務省および大藏省からは大久保利通の「本省事業の目的を定めるの議」<sup>(4)</sup>や大隈の九月、一〇月両建議をはじめ、多くの建議、上申がなされている。その契機は、大久保利通を頂点とする絶対主義官僚が明治政府の主導権を確立したことによつて、彼らの意図する政策の強行的実施が可能となつたことに求められる。しかし同時に一方では條約改正が困難である見通しのもとで、当面する經濟的危機が稅權回復による保護稅制の樹立を待てないほどに深化し、したがつて国内での諸政策による打開をせまられるにいたつた事情があつたのである。いわば大隈の一月建議はその転換の起点をなすものといえよう。ここではまず一月建議についてその経済政策の構想をみておこう。

建議はその目的とするところをつぎのとく述べている。

其要旨ノ在ル所、復タ強メテ我物産ヲ繁殖シ、商工ヲ振起シ、以テ外物難至ノ勢ヲ厭シ、現貨濫出ノ害ヲ防キ、併セテ我国家人民ヲシテ富実ヲ致シ、産業ヲ保チ、歳入税額又隨テ增多ナルヲ得、終ニ理財ノ本ヲ立テ經濟ノ旨ヲ貫スカント欲スルニ過キサルノミ<sup>(6)</sup>

すなわち、国内産業を振興することによつて輸出入差額を減少させ、國際收支の改善と正貨流出問題とを解決し、最終的には國家財政の確立にあつた。しかし、国内産業振興のためには、その前提として関税保護障壁の確立が不可欠であった。もとより一月建議においても、問題解決の大前提として税権回復を第一に着手すべきものとする。しかし、条約改正の壁はあまりにも強大であり、早急に実現する可能性は皆無であった。したがつて進行する危機的状況からの脱出をはかるためには、当面関税保護障壁の欠如をどうすることもできないものとして認め、その上で現状打開の方向を摸索しなければならなかつたのである。この立場から、一月建議は「方今ノ勢、便宜理財ノ方略ヲ施設シ、面アタリ現貨濫出ヲ予防スル」ために、「変通ノ策」としての五策一議を提起する。

まず、第一策は条約改正の実現が困難なことから「權宜ノ税法」として輸入商品への国内流通過程での課税を考慮するとともに、その及ぼざるところをおぎなうものとして「人民中專ラ輸入舶來ノ物品ニ資リ売買ヲ為シ、利益ヲ收ムル」輸入商人への重税の賦課を提倡する。ここでは正貨流出問題打開のための輸出入平均と、間接税の增收という一石二鳥の効果が期待されている。

しかし、一月建議が眼目とするところは、財政支出をもつて当面の危機を乗り切るカンフルたらしめることであつた。

一月建議は、国家理財における支出を虚費と実費とに分けてつぎのようにいふ。

虚費トハ一時之ヲ使用シ、消散竭尽復タ遺利後益ノ見且償フヘキナキノ謂ニシテ、実費ハ即チ所謂回産復生ノ資本費途ニ充

ツルモノ是レナリ、即チ一ハ以テ之ヲ損シ、一ハ以テ之ヲ益ス、経費使用ノ道豈此レニ尚ルモノアランヤ  
すなわち、ここでいう実費とは「貨財を増殖シ、利益ヲ興起シ、物産繁茂ノ根本ヲ養ヒ民智開明ノ基礎」となるべきものでなければならなかった。しかし一月建議は、現状での財政投資のあり方を反省して「国家使用ノ経費ニ至リテハ万端ノ費途大抵虚費」であるとし、しかも、本来実費に属すべき鉄道、電信、燈台、郵便制度等への財政投資についても多歳閱歴の後でなければ利益の回生、資本の復起が期待できないということから「現今未タ遽カニ実費ノ確称ヲ下スヲ得サル」ものと断じている。ここには工部省の官業中心の殖産興業政策への批判とともに、当面する問題にとつてきわめて速効性を持つ強力な財政政策の実施の意図がこめられているといえよう。

かくして虚費を減じ、実費を増すための構想が提起される。財政収入を有効に支出するためには、消極策ではあるがまず支出面での緊縮が図られる。第二策では官省使府県の諸庁での国産品の使用が訴えられ、第三策では輸入品に依存しなければならない物品の購求については大蔵省用度課を拡張し、諸官省の用度を併せて「一切之ヲ此ニ弁理セシメン」ことが考えられている。これらはいざれも輸入防遏の立場から論ぜられているが、同時に諸官省用度が国産品にきりかえられることによる需要の増大によつて内産の振興が期待されている。しかも、これらをもつて一月建議が「てつていした輸入防遏論<sup>(7)</sup>でつらぬかれていた」とすることには疑問がある。輸入防遏の立場にたつこれらの施策は、一月建議の消極面を示すにすぎないからである。

建議が提起した経済政策構想の持つ意味は、その積極的側面に求めなければならない。重要なのは虚費を減ずるために支出を緊縮することではなく、支出をいかにして実費たらしめるかにあつた。それには回産復生の資本を生み出し、その費途において有効な政策がとられなければならない。一月建議の第四策以降では、殖産興業政策への積極的姿勢が打ち出されてくる。

まず第四策では小野、島田両組の破綻による金融梗塞を開けるための「資本流動」の構想がのべられる。すなわち、「海内ノ人民頓ニ危懼ヲ懷キ、向背其途ヲ異ニシ競テ寄与ノ財産ヲ収徴シ、金貨ヲ握殺地蔵スルヲ以テ万全トナス、是ヲ以テ資本流動ノ源枯レ、貨財増殖ノ道絶ヘ、商賈通セス、事業立タス、全国ノ疲弊タル抑又太甚シ」という現状のもとでは、なによりもまず「資本流動貨財増ノ根源階梯、尤モ以テ国脈關係ノ在ル所」とされる銀行・為換座、なかんずく三井の保護安全をはかることが強調されている。そしてまた、これとは別の構想として「官府ニ於テ一種ノ方法ヲ拮据シ、務メテ國中ノ資本ヲ流動セシム」こと——すなわち後述する出納寮出張所設置の構想が打ち出されていることが注目される。いわば大限は、当面する經濟危機を克服するための積極策の第一に金融機構の改革を置いたのである。

しかしこれらの施策からは、必ずしもすみやかな効果を期待することはできない。そこで当面の効果を狙つて内債の新起を主張した。それによって回産復生の資本を得、「元入ノ源ヲ浚ヘ、運動ノ用ヲ広ク」することを期待し、その費途としては郵船運用、鉄道処分、あるいは国内物産の輸出をもつて外債元利の償却資金にあてるなど々が考えられているのである。

さらに第五策では、商品流通展開の基礎としての交通運輸手段の開発に対する保護勧奨が論じられている。そしてここではその手段として鉄道から海運育成への転換が意図されている。とくに「官立ノ事業苟モ人民ノ掌握ニ帰シ、利潤ヲ得、國益ニ供スルアルモノハ漸次之ヲ然ルヘキ商社等ニ売与下附シ、以テ上下ノ便ヲ收メ、彼此ノ利ヲ通スヘシ」との官業払下げの方針の提起と関連して、鉄道払下げ案が具体的に進行していることが示されている。大限のこの鉄道から海運中心主義への転換は、海運の道を開くことを内務の現に着手の先務とする大久保の殖産興業論に照応する。その期するところは内地物産の融通にとどまらず、「航海測量ノ技術ヲ獎励シ、折衝禦侮ノ基礎ヲ建立シ、隨

テ輸出入ノ裨益ヲ奏シ、闔國富貴ノ柱礎ヲ立ル」ことにあつた。ただこの時点で大隈が「其詳細ノ如キハ姑ク之ヲ他日ノ審案上申ニ付セリ」とした海運政策の重点は、大蔵省所管の汽船十余隻を政府みずから手によつて運用することにおかれていた。鉄道の民間払下げ案に対比して、海運面ではいまだ汽船の払下げについてはまったく考慮されていないことを指摘しておきたい。

一月建議はこれら五策の上にさらに一議をたてる。すなわち「以上数者ノ旨趣目的ヲ達セント欲スルキハ、則チ國家ノ事務盛大繁多ナル固ヨリ言ヲ待タス、隨テ官府ノ体制ニ於テ又些シク変通改正スル所ナキ能ハス」として内務省勸業寮を勸農寮と改め、新たに大蔵省に管商事務局の設置を提唱した。後者は大蔵卿を総裁として、「諸会社其他ノ若干事務ヨリ株式取引、専売免許、展覽事務並郵船ノ運用、鍛道ノ処分等、凡ソ事商売ニ関涉シ、國益ヲ經營シ、人民ノ掌握ニ帰シ、國家ノ保護ヲ要スルモノ」のいつさいの主掌管理を目的としていた。いわば大隈による勸商政策のすべてを統轄すべき機関の設立が考えられたのである。

以上整理が冗漫にわたつたが、一月建議が提起した経済政策の構想は、金融、貿易、海運等々の多面的な内容をもつていた。その意図するところは、国際收支を改善して財政危機を克服する前提として内産振興を早急におし進めることがであった。しかし後進国としての日本には、いまだ内産振興の主体となるべきものが確立していないことから、それに対する強力な政策面での保護の方法がまず打ち立てられねばならなかつた。保護税制の樹立にかわつて、国家への資金の集積と、それを重点的に投下することによって効果をあげようとする保護政策が前面に打ち出されたのである。管商事務局の構想はその保護政策推進の中核的存在として考えられている。

しかし現実には、明治政府の基盤の弱さと経済政策の実施機構の未成熟とを補完して、その資金の集積と投下の機能をはたす直接のない手を必要としていた。その意味から一月建議において三井にたいする保護と、やがて三菱保

護に帰着する海運奨励策が提起されていることが注目される。明治政府はこれらに厚い保護を加えて金融、運輸、商品流通等々にたいする強大な支配力を持たせ、関税保護障壁に代位する機能を果たさせようとしたのである。次項では、一月建議で提起された諸構想が実現される過程を検討するが、三井や三菱はその過程で政商資本として定着する。

(1) 『日本金融史資料』明治大正篇、第四卷、九〇五ページ。

(2) 同右。

(3) 『大隈文書』第三巻の一八、一〇三ページ。

(4) 『大久保利通文書』第六、三六三ページ。

(5) 『大隈文書』第三巻の二一および二二。

(6) 同右、 第三巻、一一五ページ。

以下本節の註記のない引用文は右文書による。

(7) 大江志乃夫「条約改正方針の経済的背景」、『日本歴史論研究』五一六ページ。

## 2 経済政策構想の展開

本項では大隈の一月建議によって提起された経済政策の構想のうち、主要なものについてその実現の過程を追求する。ここでは(1)管商事務局の設置案、(2)海運保護政策、(3)金融通商——金融機関の整備、(4)輸出振興策をとりあげて、一月建議の構想がどのように具体化されるにいたつたかを検討したい。

### (1) 管商事務局

管商事務局は大隈の殖産興業政策、とりわけ勧商政策の中核に位置づけられるべきものであった。内務省が設置される以前の明治政府の勧業政策は主として大蔵省が担当するところであった。明治四年七月大久保

利通の大蔵卿就任と同時に大蔵省中に勧業司が置かれ、ついで同年八月一〇日勧業寮<sup>(1)</sup>（三等）に昇格している。勧業寮は間もなく同月二三日勧農寮と改称したが、翌年一〇月には廃止されて租税寮中の勧農課に縮小されるなど、機構の上でもさして重要な位置を与えられていなかつた。しかも四年八月制定の勧農寮事務章程が「本寮ハ耕織牧畜等ニ関スル勧農ノ事務ヲ掌管ス」としていることく勧業寮—勧農寮の業務は専ら農政面に限定されていたと思われる。

これにたいして勧商事務は最初通商司によつて行なわれていたが、明治四年七月通商司の廃止にあたつて、その事務は大蔵省庶務課と租税司商税掛（のち租税寮雜部課と改称）に分属した。そして勧農寮の廃止とともにその事務を雜部課に合体し、これを勧農課あるいは勧業課と改称したのである。<sup>(3)</sup>

しかし七年一月内務省が発足すると「全国農工商ノ諸業ヲ勧奨確実盛大ナラシムル事務ヲ掌管」する勧業寮は、一躍一等寮の位置を与えられた。同寮が内務省の中心的部局であつたことはすでに述べた通りであるが、それは同省設立の目的からみても当然のことであつた。明治七年三月制定された勧業寮職制ならびに三七箇条からなる事務章程によれば、同寮の機構は、農務、工務、商務、編纂の四課と、その他に庶務掛等の四掛および寮頭付書記からなつていた。ここにはじめて勧商、勧工部門を担当する行政機構が設けられるにいたつたのである。

しかし勸業寮の事業の中心は、管下諸事業の中でも勧農、牧畜と製糸・綿毛織物生産部門におかれ、勧商政策の面についてはむしろ消極的であつたようと思われる。そのため大限は、一月建議において「方今我ノ官制爾來漸次改良ニ赴キ、其事務章程頗ル整然具備セリ、独リ國家現今ノ一大要務即チ商売一事ニ至テハ、既ニ主掌ノ官府ナク、又事務ノ專理スルアルヲ見ス」との現状を開拓するために、内務省中の勧業寮から勧商部門を分離、独立させて、これを大蔵省へ移行することを考えたのである。

一月建議は管商事務局の機構についてつぎのように述べている。

其官府体裁ノ如キハ、一ニ蕃地事務局ニ倣ヒ總裁一員ヲ置キ大蔵卿ヲ以テ其任ニ充テ、自余官員ハ則チ本省他省ヲ論セス都テ事務ノ景況、人材ノ要否ニ依リ時々之カ御用掛ラ命シ名ケテ委員ト為シ、其他非役匹夫商估等ト雖モ又一時ノ委員ヲ命シ、始終之レニ出頭セシメ、与ルニ若干議事ノ權ヲ以テシ、公然其事ノ得失利弊ヲ論陳スルヲ得ルモノトス<sup>(6)</sup>

この構想が示しているように、管商事務局は大蔵省中の一部局というよりも、むしろ独立した省庁に近いものであった。この構想は、イギリスの「『ボード・オフ・ツレッド』」ニ模倣シ、我現今施行之官制ニ照準シ、以テ斟酌折中ヲ加ヘ、務メテ我ノ今日ニ適當セシメ<sup>(7)</sup>たものであり、いわばこれをもつて勧商政策推進のビューローたらしめようとしたのであった。

一月建議が後命を待ちまさに具状するところあらんとしていた管商事務局構想のより詳細な内容は、大限文書中の「管商局設置条款・職制事務章程案」<sup>(8)</sup>によつて具体的に明らかにされる。これは一月建議と同じく大蔵省六等出仕土山盛有によつて起草され、八年一月一八日付で提出されたものである。したがつて、「当歳首御建議之旨ニ基キ、当省ニ於テ新ニ管商局致相設候ニ付、其職制章程等取調候杯有之、別冊之通及竣工候<sup>(9)</sup>」とあることからも、これを一月建議の具体的実施案の一つとみることができる。以下長文にわたるが、事務章程案によつて管商事務局が管轄を意図した内容をみよう。

#### 管商局事務章程

第一条 管商局ハ一切商売貿易ノ事ヲ掌管スル所ナリ

第二条 本局掌管ノ事務ヲ区分類集シテ左ノ件々トス

一、諸商社創立ノ承認又ハ允許ヲ与フル事

附其条例ヲ制定施行スル事

一、保険商社其他凡百合本商社ヲ処分整頓スル事

一、株式取引所ヲ管理成立スル事

## 政商保護政策の成立（岩崎）

- 一、國立銀行ノ創立准允ニ干預スル事
- 一、為替座ヲ創起スル事
- 一、技術会社ヲ獎励管理スル事
- 一、分產処置ノ法則ヲ制定施行スル事
- 一、人民財産保護ノ方法并其所持讓渡等ニ付キ之レガ規則ヲ制定施行スル事
- 一、在來鉄道ヲ処分スル事
- 一、鐵道并乗合馬車ノ開業運用ヲ監察差配スル事
- 一、水道并瓦斯燈ノ開業ヲ幹理スル事
- 一、度量衡ヲ發行改正スル事
- 一、内外ノ商売貿易上ニ於ケル條約ヲ結ヒ、又ハ之ヲ改良スル事
- 一、諸発明ヲ記録保護スル事
- 一、専売免許ヲ与フル事
- 附其規則又ハ条例ヲ制定施行スル事
- 一、出版免許付与ノ事ニ干預スル事
- 一、商賣保護印ノ規則ヲ制定シ及ヒ之ヲ施行スル事
- 一、工芸職業上ノ展観場博覽会ヲ幹理スル事
- 一、船舶ヲ点検測量シ及ヒ之ヲ記録スル事
- 一、郵船ヲ検査スル事
- 一、官船ヲ運用スル事
- 一、海路。水先案内。海上暗号ノ規則ヲ詮議試験スル事
- 一、海上ノ狼火并救船其他凡ソ海上ニ於テ人命ヲ救護スル諸器具ノ用法ヲ検査試験スル事
- 一、船長。副船長并水夫ノ健康習熟等ヲ検査試験スル事
- 一、海上。諸港。埠頭。海浜。燈明台ニ関涉スル事務ニ干預シ又ハ之ヲ調理スル事

一、諸船ノ破壊又ハ焼失セル事由ヲ尋究スル事

一、凡百商売物品并賦税額数ヲ記載シ及ヒ之レガ計表ヲ制スル事

一、統計表ヲ刈集スル事

一、輸出入物品ノ書上ヲ取纏ムル事

一、内国出產ノ穀物ニ付キ其額數ヲ調査上申スル事

第三条 権宜本局ノ事務ヲ分チ課又ハ掛トスル左ノ如シ

○会社課

諸会社、國立銀行等ニ関スル一切ノ事件ヨリ分産所置并財産保護ノ方法調査及ヒ鐵道処分ノ事務ヲ主理ス

○株式取引所掛

株式取引所ノ差配管理并米油会社ノ事務ヲ主理ス

○運用課

官船運用ノ事務ヲ主理ス

○奨勵課

諸発明、專売免許其他ノ如キ凡百商売又ハ職業ニ付テノ奨勵事務ヲ主理ス

○点検掛

諸船艦并鐵道。水道。俄斯其他ノ開業運用ニ於ケル巡察検査ノ事務ヲ主理ス

○度量衡改正掛

○條約改正掛

以上兩掛既ニ大藏省中ノ設置ニ係レリ今之ヲ此局ニ合併ス

○計算課

凡百統計記載ノ事務ヲ主理ス

第四条 此章程中他日増損ヲ要スル事アラバ 管商局長ヨリ議案ヲ具シテ 大蔵卿ニ出シ政府ノ決議ヲ得テ之ヲ加除更正スル事ヲ  
得ベシ

右管商局職制及ヒ事務章程

上裁ヲ経テ決定スル所ナリ各員能ク之ヲ守リ其程限ヲ憲ル勿レ

年月日

大藏卿　名印

管商局長　宛

以上の事務章程案で見るかぎり、管商事務局が主掌すべき事務は、諸営業の免許、鉄道処分、官船運用を中心とする海運行政、さらには既設の条約改正掛までをも包含した広範なものであるが、同時に明治八年初頭の段階での大隈の経済政策の重点項目を示していよう。

しかし、大隈の一月建議における勧商政策のかなめと目すべき管商事務局設置案は、そのままのかたちでは実現をみるにいたらなかつた。大隈は「天下ノ經濟ヲ謀リ、國家ノ会計ヲ立ツルノ議」と題する八年九月の建議の中で「人財産ノ所有若シクハ相続、譲渡其他ノ保護並商估会社ノ分散鎖店ニ於ケル处分ヲ始メ諸契約、名代人等ノ諸法律」の調査制定と、商法裁判所の設置を提倡している。<sup>(10)</sup> そして管商事務局をこれら法律の調査制定の主任の一として位置づけ、その設置なきときは諸法律の制定は紛糾断爛の譏をうけ、「該局須管ノ事務、方今現ニ各省寮ニ分割離折シ、曾テ主掌専管ノ実アラス、遂ニ設官治事ノ當ヲ失フ」<sup>(11)</sup> としてすみやかな設置を訴えている。しかしここで注目すべき点は、一月建議においては大蔵省中への設置が考慮されていたのに対し、九月建議では、「当省他省若シクハ別局別ナク」<sup>(12)</sup> まずなによりもすみやかな設置の必要が強調されていることである。そこには勧商政策をめぐる内務省との関係、すなわち内務省事業の中心的部分ともいうべき勧業寮の所管事業をふたたび大蔵省へ移行することが困難であつたとの事情が推測されるが、むしろその後の勧商政策は大蔵省単独の支配下におくことよりも、内務、大蔵両省の協力体制のもとにおし進められる方向に向いつつあつたのである。そして同時にこの構想の提唱者である大蔵省の側から構想自体を変質させる動きがあつた。たとえば管商事務局構想の中心的部分をなす官船の運用についてみれば、

海運政策自体が官船運用主義から汽船拡下げるによる民間資本(三菱)の保護育成へと急速に転換しているのである。

管商事務局設置の構想は、「一国凡百ノ事業素ヨリ常ニ政府ノ保護監督ヲ要セサレバ則チ不可ナルハ舍テ論セス、国家人民ノ度位猶オ未ンキニ及ンデヤ政府タルモノ又更ニ其責任ヲ拡張シ、遂ニ人民ニ代リ公益事業ヲ經營スルモノ迂闊鹵莽ノ嗤ヲ取ラスンバ則チ顛沛覆没ノ禍ヲ召クモノ比々之レ有ル」<sup>(13)</sup>との認識から発している。いわば政府みずからによる官営と、経済官僚の強力な監督指導による民間資本の育成であった。しかしこの方針はやがて、一般的な保護から特定の資本に保護を集中することによって効果を高め、それを政商資本として定着させようとする方向に転換する。いわば政商保護政策の確立にともなって、官営主義を基礎とする管商事務局の構想自体が変化したとみることができよう。

- (1) 「大蔵省沿革志」(勧農寮)、『史料集成』第三巻、三七八ページ。  
(2) 同右、第三巻、三七九ページ。  
(3) 「内務省第一回年報」、『維新産業建設史資料』第二巻、一七三ページ。  
(4) 明治七年三月「勸業寮事務章程」、『法規分類大全』官職門 官制、内務省二、七三〇ページ。  
(5) 『大隈文書』第三巻、一一二ページ。  
(6) 同右、第三巻、一一一ページ。  
(7) 早稻田大学図書館蔵「大隈文書」A・四八四。  
(8) 同右。  
(9) 同右。  
(10) 『大隈文書』第三巻、一三〇ページ。  
(11) 同右、第三巻、一三二ページ。

(12) 同右、 第三卷、一三二ページ。  
(13) 同右、 第三卷、一二九ページ。

### （二）海運保護

大隈が一月建議で提起した殖産興業政策の中心の一つは海運の振興であった。建議は鉄道の処分とならんで、大蔵省所管の官船十余隻の運用による輸送手段への保護勧奨を主張した。すなわち工部省による鉄道建設事業が巨額の財政負担を必要とするうえに、その効用が「利益ノ回生、資本ノ復起、之ヲ多歳間歴ノ後ニ期セサルヲ得」ないことがら、當面の急を救うためには、「鐵道興建等ノ擧ニ比スレハ其難易懸絶言フヲ待タサル」<sup>(2)</sup> 海運の育成がはかられたのである。いわば交通運輸手段開発の重点を鉄道から海運へ移行させようとする試みであり、その背後には、工部省を中心の殖産興業政策から内務省中心のそれへの転換があった。この転換をもたらせたのは、もとより財政上の問題などまるものではなかつたが、それについては後に触ることにして、ここではまず官船の運用からみよう。

明治七年四月政府は征台の役に際しての軍事輸送をアメリカ太平洋郵船会社 (Pacific Mail Steamship Company) に依存しようとした。しかしアメリカの局外中立宣言によつて果されなかつたため急遽蕃地事務局顧問英人ブラウンを香港に派遣、同年五月から翌年三月にわたつて一三隻の外国船を購入し、これを三菱会社に委託して輸送にあたらせた<sup>(3)</sup>。これらの船舶は七年一月漕運業開設のために大蔵省に下付され、大蔵省には汽船掛が設けられた<sup>(4)</sup>。一月建議はまずこれらの政府所有船の運用について述べたものであつた。すなわち官船の運用によつて「沿海運漕ノ便利ヲ開キ、内地物産ノ融通ヲ為スハ舍テ論セス、旁々航海測量ノ技術ヲ奨励シ、折衝禦侮ノ基礎ヲ建立シ随テ輸出入平均ノ裨益ヲ奏シ、國富貴ノ柱礎ヲ立ル」ことをはかつたのである。

このように、大隈はまず政府所有船の運用を軸とする海運育成を提唱したが、建議が「其詳細方法ノ如キハ姑ク之ヲ他日ノ審案上申ニ付セリ」としたその後の育政策はどのように具体化されたのであらうか。

すでに前項でみたように、管商事務局の構想には当然官船の運用が含まれ、そのための「運用課」を設けることになつてゐた。しかし同じ一月に大隈は官船管掌のための独立した機関として汽船事務局を正院中に設ける次のような建議を行なつてゐる。

#### 汽船事務局ヲ設クルノ議

(6)

旧蕃地事務局所轄汽船悉皆大蔵省ニ下付シ、同省貢米運輸ノ用ニ供スルハ允許ヲ蒙レリ、既ニシテ同省ニ於テ、貢米輸送ノ余力ヲ以テ清國ノ往復ヲ便ニシ、隣交ヲ厚セン事ヲ上申ニ及ヘリ、茲ニ重儀再三熟案ヲ遂ケ、從来理財着目ノ本旨ヲ拡充シテ更ニ上陳セシ、抑旧蕃地事務局所轄汽船ハ討番ノ擧起リテヨリ外船借貸ノ際頻リニ支吾ヲ生シ、斷然買收ニ廟決シ、爾後兵隊戎器輪重ノ送輸ヨリ弁理大臣清國往復ノ擧ニ至ルマデ凡ソ目下切迫必需ノ事、因テ以テ其給ヲ取ラザルハナク、竟ニ能ク一大事業ヲ拮据セリ……中略……今ヤ蕃地ノ事已ニ了場トナリ内外人民再ヒ其堵ニ安シ、大ニ我政府ノ着手如何ヲ想望ス、而シテ方今ノ要務其緒千百ナリト雖其要ハ理財ノ一端ニ過ギザルベシ、然ルニ我国物産ノ殷庶ナル内外人民ノ熟知スル所ニシテ、而シテ其富却テ諸邦ニ及バザル者ハ其故何ゾヤ、蓋シ首トシテ財産運用ノ末流否塞シ、其本源從テ枯涸スルニ座セリ、故ニ今日理財ノ急務先ツ其末流ヲ疏通シ、從テ其本源ヲ清マスニ在リ、所謂之ヲ疏通スルノ術亦一ナラズト雖[其最モ大ニシテ且ツ急ナルモノ、顧フニ内外運輸往復ノ便ヲ開クニ在リ——中略——故ニ國家苟モ理財ノ事ニ意アラハ、宜ク旧蕃地事務局所轄ノ船舶ヲ運用シ、主トシテ全國海運ノ便ヲ起シ從テ清國諸港ニ往復シ、靜ニ実力ヲ養ヒ、漸次歐米諸国通航ノ議ニ及ブベシ——後略

冒頭の「清國ノ往復」云々は、八年一月一八日三菱会社に委托した汽船をもつて太平洋郵船会社に對抗せしめるため、同社に上海航路の開設を命じたことを指してゐる。<sup>(7)</sup>このように大隈が海運中心主義にたつにいたつた背景には地租改正事業にともなう米穀の商品化とその運送の必要とともに對清貿易拡大の意図があつた。そしてさらには征台の

役に際して前面に打ち出された軍事行動のための輸送手段の開発の要請も重要な契機をなしている。建議は汽船事務局を正院中に設ける理由として、大藏省ないし他の官省では経験に乏しいことをあげ、從来から運用に経験を積んでいる旧藩地事務局その他から人員を選任してこれに担当させようとしている。そして「事漸ク端緒ニ就キ、竟ニ重信前ニ建議スル所ノ一局ニ合スルニ至ラバ、汽船運用ノ事宜此ニ過クルナシ」と述べている。この前に建議する所の一局とはいうまでもなく管商事務局を指すものであろう。いわば一月建議が他日上申するとした詳細方法とは汽船事務局設置案を経ていずれ管商事務局に包含することが考えられていたと思われる。

いずれにせよこの時点で大隈一大藏省の構想は、政府みずからによる官船の運用を目指していた。しかしその後の経過をみると、海運政策は大久保—内務省によつて三菱会社への官船払下げを中心とする保護政策が急速に展開していることは周知の通りである。この転換がいかなる契機によるかをつぎに検討しよう。

明治八年五月一八日内務卿大久保利通は商船管掌事務に關して三様の方法をたて、「其区分并利害得失ヲ具陳」して三条の指揮を求めている。その三案とはつぎのようなものであつた。<sup>(8)</sup>

其一二曰ク 政府ハ此ノ人民ヲ看テ、未タ独歩成立スルノ時ニ至ラサル者ト見做サハ、姑ク其恩威ヲ以テ広ク邦内ノ諸船主ニ諭シテ聯合結合セシメ、コレニ政府所有ノ船舶ヲ下与ン且他ノ方法ヲ以テ之ヲ補助シ、以テ之ヲ成立セシメ、又商船私学ノ設立ヲ命シテ海員ヲ教育セシメ、漸次政府ノ規則条例ヲ遵守シ得ヘキ程度ニ之ヲ教導スルナリ

其二ニ曰ク 政府ハ此ノ人民ヲ以テ未タ第二方法ヲ以テ教導スルノ域ニモ達シ得サルモノト看做スハ、政府自ラ廻漕運転ノ業ヲ執リ、已ニ政府ニ有スル船及ヒ其他ノ船ヲ買上ケ、吾實海及ヒ清国上海等ノ間に廻運シ独リ其利ヲ専ラニスルノ方法ヲ画キ、且商船官学ヲ設立シ、官費ヲ以テ海員ヲ教育シ政府自ラ定ムル所ノ規則条例ヲ自ラ使役スル處ノ官吏傭人ヲシテ遵守セシムルナリ

大隈の官船運用を主体とする海運政策は、この第三案に近いものといえよう。しかし、これらの三案について「難易利害ヲ陳列」しているところから判断すると、大久保はすでに第二案の立場にたつていてることが推測される。事実七月一〇日付で廟議が第二案を採用し、三条から「第二ノ見込ヲ以テ施行ノ儀聞候条可成丈費額ヲ省減シ、尚着手ノ方法等詳細取調更ニ可伺出事<sup>(9)</sup>」との指令が下ると、すかさず大久保は「此者（註・岩崎弥太郎）ヲシテ大ニ之レニ任シ可申」と三菱への保護を中心とする「商船管掌實地着手方法之儀ニ付伺」を三条のもとへ提出している。<sup>(10)</sup>ここでは郵便蒸気船会社がすでに衰退していることから三菱会社への単独保護を述べ、官有船拝下げ、新航路の開設、三菱への補助金交付等の具体策が展開された。これにもとづいて太政官は当年分の補助金を三〇万円に決し、また三菱との約定書を命令書にあらためて、九月一五日にいたって三菱会社への第一命令書が下付された。

もちろんこの段階では大蔵省側も同一の歩調をとっている。「商船管掌實地着手方法之儀ニ付伺」自体が内務、大蔵両省の協議の上ででき上ったものであるが、大隈自身も九月建議の中では官船運用主義の立場から脱してつぎのように三菱にたいする保護を強調するにいたっている。

我邦ノ如キ四面海ヲ以ラ之ヲ環ラシ、天意ノ在ル所自カラ知ルベシ、而シテ上下官民ノ之レニ資用スルモノ寥々聞ク無シ、独リ三菱会社アリ、夙ニ航運ノ事ヲ以テ自任シ日タル既ニ久シ、曩日來政府又之レニ十余艘ノ官船ヲ付シ、二十余万ノ官金ヲ給シ、近比又将サニ米国郵船会社ノ船舶ヲ購收シ、以テ大ニ其規模ヲ張リ、弥々其便利ヲ奏セシメントス<sup>(11)</sup>

いわば明治八年九月頃を転期として官船運用主義は姿を消し、汽船払下げを前提とする三菱会社への保護政策が定着したとみることができるであろう。

交通運輸手段の開発は商品流通展開の基礎をなす。海運の開発は大隈財政の資本流動政策展開の前提ともいべきものであった。三菱への保護を中心とする海運政策が、他の諸構想とくらべて急速に実現をみるといたっているのは、

それだけに当該時期において海運が重要な意味を持っていたことを示していよう。

海運振興への転換、また大蔵省側にとつてみれば官船運用主義から「払下げ」に転換するにいたつた理由の一つに上海航路の開設問題があつた。

幕末期から明治初年にかけて日本沿海の海運はほぼ外国船に独占されていた。外国貿易ばかりでなく、沿岸貿易も開港場間の取引も外国船によつて行なわれることが多かつた。とくに一八六七年桑港・香港間の航路を開設した太平洋郵船会社は、明治三年上海から長崎、神戸を経て横浜にいたる支線を開設し、さらに四年には横浜・函館間に定期船を就航させるなど、日本沿海の海運に圧倒的優位をほこつていた。幕末、明治初年の日本は、貿易面で外国商館に支配されていたばかりでなく、海運面でもまったく外国資本の制圧下におかれており、とくに日本と上海間の航路が太平洋郵船に独占的に支配されていたことは、日本から中国、さらにはヨーロッパへの窓がすべてこれによつて握られていたことを意味していたのである。

したがつて明治政府は、日本沿岸の航海権をとり戻すため、明治八年一月一八日上海航路の開設を三菱会社に命じ、太平洋郵船会社に拮抗せしめたのである。かくて両者はたがいに運賃を大幅にひき下げて抗争は激化するにいたつた。もとよりこの抗争は三菱会社が単独でなし得るものではない。むしろ大久保は、三菱をして外国海運資本の排除、外国航路開設の先鋒たらしめようとしたのであり、この点では政府と三菱が一体となつてゐることは、「唯政府ト人民ノ事業ニ区別アルヲ明ニシ、政府之ヲ為サルノミ、其実政府専ラ任シテ之ヲ掌ルト恰モ同般ナルヘシ」といつていることからも明らかであろう。

大久保の海運保護政策は日本沿海から外国海運資本を排除して、沿岸貿易の掌握をはかり、また上海航路を確保することによつて自国船による外國貿易の実現を目的としていたのである。したがつて、この構想は「海外出商ノ門路

ヲ開ラキ、輸出ノ品額ヲ增多セシムル」ことを目的とした「海外直売ノ基業ヲ開クノ儀」の建議につらなるものでもあつた。これらはいずれも税権回復の困難を前提として、関税保護障壁の欠如を強力な保護政策の実施と独占とによつて補う意図からはじまつている。この機能をはたす主体を見出したとき、官船運用主義は拡下げ論に転換した。こ(13)に政商保護政策成立の重要な契機をみとめることができるのである。

- (1) 『大隈文書』第三卷、一〇四ページ。
- (2) 同右、 第三卷、一一一ページ。
- (3) 『日本郵船株式会社五十年史』六ページ。
- (4) 「大蔵省沿革略志」、「維新産業建設史資料」第一卷、一一ページ。
- (5) 『大隈文書』第三卷、一一一ページ。
- (6) 「大隈文書」A・六、早稲田大学図書館蔵。
- (7) 『日本郵船株式会社五十年史』八ページ。
- (8) 『大久保利通文書』第六卷、三五四ページ。
- (9) 同右、 第六卷、三五三ページ。
- (10) 同右、 第六卷、三八一ページ。
- (11) 『大隈文書』第三卷、一二一ページ。
- (12) 『大久保利通文書』第六卷、三五七ページ。
- (13) 同右、 第六卷、四六五ページ。

### (3) 金融達開

大隈は明治八年の諸建議の中で「資本流動」の政策を提唱した。ここでの資本とはいわゆる「資本」の意味で使われているのではない。大隈が「国家経済ノ要ハ務メテ全国ノ資本ヲシテ常ニ流動止マラザラシムルニ在リ」というと

き、それは通貨の量を増加してその流通を円滑ならしめることを目的としていた。すなわち「資本ノ増加ヲ以テ當時ノ第一要義トナン、頻リニ其方法ヲ考究シ、竟ニ我国資本ノ不足ヲ以テ我国通貨ノ欠乏ニ帰シ、我資本ヲ増加スルニハ到底我通貨若クハ通貨ノ代用タルヘキモノヲ増加セサルヘカラス」<sup>(2)</sup>とする通貨欠乏説に立っていたのである。したがつて大限財政のもとでは、まず通貨の供給を円滑ならしめるための金融機構の整備がはかられなければならなかつた。しかし、小野組が破綻し、三井も危機に瀕している上に井上財政のもとで創設された国立銀行もその影響をうけて本来の機能を発揮できない現状では、政府みずからが金融達開の方策を講じることが必要であった。

大隈の一月建議では、小野、島田両組の破綻による当面の金融梗塞の打開策としては、「殆ント累卵ノ危キニ立チ漸クニシテ全キヲ獲ルノ勢」にあつた三井の保護安全をはかることが考慮され、これと平行して「務メテ國中ノ資本ヲ流动セシムル」ために「別ニ官府ニ於テ一種ノ方法ヲ拮据」する構想が見える。<sup>(3)</sup>

明治八年六月一七日、大蔵省はこの構想を具体化するため陸前仙台と豊前小倉との二ヵ所へ出納寮の出張所を設けることについて、つぎのような伺いをなしている。<sup>(4)</sup>

去冬小野組閉店并島田組上納金差支候以来各所為替ノ都合必至差支候付、此際地方租税上納金及ヒ臨時支給ヲ要スルモノ無拋現金通送ノ規則ニ照準シ、地方官員ヲ以テ護送セシメ、或ハ陸運会社等ニ托シ郵送取計候儀ニ有之候へトモ、事実ニ於テ動モスレハ租税上納期限ニ相後レ、又ハ小数ノ金員モ不容易手數モ相掛リ、冗費亦少カラス、隨テ世間融通ノ道相塞リ官民共不便相極リ候、——中略——依テ彼は省議相尽候處、到底各地方ニ於テ一般為替ノ法相立サル内ハ受渡ノ運転モ隨テ行ハレス候付、先ツ大阪出張出納寮ニ模倣シ、目下西海東山二道ニ於テ出納寮出張所ヲ被置、奥州ハ仙台ニ設ケ秋田青森酒田宮城磐前福島山形置賜岩手若松水沢ノ諸県ヲ付シ、九州ハ小倉ニ置テ山口白川福岡長崎大分小倉三浦佐賀鹿児島宮崎ヲ属シ、右県々之租税ハ勿論、大蔵陸海軍文部工部司法等ノ支庁即チ税關鎮台学校燈台電信裁判所等該地ニ有之凡ソ官ハ收入ノ金錢ハ一旦右出納寮出張所へ相納メ、各省寮ヨリ支給ノモノ亦之ニ準シテ渡方取計、以テ出納ノ弁ニ供セハ第一遠路送輸ノ冗費ヲ省クノミナラス、実際受渡ノ順序ニ於テモ速ニ相連、至極簡易ノ法ト存候、

ここでのねらいは単に官金の通送を円滑ならしめることだけにとどまるものではない。大蔵省の意向としては、「資本流動貨財増殖ノ根源階梯尤モ以テ國脈關係ノ在ル所」としての銀行の育成こそが当面の危機を克服する手段であった。この伺いにおいても、追々各地へ五万円ないし七万円の小銀行を設立していく上、至便の良法を施行したい見込みをのべているが、これは地方における民間金融機関の育成について「両替屋、質屋及ヒ諸問屋ノ如キ其事業狹少ニ似タリト雖比其実或ハ貸借交換ノ道ヲ便ニシ、或ハ（物産流動ノ基礎トナルハ舍テ論セス）傍々銀行類似ノ業ヲ當ミ、取引勘定ノ便ヲ奏シ、今ノ時ニ當テ實際金錢融通ノ事ヲ補助スル、恐ラクハ是レニ過キタルモノ莫ケン、故ニ是等ノ類又將サニ行ク々々調査審案ヲ遂ケ、終ニ然ルベキ保護方法ヲ与ヘ、要其実用盛大ヲ期シテ止マントス」とする大限九月建議に連なる構想といえよう。しかし、金融の疏通の役割を期待すべきこれら地方金融機関の設立は容易ならざることであり、「官庁ニ於テ如何程若慮焦心着手致シ候トモ成切無覓束」<sup>(6)</sup> ところから出納寮出張所自体にその役割を果たさせようとしたのがこの伺いであつたといえよう。したがつて出納寮出張所の役割は、各地に銀行ニ金融機関が成長するまでの過渡的なものであつた。大限の九月建議の第二項には「銀行ヲ改正シ、出納出張所ヲ漸ヲ以テ相止メ、銀行ニ変換スル見込」<sup>(7)</sup> との貼紙があるが、銀行制度が改正され各地の金融機構が整備されれば、当然これにかわるものとされたのである。新設の出納寮出張所はいわばこれらのものを生み出すためのものとして期待されたことは、つぎの一節から明らかである。

——前略——出納寮出張所官員猶現地ニ就テ原官共精々協議ヲ尽シ、豪農富商等ヲ獎励シ、出張所ト各県下トノ間互ニ為替融通ノ道相開ケ、漸次人民於テモ為替至便ノ利ヲ解シ危險ノ疑ラ容レサルニ至ラ、終ニ甲乙丙丁ノ県々ニ於テモ互ニ為替取組ノ方法相立可申歟、然ル時ハ世上金融ノ道相開、商業繁盛ノ基本モ相立、實地ノ経験ニ依テ人民ノ從惑ヲ至固結、将来州立銀行設立ノ階梯トモ相成、独リ官ノ出納ニ不限天下一般ノ洪益不尠、當今理財上急切ノ儀ト存候。<sup>(8)</sup>

出納寮出張所設置についての大蔵省伺は、七月二三日裁可を得、九月五日大蔵省達第一五七号をもつて仙台と小倉

に出張所が設けられた。同月第一六六号達によつて金錢受渡順序<sup>(9)</sup>を定め、仙台は一月一日、小倉は一二月一日よりそれぞれ事務を開始している。

ところでこの金融を疏通する役割を果たすことを期待された出納寮出張所の実務を担当したのは三井組であった。  
「各県ヨリ公納金錢見改又ハ受払ノ都合モ有之、且当省へ上納金等ハ為替ヲ以テ通送致候儀ニテ、東京大阪宮城小倉ノ四箇所へ有金平準融通ノ為メ無滞為替相運ヒ不申テハ不都合ニ付、右四ヶ所へ為替取組ノ為換方ハ三井組ニ可有之候間、同組ヘ小倉宮城ノ両所へ為替方申付為取扱可申候事」<sup>(12)</sup>としている。ただし、ここで三井組は為替方を拝命してもその業務は貨幣鑑定と四カ所の官金為替に限られ、預り金を行なうものではないとされている。明治八年八月一八日付三井組より大蔵省への願書によると、三井組はこの官金の通送において百円につき東京・宮城間二七錢、宮城・小倉間六五錢、小倉・東京間四〇錢、小倉・大阪間二八錢の為替打歩を得ることになつていった。<sup>(13)</sup>三井組では八年九月二〇日為替金約定書の請書を提出<sup>(14)</sup>、同月三〇日、部内に対して仙台小倉為換金の取扱いについての指令を発している。<sup>(15)</sup>

### 仙台小倉為換金取扱章程

#### 第一条

總テ各地方ヘノ為換ヲ命セラルレハ規定之<sup>(通仙台小倉ハ下ノ闕店)</sup>ヨリ為換証ヲ上納シ、其金貰ヲ受取即日其本店ニ通達ヲナスヘシ、亦現金通送ヲ命セラル、<sup>ハ</sup>ハ慥ナル者ヲ選ヒ嚴重守護為致、海陸之便宜ハ御出張所ノ御都合ニ任せ、<sup>ハ</sup>通送ヲナスヘシ、若シ途中ニ於テ無撫事故アリテ、延滞スルアラハ、其証拠トナルヘキ書面或ハ証拠物等ヲ以到着ノ上申出ヘシ

#### 第二条

為換金取扱之義其他ノ事ニテ同願書等差出候節ハ一応本店へ問合之上其承認ヲ得テ可差出、尤至急之義ニ候ハ、仙台ハ<sup>(宮城店取締ト協議ノ上)</sup>差出シタル上、即日本店へ届出ヘク示令下レハ又之ヲ届クヘシ

#### 第三条

又同願及文通其他後日ノ徵証トナスヘキ書類ハ一切取締ノ文庫ニ藏メ置、尚其帳簿ヘ正写ヲ取置ヘシ

第四条

取締以下詰合中ノ諸費ハ本店ヨリ支給スヘキニ付、出張先ニ於テ借用等ハ一切之ヲ禁ス、若無拋事故ニテ至急ニ金銭入用之事アラハ仙台ハ宮城店小倉ハ下ノ関店ヨリ繰替置、其事実即日文通ヲナスヘシ

第五条

御出張所官員方ヨリ為換金ノ内ヲ以一時操替ヲ御依頼アルビ決シテ取計ヲナス事ヲ許サス

第六条

若無拋要用テリテ他出スル事アラハ、御出張所詰合之官員ヘ御届ケノ上、許可ヲ得テ後要用ヲ達スヘシ

第七条

現金遞送之節ハ官員ノ立会ヲ願タル上ニテ取斗ヒラナスヘシ

第八条

都テ預リ金ハ其店小倉ハ下ノ関店ノ証書ヲ以之ヲ預リ、仮令如何程至急ノ場合ト雖ビ一判ニテ金ヲ預ル事ヲ禁ス

第九条

出張人之詰所御出張所中ニテ可然一間ヲ拝借シ宿泊ヲナスヘシト雖ビ時宜ニヨリテハ適宜止宿スルモ妨ケナン、尤火之元万般心ヲ用ユヘシ

第十条

若出張人員ノ内病氣其他之事故テラハ、速ニ御出張所ニ届出、又本店ヘモ文通ヲナスヘシ

第十一条

出張人員詰所ニ於テ三食ヲ除クノ外酒肴ヲ用ヒ候ノ義ハ堅ク之ヲ禁ス

第十二条

又平日者勿論休暇并ニ他行之節ト雖比美服ヲ着シ及酒樓ニ登リ目立ケ間敷所業ハ堅ク謹シムヘシ

右之通規則申渡候條堅相守勉励從事可致事

明治八年九月三十日

大元方

三野村利左衛門

東京本店

元締

出張所  
取締役江

このように出納寮出張所の実務を三井組が担当するにいたつたのは、三井の保護をはかるとともにそれを資本流動策の中核に位置づけようとする大隈財政のあらわれであった。大隈は九月建議と一〇月建議において、出納寮出張所の拡充について述べている。しかし小倉、仙台にひきつづいてさらに山陽道、北陸道へそれぞれ一ヵ所ずつ設立するとの当初の計画は、その後実現をみていない。それは明治九年八月国立銀行条例の改正によつて銀行設立が容易になり、各地に国立銀行が創立されて多額の通貨を供給することになつて出納寮出張所設立の所期の目的が満たされたからと考えられる。大蔵省出納寮出張所は明治一四年五月「追々各地銀行ノ設モ有之、尚又一昨年来租税領收順序施行、当省為替方配置候ニ付、各地方共官民為換便理ニ相成、最早今日ニ於テ仙台長崎両出張所ハ相廢シ候共敢テ差支無之」<sup>18</sup>との理由をもつて廃止されている。

- (1) 『大隈文書』第三巻、一二五ページ。
- (2) 『史料集成』第一三巻、二五六ページ。
- (3) 『大隈文書』第三巻、一〇九ページ。
- (4) 『法規分類大全』官職門 官制、大蔵省二、四七ページ。
- (5) 『大隈文書』第三巻、一二九ページ。
- (6) 前掲『法規分類大全』、四七ページ。

- (7) 『大限文書』第三卷、一二五ページ。
- (8) 前掲『法規分類大全』、四七、四八ページ。
- (9) 同右、四九ページ。
- (10) 大蔵省達乙第三百三拾号。
- (11) 同右、乙第五拾壹号。
- (12) 前掲『法規分類大全』、四八ページ。
- (13) 三井文庫所蔵史料「大蔵省伺願留」(六四二ノ二)。
- (14) 同右。
- (15) 同右、追一三六五—三。
- (16) 前掲、八年六月大蔵省伺、『法規分類大全』、四八ページ。
- (17) 小倉出張所は九年八月一六日付大蔵省伺にもとづいて九月一四日大蔵省達九一号をもつて長崎へ移転した。詳しく述べる。
- (18) 前掲『法規分類大全』大蔵省二、六六ページ参照。
- 右にみたごとく、出納寮出張所はいちはやく実現されながらも過渡的なものとして当初から考えられていた。その役割は金融達開——銀行設立の呼び水となることについたのである。したがつて大限財政が展開する上ではなによりも、資本流動、貨財増殖の根元階梯たるべき銀行制度自体の育成が必要とされたのである。小野、島田両組の破綻は三井組に深刻な危機をもたらせたが、それは井上財政のもとでつくりあげられた国立銀行にとつても同様であった。井上財政のもとで国立銀行制度がつくられた目的は銀行制度の整備のほかに不換紙幣増発の弊害を兌換銀行券の発行によって解消しようとするねらいがあった。しかし政府紙幣の増発は依然継続して行なわれ、また正貨流出の激化によってこの兌換制度 자체に決定的な打撃が加えられるにいたつた。すなわち第6表に示すように、発行された銀行券はただちに兌換請求をうけ、その流通量は極度に減少するにいたつた。この兌換券発行の困難によつて国立銀行の営業資

政商保護政策の成立（岩崎）

第6表 国立銀行紙幣流通状況

	国立銀行数	発行免許高	紙幣下付高(a)	実際流通高(b)	b/a
年月日 明治6.12.31	行2	円1,800,000	円1,362,210	円852,520	%62.6
7.6.30	3	1,920,000	1,896,000	1,356,979	71.6
7.12.31	4	2,070,000	1,995,000	802,730	40.2
8.6.30	4	2,070,000	2,020,000	381,163	18.9
8.12.31	4	1,470,000	1,420,000	233,861	16.5
9.6.30	4	1,470,000	1,420,000	62,456	4.4

(出所)『明治財政史』第13巻、297ページおよび『史料集成』第13巻、435ページによる。

金は涸渇し、いわば国立銀行制度 자체が危機に陥つたのである。そのため明治八年三月には四国立銀行が連署して、政府に条例の改正を請願している。  
 したがつて大隈財政にとってこの銀行制度の改革は早急に解決しなければならない問題となつたのである。そしてその改革は、井上財政のもとで生み出された国立銀行——なかんずく第一国立銀行を基軸とする金融政策から大きな転換をはかることになるのである。

大隈財政のもとでの銀行制度の改革は、通常銀行条例の制定と国立銀行条例の改正の二つの面で考えられた。

大蔵省はまず、官金の出納取扱いを委托され莫大な官金を預つていた第一国立銀行官金取扱事務を出納寮に移すことを企図した。すなわち明治八年一〇月出納寮内に納金局を設け、院省使府県に令してことごとく同局へ直接納付することとし、さらに九年一月にいたつて院省庁現金納払規則を布告して出納寮に実金局をおき院省庁現金の支払いを管掌させ、数日後に納金、実金二局を廃して現金納払局と改称して納金、支払いのすべてを同局に托したのである。<sup>(1)</sup>これは九月建議の「國家ノ経費、人民ノ膏血ニシテ上下ニ対シ一面アタリ其出納ノ責ニ任スルモノハ独リ一国ノ大会計官長アルノミ」との主張に対応する。<sup>(2)</sup>そしてその背景には資本流动のための出納寮出張所の設置があつたのである。

これによつて第一国立銀行の官金出納に関する特権の大半は失われることになる。

渋沢の抵抗によつて全官庁預金の引揚げはまぬがれたが、九年六月以降官金預金の大部分にあたる大蔵省官金取扱いの特権を失つた。<sup>(3)</sup> いわば大隈は国立銀行から膨大な官金を引き揚げて直轄し、それを運用することによつて当面する金融梗塞の打開をはかつたのであり、出納寮出張所はその役割を演じるものとして位置づけられたのである。しかしながらものべたように、出納寮出張所は当面の危機をのりこえるための過渡的なものであつた。とくにそれは「将来州立銀行設立ノ階梯」<sup>(4)</sup>となること、いいかえれば国立銀行条例改正の挺子となることを意図していたのである。したがつて九月建議に付された貼紙は、国立銀行条例を改正して多くの銀行を各地に設立し、金融の達開をはかり、その上で出納寮出張所を廃止することの意味にとれるであろう。ここでは出納寮出張所自体の銀行への転換が考えられてゐるわけではない。政府は明治九年八月国立銀行条例の改正を行なう。<sup>(5)</sup> そこでは国立銀行を通じて兌換制度を確立しようとする当初の国立銀行制度の目的は後退し、多額の通貨を供給することが前面にうち出されたのである。

ところで国立銀行条例の改正と平行して行なわれた通常銀行条例の制定は何を意図していたのであらうか。

通常銀行条例は「明治七八年ヨリ同十年ニ至ル間ニ私立普通銀行条例ノ編成ニ着手シタルコト數回ナリシカ、當時政府ニ於テハ既ニ一般会社法制定ノ議アリシニヨリ、暫ク同法制定ノ後ヲ俟ツヘシトノ議ニ決シ、該条例ノ發布ハ遂ニ中止ニ帰セリ」<sup>(6)</sup>とのごとく実現をみるにいたらなかつたものである。通常銀行条例は明治七年九月に第一回の草案が紙幣頭得能良介によつて提出され、以後数次の改訂を経て八年一月一〇日、大隈から正院への稟申がなされた。<sup>(8)</sup> 大隈が一〇月建議で、「其他各地ニ於テ通常銀行ヲ設置センカ為メ、普ク保護勧奨ノ方法ヲ謀リ、之レカ条例ヲ設ケ已ニ其稿ヲ起ス、不日上呈裁決ヲ仰カントス」といつてゐるのはこれを指してゐると思われる。ここでは条例草案の成立過程を詳しく検討する余裕はないので、後日の検討に待ちたいが、ただ一つ指摘すれば、明治財政史の記述から想像できることは通常銀行条例の制定が三井銀行を対象として考慮されたのではないかという点である。明治財政史

は通常銀行条例編成の契機をつぎのように述べている。

當時是等銀行会社ノ資本ハ其少ナルモノハ固ヨリ数百円ニ達セサリント雖モ、其大ナルモノニ至リテハ數十万若クハ數百万円ノ巨額ヲ擁シテ嚴然一地方ノ經濟ヲ左右シ、名ハ國立銀行条例ノ檢束ニヨリテ銀行ト称セサレトモ、其營業ノ實ニ至リテハ殆ンド國立銀行ト相驅逐シ、其進退消長ハ實ニ一般公衆ノ利益ニ大關係ヲ及ホスモノアリテ到底大藏省ノ監督ヲシテ等閑ニ付スルコト克ハサランムルモノアリ<sup>(10)</sup>

すでに三井組からは八年七月七日付で銀行設立の願書が提出されている。ここで巨額の資本を擁するものといえば小野、島田の破綻以後は三井を指してはいけないといえよう。その上三井組には出納寮出張所の官金通送業務に関与している事情もあつた。これらのことから考えれば、通常銀行条例はまず第一に三井銀行を対象とするものであつたことが推測されるのである。三井銀行設立の出願は通常銀行条例の制定が中止になるのを待たずに九年三月大藏省から条件付で認可され、唯一の私立銀行として設立された<sup>(11)</sup>。しかし私立銀行とはいながらその存在は特殊なものであった。大藏省は從来第一國立銀行が独占していた出納寮の東京・大阪間の為換金の取扱いや、新旧銅貨の引替業務を三井銀行に移している<sup>(12)</sup>。すなわち、このような第一國立銀行と三井銀行の位置の転換は大隈財政のもとで整備される金融機構の中心に三井銀行を据えようとしたことを示している。いわば大隈の一月建議において提起された国中の資本を流动せしむるための金融機構の整備は、出納寮出張所の設置、國立銀行条例改正、三井銀行の設立によつてその緒についたとみることができよう。三井銀行の設立についてはなお後に検討することにしたい。

さて、一月建議の中では「現今ノ際面アタリ其手ヲ下シ多少ノ効驗ヲ見ルヘキモノ」<sup>(13)</sup>とされた内債の新起は、九月建議では公債発行による家禄处分に具体化し<sup>(14)</sup>、九月「華士族家禄处分方之儀ニ付正院上申案」<sup>(15)</sup>となる。ここでは、「現今御国内巨商共落産墜業ノ徒アルヨリ大ニ人心ニ差響キ、融通ノ路壅塞スル景況モ有之候際、……凡ソ壹億五千万円弱ノ公債証書一時発行ノ儀ニ付自然運用繁盛ニ赴キ、融通ノ路ヲ開達スルハ必然ノ儀ニテ是亦両全ノ策」が期待され

てはいる。大隈財政にとって、家禄处分の実現は資本流动政策展開の基礎をなしていた。大隈によつて打ち出された内債募集案や出納寮出張所等の構想は、いずれも通貨の供給を多くし、その運動をはやめて殖産興業資金をつくり出すためであつた。それにはまず政府みずからが豪商と結びついて政府資金の運用をはかる機構を生み出さなければならなかつた。大隈は出納寮出張所を設けたあと九月建議では「農民ヲ保護シ、農業ヲ奨励スルノ意」から利付預り金所と不動産預り所を官設して儲蔵有余の官金の運用をはかり、「農商其他ノ資本ニ供シ、務メテ其功沢ヲシテ國中ニ普遍セシムル」ことを提唱している。<sup>(16)</sup> そして、その具体策に関して建議は、「其規則方法一ハ則チ事既ニ端緒ニ就ケリ、不日進止ヲ仰クベシ、其一ハ今ヨリ將サニ行ク々々調査ニ掛ラントス」とのべている。ここで「不日進止ヲ仰ク」規則方法が何を意味しているかは明らかでない。大江志乃夫氏は、「通財局ヲ設ケルノ建議」<sup>(17)</sup>（明治八年、月日欠）へ連なるものと推定しているが果たしてそうであるうか。むしろ「目今各地方金貨融通ノ道壅塞シ、諸物製造人其資本ヲ得ルニ由ナク、其目的ヲ遂クル能ハサルノ状アルヲ以テ、之ヲシテ其資本ヲ得、其業ヲ拡充セシメ以テ海内ノ物産ヲ蕃盛ナラシメント欲」<sup>(18)</sup> し内務、大藏両省の協議によつて公金の運用をはかるという物産製造資本貸付所設立の構想に統くものとも考えられるのである。

これら二つの建議は月日を欠いており、作成された時期を確定することはできない。通財局設立の構想は、これを大藏省中に置き、「国税六千万円ノ半租每歳十二月徵収ノ規程アルヲ以テ其租額ニ充テ、三千万円ノ預り手形ヲ発行シ貸付竝ニ預り金ノ法ヲ設ケ」<sup>(20)</sup> その運用をはからうとするものである。これには「其条例規則ノ如キハ別冊ニ詳悉ス」とあるが、その別冊は不明であり、物産製造資金設置ノ議がこれにあたるものでないことはいうまでもない。しかし九月建議がいう利付預り金所ならばに不動産預り所は大藏省中の一局として設けるものではなく、出納寮出張所と同じように「各所便宜ノ地ニ羅布」<sup>(21)</sup>することによつてこそその効果が發揮できるとするなら、これと通財局の構想とは

同じものとはいがたいのである。通財局設立の構想は、むしろ明治九年五月に建議された「貸付局設立並資本手形発行ノ儀ニ付伺」<sup>(22)</sup>への連続をみると、これに対して物産製造資本貸付所は、内務、大蔵両省の所管のもので、両省の協議をもつて便宜の地を選び、まず東京、大阪、福島の三カ所に設けようとするものである。<sup>(23)</sup>その設立は、<sup>(24)</sup>海内外の物産を蕃盛ならしめることにあつたが、「貿易ノ盛衰ハ物産ノ興廃ニ因ル、物産ノ興廃ハ貨幣流通ノ便否ニ根ス」との認識から輸出振興のための物産製造資金の供給をねらつたものであつた。とくに福島への設置が予定されているのは、小野組の破綻の影響を緩和することとともに生糸輸出の拡大が意図されていると思われる。「海外ノ物産ヲ蕃盛」ならしめるることは輸出振興に通じる。「國家ヲ經濟スルノ道、其要帰他ニアラス、務メテ物産ヲシテ増殖算ナク、資本ヲシテ流動已マサラシムルニ在リ、而シテ此二者ノ旨趣ヲ達スル復タ他ナシ、務メテ農商工ヲシテ育シク其盛大ヲ極メシムルニ過キナルノミ」とする一月建議の当然の帰着といえよう。

- (1) 『第一銀行史』上巻、二三六ページ。
- (2) 『大限文書』第三巻、一三七ページ。
- (3) 大江志乃夫、前掲論文、四二四ページ、および『第一銀行史』上巻、二三六ページ以下。
- (4) 『法規分類大全』大蔵省二、四八ページ。
- (5) 国立銀行条例改正の理由の一つに秩禄处分の実施がある。政府は秩禄处分のために一億七四〇〇万円の公債を発行することになり、公債価格を維持する必要もあつて金貨兌換の制度を廢して銀行経営が發展しうる条件をととのえ、さらにこの公債を銀行資本たらしめようとした(加藤俊彦「第一銀行」、『国立銀行の研究』、四六ページ)。
- (6) 加藤俊彦、前掲書、四六ページ。
- (7) 『明治財政史』一二巻、四九二ページ。
- (8) 『得能良介君伝』、二六三ページ。
- (9) 『大限文書』第三巻、一四三ページ。

- (10) 『明治財政史』一二巻、四九二ページ。
- (11) 『三井銀行八十年史』、八一、八二ページ。
- (12) 同右、九一ページ。
- (13) 『大隈文書』第三巻、一〇九ページ。
- (14) 同右、第三巻、一三八ページ。なお大江志乃夫、「大久保政権下の殖産興業政策成立の政治過程」、「明治國家形成過程の研究」、四二〇ページ。
- (15) 『大隈文書』第三巻、一一八ページ。
- (16) 同右、第三巻、一二五ページ。
- (17) 同右、第三巻、一五八ページ。
- (18) 大江志乃夫、前掲論文、四二〇ページ。
- (19) 『大隈文書』第四巻、一七九ページ。
- (20) 同右、第三巻、一六二ページ。
- (21) 同右、第三巻、一二五ページ。
- (22) 『史料集成』第一三巻、二五六ページ、および『大久保利通文書』一一七一、第七巻、一一九ページ。
- (23) 『大隈文書』第四巻、一八二ページ。
- (24) 同右、第四巻、一八一ページ。
- (25) 同右、第三巻、一一五ページ。

#### (四) 輸出振興

内務省勧業寮を中心とする殖産興業政策の展開が輸入防遏を主たる目的としていたことはすでに永井秀夫氏によつて指摘されている。<sup>(1)</sup>また一月建議をはじめるとする大蔵省の明治八年の諸建議においても、輸出入均衡の回復のための輸入制限が主張されていることは先に見た通りである。この時期の明治政府の政策担当者の立場からは、正貨流出

を防ぐための輸出入平均の方法としては、まずはじめに輸入防遏が提唱され、これが前面に打ち出されていた。しかし輸入防遏と輸出増大とは盾の両面をなすものであり、輸入防遏策は必然的に輸出振興論をともなうものであった。松方が明治七年四月の海關稅改正議において、茶、生糸等の日本の特產物であり海外での需要の多い數品を除いて輸出税を廃止すべきことを主張しているのも、これによる輸出の増大を期待していたことを示している。以後明治八年にはいってから、輸出振興論が提起されるが、「我ヨリ輸出スルハ茶葉ヲ除ク外絹絲蚕卵ノ如キ必竟半經ノ人工作ニシテ、其他ハ只米麦石炭銅ノ如キ粗大天然物ノ數品ニ過ギサル而已」<sup>(2)</sup>との生産力の低位と、不平等條約のもとで外商の支配体制下におかれた輸出貿易の拡大は困難な条件にあった。そのためには国内産業への保護の付与とともに市場開拓と貿易機構の整備を前提としなければならなかつた。

明治七年一〇月、内務卿は、「貿易ノ商權全ク外客ノ掌裡ニ帰シ、貨物ハ彼ノ制控ヲ不免勢ニシテ此係差置候テハ貿易商業日々衰頽シ、貨物流暢ノ道漸々否塞スルニ立至」<sup>(3)</sup>る現状からの脱却をはかり、「漸々我民ヲシテ海外出商ノ便益ヲ開カシメ、以テ貿易ノ商權ヲ復掌シ、物産輸出ノ増進ヲ助ける目的をもつてニューヨーク副領事富田鉄之助の帰任にさいして勧業寮より現業熟練の者一名を随行させ、同地の商況報告と「我国品販売ノ便宜ヲ探計セシメン」ことを伺い出している。<sup>(4)</sup>この伺いは一月に聞き届けられ人選の上勧業寮八等出仕神鞭知常が派遣された。<sup>(5)</sup>その他多くの地域についての調査報告がなされているが、富田の意見を徵した大久保はこれらの市場調査をして明治八年、「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」と題する建議を三条へ提出して「我国輸出ノ物品ハ我国商ヲシテ之ヲ海外ニ廻漕セシムル」ことを主張した。<sup>(6)</sup>すなわち輸出振興策は、まず政府みずから管理のもとでの直輸出政策が提起されたのである。ここで大久保は、「一二ノ商賈ヲ誘ヒ、相当ノ資本ヲ付託シ、一舗ヲ横浜ニ設ケ、専ラ海外各邦ノ商会ト通信シテ直ニ我物産ヲ販売スルヲ務メシメ」他日商業の模様によつては海外に分店を設置して内外相応じて該業の盛大を期

することを述べて(<sup>7</sup>)いる。そして新設される商社に対しては、資本金五〇万円のうち三〇万円を勧業資本金から貸与するという具体案が示された。<sup>(8)</sup>

この政府出資による直輸出商社の設立は実現しなかつた。しかしその構想 자체はひきつがれているのである。その一つは「償却の方法に至つて、未だ確然たる定算」<sup>(9)</sup>がなかつた外債償却の手段として直輸出による輸出の増大が考えられたことである。明治八年一〇月一〇日、内務卿大久保と大蔵卿大隈は、連名で「輸出物品ヲ以テ外債償却ノ儀ニ付伺」<sup>(10)</sup>を提出している。これは国内物産を輸出し、その代金を現地の東洋銀行に積み立て、英國において募集した新旧公債合計三四〇万ポンドの償却にあてるほか、この積立金を流用して諸官庁の輸入品代価の支払いにあてようとするものであった。すでにこの構想は、明治八年九月松方正義「通貨流出ヲ防止スルノ建議」<sup>(11)</sup>にあらわれているが、大久保・大隈の伺いは一〇月一七日付で三条の裁可を得、一一月には外債償却の具体的な施設、方法について内務・大蔵両省間の規約が定められている。<sup>(12)</sup>規約によれば、その目的は国産の諸物品を英國へ輸出、販売し、その代金をもつて公債元利の償却にあてるほか、便宜外国品購求の支払いに流用し、これによつて正貨流出と洋銀相場、為替相場の二重の変動による弊害とを除去することにあつた。そして同時に国内の物産融通の媒介となつて工業奨励の基礎を立てることが期待されていた。具体的な方法としては、内務省勧業寮と大蔵省国債寮との両者の所管のもとで官員一、二名を英國へ派遣し、「彼地ノ商会（又ハ豪商）中ニテ尤モ確実ニシテ信憑アルモノ一二社名ヲ見立テ」これをエージェントとして諸事を取り扱わせる。勧業寮は国内の物産や富岡製絲場などの勧業寮所轄の官営工場の製品について「荷持其他凡ソ海外輸送ノ用ニ供スル迄ノ手続」を行ない、国債寮はこれを輸送、販売し、売捌代金をもつて公債償却にあてることを担当することになつていた。

この案では輸入品代金の支払いを現地で行ない、その立替分を各官庁から紙幣で取り立てて基金にくり入れる。し

たがつてこれによつて「代金現地支払と支払窓口の統一」によつて大蔵省による輸入統制<sup>(13)</sup>の効果が期待できるのであるが、しかしこれをもつて単に輸入統制案とのみ評価することはできない。この計画が立案された本来の意図は、「国債償却ノ便利」とあわせて「内地物産販売ノ門路ヲ拡張ナラシムト両全ヲ兼併」<sup>(14)</sup>していたのであり、大久保の建議を継承したものであつた。しかもここでの狙いは、政府みずから手による市場の開拓と直輸出方法の樹立にあつたのである。明治八年一〇月に米人ウイリアムスと共に勧業寮七等出仕富田冬三と租税寮七等出仕南保の両名がロンドンに派遣された。一年後の九年一〇月、彼らの報告にもとづいて勧商局長河瀬秀治は、「本邦製産ノ物価実益ノ計算上ヨリ之レヲ見ル所ハ其得益ニ係ルモノ甚稀ニシテ或ハ無キカ如シ<sup>(15)</sup>」としながらも、物産販売の門路を開張すべき目的からみれば、「當時本邦人民ノ状勢ニ於テ最緊要ノ事業」であると述べているのは、その目的が奈辺にあつたかを示していよう。

ところで大久保が「海外直売ノ基業ヲ開クノ儀」についての建議を行なつた一つの契機は、小野組の鎖店が外国貿易に及ぼした影響であつた。これについて建議はつぎのように述べている。

小野組は全国各地方ニ支店ヲ設ケ、一時百端ノ事業ヲ起サントシテ到底輕率急進ノ失錯ヨリ遂ニ破産ニ係リシト雖モ、其実從前各地ノ細民ハ同組ノ金力ニ頼リ營業ノ便ヲ得タルモノ尠シトセス、就中白河、二本松、福島等ノ地方ハ其產出ノ蚕種生絲ハ多ク同組ニ寄託シ、以テ横浜ニ運輸販売スルヲ得タリ、同組鎖店ノ後他ノ地方ハ暫時ハ之レヲ措キ、彼白河近傍ノ如キハ頓ニ産物販売ノ手段ヲ失ヒ、該地金融ノ道全ク壅塞セシヲ以テ細民營業ノ資ヲ得ルニ所ナク、殆ント廢業失産ノ困厄ニ係リタリト聞ク<sup>(16)</sup>

したがつて、このような小野組の破綻によつてひきおこされた金融梗塞の貿易＝生糸輸出面への影響を緩和するための機構として商社の設立が考慮されたのである。そしてこれと対応して生産地での金融の疏通をはかり、商品生産拡大のための資金供給を行なうものとして物産製造資金貸付所の構想<sup>(17)</sup>が生み出されたと思われる。商社そのものの設

立が実現されなかつたとはいゝ、これらは外債償却を目的とする直輸出体制の樹立につながる輸出振興策であつた。そしてこの具体化の過程は大蔵省、内務省それぞれの立場からの政策立案から一歩を進めて、両省の共同の管理のもとにおける輸出振興政策実施の過程であつた。

ところで外債償却のための方法、施設に関する内務、大蔵両省の規約の第九条はつぎのこときものであつた。<sup>(18)</sup>

國債寮ニ於テ我諸物品ノ輸送方ヲ処分スルニハ内國ノ豪商（又ハ商會）中ニ於テ適當ナリト思考スルモノヲ精選シ其用達ヲ申付ケ、之ト適當ノ規約ヲ取極メ、右輸送物品ノ蒐集方其他凡ソ内國限り関係セル事件ヲ取扱ハシメ、及ヒ此者ノ名前ヲ以テ彼地ノ「エゼント」其他諸外国人へ應酬セシムベシ、

但シ此豪商（又ハ商會）トノ規約ハ、追テ便宜ノ事件ヲ見計ラヒ、夫レ々々之ヲ取極ムルモノトス

これは現実に輸出業務を担当する者についての取りきめであるが、明治九年四月、三井組国産方に別店として輸出掛りを設け、これにこの業務を行なわしめる契約が勧業寮、國債寮、三井組三者の間で締結されている。三井組国產方については後にとりあげることにして、ここではとりあえず本約定書締結にいたる経過を述べておこう。

内・蔵両省の規約にもとづいて富田冬三、南保兩名が英國に派遣されたが、彼らに課せられた任務は該地において輸出品の販売を行なうための適當なエージェントと契約を結ぶことや、「持參スル処ノ見本ニ拘ハラス、本邦ノ産物ニ於テ彼地ノ需要ニ適応スヘキモノヲ精密探知シ、且販売ノ価格、費消ノ景況等詳微ニ之ヲ報告」すること等であつた。このロンドン駐在の富田冬三に対して、明治九年三月三井組国産方が英國での販売業務のいっさいを委任するつぎの委任状がとりかわされた。

### 委任状<sup>(20)</sup>

三井組ニ於テ我皇國ノ物産ヲシテ英國倫敦ニ輸送シ売捌ヲ為スニ付、足下ヲ以テ三井組國產方ノ部理代人ト定メ、該業一切ノ事務ヲ委任スル事左ノ如シ

第一条

該地方へ豪商又ハ商社中ニ於テ確實ナルモノヲ撰ミ、適宜ノ約束ヲ定メ當組ノ「エセント」ト為シ或ハ之ヲ解約スル事

第二条

輸送ノ物品適宜之ヲ売却スル事

第三条

物品売捌之代金ハ該地ノ領事館ヘ委托スヘキ事

但其時々通告スルヲ要ス

第四条

物品売捌ケノ景況ヲ報知シ逐次輸送ヲ要求スル事

右代理之委任状仍如件

明治九年三月

富田冬三殿

三井組総轄代人

三野村利左衛門

そして三井組からは、三月二十四日附で内務・大蔵両省に宛ててつぎの六項目について出願し、内務省勸業権頭河瀬秀治から付箋をもつて返答がなされ、四月一日付の内務省・大蔵省輸出掛約定書が締結されるにいたつたものと考えられる。

以書面奉願上候<sup>(21)</sup>

今般当三井組國産方ノ名義ヲ以テ英國倫敦ニ於テ英國ノ

產物売捌方ヲ富田冬三殿江被仰付候ニ付、當組ヨリ委任  
状差出シ候ニ付テハ左ノ廉書之通御命令被下置度此段奉  
願上候

〔付箋〕

一、右御用被仰付候ニ付テハ内務大蔵兩御省ヨリ内国物産輸出取扱御用達之御命書御下付被下度候事

一、右御用被仰付候ニ付テハ当組ニ於テ別段ニ取扱所ヲ設立可仕候得共其事ニ付別段之御手当等ハ御下渡相願

不申候事

一、輸出ノ品物荷造等之取扱ハ國產方ニ於テ引受扱可仕其節ハ相當ノ手數料御下渡被下度亦人民ヨリ依頼品逆

モ同様之事

一、亦人民ヨリ見本ヲ以テ彼地江遣シ右見本ニテ売買致度申込有之節ハ其取扱モ仕度事

一、右御用向追々御盛大相成候上ハ純益金之内幾分部歟  
御給与被下度事  
一、取扱所ヘ左ノ看板相拘ケ申度奉存候間御聞済可被成  
下候

内国物産  
輸出取扱  
三井組國產方

右之通被仰付候上ハ輸出物産取扱之儀ニ付而ハ何ケ様ニモ勉励仕漸次御國產之外地へ輸送盛大ニ立至リ候様可仕候間、何卒前頭願意御聞済被下、命令書御下附被下候様奉願上候以上

三井組總轄

初条 輸出品取扱方ハ畢竟其組ノ事業ニ付、更ニ用達ノ命令書ハ下附セサル事

二条

取扱所ヲ設立スルト否トハ追テ勸業寮ヨリ協議スヘクニ付、夫迄ハ先づ別ニ取設クルニ不及候事

三条 物品荷造等ハ二ヶ条同様追テ該寮ノ協儀<sup>(ママ)</sup>ニ依リ決スヘン

四条 彼ノ人民ヨリノ依頼品ハ當分其依頼ヲ受クルモノト心得ヘク、且見本ノ品ハ既ニ富田冬三持參之分數品ニ付

彼方ヨリノ注文ヲ得ルカ或ハ冬三ヨリ見本品送リ方申越サ、ル分ハ先づ當分差送ラサルヘキ事

五条 純益割賦方等ハ追テ實際ノ模様ニ依協議決定スヘク、

當時ノ場合ニ於テ未其都合ニ難至儀ト可心得事

六条 取扱所標札ハ雛形之通ニテ然ルヘク、揭示方ハ當分該組ニ於テ適宜ニ可取扱事

右附箋ノ趣意ニ付別段指令ヲ要スルニ及ハサルヘク、因テ書面ハ返付致置候事

三野村利左衛門

別番同書附箋之上致返戻候間、此段可被相心得候也

明治九年三月廿四日

九年四月二十日

勸業権頭 河瀬秀治

内務省

三野村利左衛門殿  
三井組總轄

大藏御省

三野村利左衛門殿

内務省 輸出掛約定書<sup>(22)</sup>

大日本東京ニ在ル三井組國產方ニ於テ明治九年三月更ニ別店ヲ開設シ、之レヲ輸出掛リト称シ、專ラ本邦所產ノ物品ヲ海外諸邦へ販売スルノ一途ニ從事セシムルノ擧アルニ付キ、本邦政府ニ於テ外邦為換金ノ便宜ヲ計ルカ為メ、内務省ニ屬勸業寮長官河瀬秀治、大藏省ニ屬スル國債寮長官鄉純造各該省長官ノ命ヲ奉シ、三井組總理代人三野村利左衛門ト結約スル條々左ノ如シ

第一条

三井組輸出掛リハ全ク同組ノ別店ナレハ、捐益利害ハ勿論物品所有ノ権事務ノ権共都テ一種判別セシモノニシテ、同組物產方トハ一切相関渉スル事ナク、又混同スヘカラサルモノトス

第二条

本邦政府ニ於テ外邦ヘ輸送スヘキ金貨ハ便宜之レヲ輸出掛リニ附托スルモノトス

第三条

輸出掛リニ於テ外國ヘ送致セシ物品ノ売払代金ハ・一切之レヲ該地ノ領事館ニ附托シ置キ、即時之レヲ内國ニ通告スヘシ、内國ニ於テ調印ノ三名為替金ノ過不足ヲ照査シ協議ノ上其時々相当ノ処分ヲ定メ双方ヨリ該地ノ領事館及ヒ代理人ヘ其旨ヲ通告スヘシ

第四条

本邦為換金ヲ輸出掛リニ附托スルニ付キ三井組ニ於テ其掛リノ代理人ヲ命シ或ハ其他ノ職員ヲ擧舉スルニハ必ス勸業國債兩寮長官ノ準允ヲ得ルニ非サレハ之ヲ行フ事ヲ得ス

第五条

該業ノ得失ニ因リ或ハ為換金ノ損害ヲ醸スル事アルヲ以テ勧業國債ノ兩寮ニ於テハ一層保護ノ術ヲ尽シ、緩急ヲ計リ適宜取締リノ為精密ナル處分ヲ為スモ、輸出掛リニ於テ一切之ヲ拒ミ或ハ事業ノ機密ヲ覆藏スル事ヲ得ス

但實際ノ景況便宜ニ因リ双方協議ノ上、内務大蔵両省長官ノ許可ヲ得ルニ於テハ此結約中ノ条件ヲ更正シ又ハ加除スル事ア  
ルベシ

前文五条ノ旨ヲ遵守スルノ証トシテ爰ニ調印スルモノ也

明治九年四月十一日

勸業権頭 河瀬秀治 印  
國債頭 郷 純造 印  
三井組總理代人

三野村利左衛門 印

ここでの「輸出掛り」は、三井組國產方の別店として設けられ、もっぱら本邦物産の海外輸出に従事し、日本政府が外邦へ輸送する金貨は便宜輸出掛りに付托され、また外国で物品を販売してその代金を領事館に付托する。しかし、三井組國產方が外国（ロンドン）出張員をもたないことから、内務省からの派出員富田冬三を三井組國產方の代理人として英國でのエージェントとともに販売部門を担当させ、輸出にいたるまでの国内業務を三井組國產方が行なつたのである。しかしその主導権は政府にあり、三井組は単に政府の業務を代行するにとどまつっていた。三野村からの願書の中では、「人民ヨリ見本ヲ以テ彼地江邊シ右見本ニテ売買致度申込有之節ハ其取扱モ仕度」との第四項にたいして内務省側が制限を加えているよう、輸出掛りはもっぱら政府の輸出業務——とりわけ米穀輸出のためのものだったからである。しかし三井組にたいしては、この輸出品売捌についての損益その他のいっさいの諸費は内務省が負担し、  
〔富田冬三一己之取意〕<sup>(マ)</sup>以テ商業ヲ行ヒタル事柄ニ付後日何ケ様ノ紛糾ヲ生スル事アルトモ、都テ當省ニ於テ所有シ  
(三井組) ハ決テ患害不相関」とされていた。

以上三井組國產方が輸出業務を担当するにいたる経過をみてきた。大久保建議が提起した政府出資の貿易商社の設

立が実現されずについた理由をここに求められるように思われる。大久保の建議では一二の商賈を誘つてこれに相当の資金を付託して商社を設立することが考えられていたが、ここでは「戊辰以降ノ実歴ニ拠レハ官金ノ恩貸ヲ得タル会社ハ能ク其業ヲ振起セシモノ鮮シ、今其轍ニ由ル、亦其成效ヲ保スル能ハス」との認識にたつて、一般的な保護から限定された特定のものに対する保護の附与への転換が示されている。いわば大限の三井保護に照応して、ここでは輸出振興政策の担い手として三井組国産方が定着するにいたつたのである。

- (1) 永井秀夫「殖産興業政策論——官営事業を中心として——」、『北海道大学文学部紀要』一九六一年。
- (2) 『史料集成』第一巻、三五八ページ。
- (3) 『明治前期勧農事蹟輯錄』上巻、五五三ページ。
- (4) 同右、五五四ページ。
- (5) 『大隈文書』第四巻所収。
- (6) 『大久保利通文書』一〇四六、第六巻、四六五ページ。
- (7) 同右、四七二ページ。
- (8) 同右、四七三一四八一ページ。
- (9) 同右、第五巻、五六九ページ。
- (10) 同右、第六巻、四六二ページ。
- (11) 『史料集成』第一巻、二八二ページ。
- (12) 『大隈文書』第三巻、一四五ページ。
- (13) 大江志乃夫「大久保利通文書による殖産興業政策成立の政治過程」、『明治國家形成過程の研究』、四一七ページ。
- (14) 『大隈文書』第二巻、二三〇ページ。
- (15) 同右、第二巻、一二三〇ページ。
- (16) 『大久保利通文書』第六巻、四七〇ページ。
- (17) 『大隈文書』第四巻、一七九ページ。

- (18) 同右、第三巻、一四八ページ。
- (19) 同右、第三巻、一五〇ページ。
- (20) 三井文庫所蔵史料、追一六七四。
- (21) 同右。
- (22) 同右、追一六二五ノ二二。
- (23) 同右、追一六七九ノ四。
- (24) 『大久保利通文書』第六、四七二ページ。

### 3 政商保護論の提起

明治八年一月の大限建議が提起した経済政策構想が具体化し、実施に移される過程を前節でみてきたが、ここでその要約を行なつておきたい。

税権回復を当面の目標に掲げた寺島外務卿の条約改正交渉が開始される一方で、従来から保護税制の樹立を求めていた内務省、大蔵省の側ではその主張に転換が認められる。すなわち、税権回復の困難を前提にして、保護税制の欠如を国内での強力な保護政策の実施によって補おうとする新しい方向の摸索であった。したがつてその政策の重点は、金融機関の確立、商品流通の展開と輸出貿易の拡大、海運振興等々を中心にするえた勧商政策におかれていた。大限は明治八年一月建議で勧商政策の重要性を強調してつぎのように述べている。

商ノ如キ常ニ農工ノ間ニ立チ、其產物作品ヲ運搬流通スルニ非スンハ、則チ之ヲ繁殖増加シ、之レ無ケレハ則チ農工ノ功用得テ見ルヘキナク、億万ノ生靈因テ以テ其生活ヲ遂ルヲ得ス、奚ソ況ヤ國家富強萬國竝立ノ實況ヲ期スルニ於テオヤ<sup>(1)</sup>

大限は勧商を中心に据えた殖産興業政策の実施をねらつたのであり、それによつて勧農、勧工の効果をあげることを期待していたのである。

勧商政策の中心の一つは、目下の経済的危機を克服するためにも金融機構の整備、確立におかれていった。そのために出納寮出張所を設けて「務メテ國中ノ資本ヲ流動セシムル」ことをばかり、また国庫金出納の大蔵省への集中化を試みる。これらの措置は国立銀行条例改正の前提をなすものと思われるが、この過程で国立銀行制度の性格転換が行なわれるとともに、唯一の私立銀行として三井銀行が設立された。

勧商政策のもう一つの中心は海運振興にあつた。すなわち商品流通展開の基礎をなす交通運輸手段の開発の重点が、鉄道から海運に移され、同時に明治政府みずからによる官船運用方式から、払下げによつて民業を育成する方針への転換が行なわれている。これは軍事的要請とも関連して、外国運輸資本によつて独占されていた日本沿海の航海権をとり戻し、これを独占的に支配することによつて関税保護障壁の欠如を幾分かでも補填しようとする意図からなされたものであつた。この海運振興政策は、三菱会社への保護となつて具体化されている。

海運振興は同時に外国貿易の拡大、とりわけ輸出振興の前提となつてゐた。正貨流出防止のための輸出入平均の法としてまず輸入防遏が提唱されるが、これと表裏をなす輸出振興策がとくに直輸出論として打ち出されてくる。しかし外国商館が圧倒的に巨大な支配力を持つ居留地貿易体制のもとでは、まず市場の開拓と輸出機構自体の整備からはじめなければならなかつた。初期の三井物産会社は、内務省勧商局の強い保護と指導のもとでこの目的にむかつて活動を開始している。

このように、大久保政権・大隈財政のもとでの勧商政策の展開にあたつて、典型的な政商資本と目される三井、三菱にたいする保護が与えられ、同時にそれを政策実現のための機構の一部に編成しようとする政策が定着した。権力機構はなお未成熟であり、これを補完するための巨大資本の支えを必要としていた。いわばここにいたる政策の摸索の中から、前期的資本一般に対する保護ではなく、選択された特定のものにたいする集中的保護を前提に、これらの

上にのつた政策の実現が追求されたのである。ここにいたって明治政府は権力支配の「社会的支柱」として、そして「社会の生活手段と生産手段を資本に転化させ、他方では直接生産者を賃金労働者に転化」させる原蓄の実質的担い手として政商資本を位置づけるにいたつたのである。

明治政府と政商資本とのあらたな共生関係を成立させたもう一つの要因は政商資本の内部に求められる。維新以来明治政府の特権に寄生してきた前期的資本は廃藩置県から地租改正にいたる体制的変革のなかで動搖し、資本自体のあり方に転換期をむかえていた。それは維新以来の特権が次第に変質したことにもあらわれている。「最初より右御用相勤候官金御預り申上候ニ付而も、別段抵当物等ハ納方も不仕罷在候」と、明治政府の財政的基礎となることへの代償として与えられた無担保の官公金取扱いの特権にしても、「追々万端之御規則被定候<sup>(2)</sup>」ために明治六年には三分の一の抵当物上納を命ぜられ、さらに七年にはそれが全額にひきあげられて深刻な危機をもたらした。このために、かつての為替方三家のうち小野、島田はついに破綻するにいたつた。「此儀必至之御条理<sup>(3)</sup>」とはい、その衝撃はきわめて大きかつたのである。このように権力機構が整備されるにつれて、初期の無原則的な特権は次第に排除される傾向にあつたが、それとともになつて権力への寄生、癒着の仕方も変化せざるをえず、同時にこうした情勢に対応するための資本自体のあり方も変質をとげてゆくのである。この時期において動搖を続けながらも、三井銀行、三井物産会社の設立を一応の帰結として大きく変貌を遂げた三井組を例にとってみよう。

明治九年一二月一日、大蔵省は三井家同族一同に出頭を命じ、大蔵卿大隈重信は「踐履品行之儀ハ人民之信憑ニ関シ、営業上ニ於テ多少之影響相生候事ニ付、諸般謹慎可致ハ申迄モ無之候得共、自然同苗共之内、爾後別紙諭達之旨ニ悖戾シ、彼是世評ニ相渉リ候儀於有之而ハ不容易事ニ候条、此旨屹度可相心得候<sup>(4)</sup>」との説諭を行なつた。そしてさらに書面をもつてつぎに掲げる諭達を与えて、請書の提出をも命じてゐる。

時勢変遷、百事日新已ニ諸侯ハ藩籍ヲ奉還シ、華土族之家祿ハ改制ニ帰シ、小野・島田其他之豪商ハ廢替分散之折柄、独リ三井家ニ於テハ曾テ從来ノ声名ヲ不墜、依然旧時之面目ヲ存シ、同苗一同ニ於テモ今日之安穩ヲ享ケ候ハ、全ク祖先之基業不レ浅トハ乍レ申、又手代共忠勤勉励以テ該家ヲ維持スルノ所致ニシテ、於ニ政府ニモ深ク加保護候儀ニ有之、即チ三井銀行設立之儀モ、実ハ手代三野村利左衛門ヨリ當今之事勢ヲ察シ、屢歎願之趣モ有之、且旧來之豪家ヲ保存候ハ、皇國一般之声譽ニモ有之候、旁特殊之詮議ヲ以許可候儀ニテ、只管三井家之繁栄ヲ永遠無窮ニ連続可為致方法ニ付、一同セ素リ不満ハ無之筈ニ候得共、自然旧套ヲ墨守シ、不満ヲ改新ニ抱キ候向モ有之候テハ、折角ノ特許モ其詮無之候条、右之旨趣其方共堅ク服膺シ、手代共ハ勿論召使之者ニ至迄、彼是疑惑不致様、篤ク説諭ヲ加ヘ、諸事謹慎ヲ旨トシ、品行修整、營業專一ニ可相心得候、右ハ畢竟一人一家之私事ニ無之、三井家之盛衰ハ多少皇國之理財ニ関シ候事ニテ、同苗共之義務ニ於テモ國家ニ對シ其責難遁候条、此旨及論達候事

明治九年十二月一日

そして三井家同族からは、翌二日つぎの請書が大蔵省あてに提出された。<sup>(6)</sup>

前書御仁論御達之趣、冥加至極難有奉謹承候、猶一同厚キ御旨意ヲ遵奉シ、永続仕候様尽力可仕、依テ此段御請奉申上候也、

明治九年十二月二日

三井三郎助  
三井次郎右衛門  
三井元之助  
三井源右エ門  
三井篤二郎  
三井八郎次郎  
三井辰之助

旧三井組手代

斎藤純蔵

「訓示」は大蔵省からだけではなかった。同月一九日には内務省からも同族に対して出頭が命ぜられ、「去一日大蔵省にて御教説之通懇々御達諭」をうけている。<sup>(7)</sup> 三井側が「斯迄御愛顧被下候儀、主中様方勿論店一同ニも尽力勉強勿論之事ニ奉存候」というように、これらの「訓示」は三井と明治政府との特殊な結合を示している。しかしこれは三井と政府高官との、単なる私的な結合を意味することはとどまらない。ここに「政商資本」としての三井の定着を認めることができよう。

しかし前掲の「訓示」が意味するものはこれだけではない。そこには動搖のなかで転換をとげようとした三井の、その変質にともなう大きな矛盾が表現されているのである。

- (1) 『大隈文書』第三巻、一一二ページ。
- (2) 三井文庫所蔵史料、「大蔵省伺願留」本六四二ノ二。
- (3) 同右。
- (4) 三井文庫所蔵史料、本六三五、『稿本三井家史料』北家第八代三井高福、第四巻、一一〇五ページ。
- (5) 同右、本六三一甲、『稿本三井家史料』高福、第四巻、一一〇五、一一〇六ページ。
- (6) 『稿本三井家史料』高福、第四巻、一一〇七ページ。
- (7) 同右、一一〇八ページ。

前掲一二月二日付三井同族から大蔵省へあてた請書の連名には、この時期の三井の動向の上で欠くことのできない二人の人物、すなわち三井総本家の当主八郎右衛門高福と、三野村利左衛門の名が欠けている。三井高福は幕末期から明治初年にかけての三井の中心的人物であり、同族の頂点に位置して新設の三井銀行の総長であった。一方の三野

村は、中年奉公人とはいえ異例の昇進によつて三井の中核部である大元方に入り、明治六年四月には全権を委任されて家制改革を行なつた。そしてこの時期には高福の代理として大元方總轄と三井銀行總理代と兼ね、事実上の三井を代表する立場にあつた。高福は病氣を表面上の理由にして大蔵省への出頭を拒んだのであるが、三井にとって重要な意味を持つ前掲の訓示への請書に両者の名が落ちているのは奇妙なことである。この背景には三井の転換をはかる改革を強行しようとする三野村と、旧体制を維持しようとする同族との間の軋轢があつた。

三野村利左衛門の改革については稿を改めて論ずることにして、ここではその要点のみにとどめるが、今その改革の目的とするところを一言でいえば、三井を「政商資本」たらしめることにあつたといえよう。

三野村は井上、渋沢、大隈など明治政府の高官に接近して権力への癒着を強めるとともに、大元方制度を中心とする三井家制の改革を行なつた。この時期の三井は一貫して三井単独での銀行設立を志向しているが、三野村はその前提として、三井の資産を資本それ自体として三井同族の所有から分離し、これに対する同族の支配力を極力排除しようとしたのである。明治七年八月大元方制度の改革の中で制定された「大元方規則」はその第一条において「三井組ノ家産ハ三井組ノ有ニシテ、三井氏ノ有ニ非ス、自今其分界ヲ明ニシ、敢テ私ス可ラス、主従共ニ此意ヲ領シ、各自勉励シテ益金ノ其身ニ及フヲ勉ムヘシ」と規定した。ここでの「三井組」は、三井同族のみならず重役から末端の手代にいたるまでのすべてによつて構成される。その三井組の所有になる資産は、大元方によつて運用されるが、大元方は三井組の資産の運用、営業方針の決定、人事等のすべてを統轄するための組織として、三井組の中核部分をなすものであった。いわば三野村は、資産、営業、人的構成のすべてを含めた組織体としての三井組を三井同族の所有と支配から明確に区別し、自立させようとしたのである。この立場は三井銀行の創立の際によりいつそう明確にされた。三井銀行の資本金は二〇〇万円、これを二万株に分け、うち一万株は旧三井組大元方、五〇〇〇株は三井同族九家

が所有し、残り五〇〇〇株を隸属と称する旧三井組の使用人が引きうけた<sup>(2)</sup>。旧三井組とは銀行設立によつて三井組の名称が廃されて生まれたものであるが、この旧三井組は「從前三井組之資産百万円ヲ三井銀行ニ指入れ、則壱万株之株主」となつた。しかし、「三井銀行之資本ハ株主一同之物ニして、三井氏一族之物ニアラス、又旧三井組大元方之資材ハ三井氏一族之共有物ニ非ス、又同盟中各己之私有物ニもあらず、然して其紀綱たる予しめ之を判然確定するにあらざれハ、向來錯雜の弊なきを保た」<sup>(3)</sup>ざるためにこの関係を明文化して明治九年八月、三井銀行、旧三井組大元方、三井同族の三者間で「盟約書」が結ばれたのである。ここでは旧三井組大元方、三井同族がその所有する株数に応じた発言投票の権を有し、株主一同の衆議によつて決定した事項を拒むことができないと規定したのをはじめ、「会社法ニ改めたる以上ハ、三井氏同苗中と旧隸属とは家長雇入の儀ハ絶たるもの」として、三井同族が銀行の使用人を私事に使役することを禁じてゐる。

三井の資産を同族の所有と支配から脱して資本独自の運動を展開させることのが、三野村の三井家制改革の眼目であった。そのためには高福をはじめとする三井同族の勢力を圧倒し、主導権を掌握することが必要であった。三野村は明治七年六月ごろ高福、高喜、高朗の三同族と三野村、斎藤純蔵両重役が同席した写真肖像の扁額を三都各店に交付し、これを掲げることを命じてゐる<sup>(4)</sup>。同族とともにみずからが三井の指導者であることを部内に対して強烈に印象づけようとしたものといえよう。このような改革の進行に対して同族の側からの強い抵抗があつたことは、三野村の死（明治一〇年三月）後、ただちに前掲の盟約書にたいする重要な改変<sup>(5)</sup>——旧三井組の「旧」字をとり、「(旧)三井組大元方ノ資財ハ三井氏一族ノ共有物・ニ非ス」を「共有物ニシテ」とするなど——が行なわれたことからも明らかである。三野村はこの抵抗を明治政府高官の権威に依拠することによつて押えた。それによつてはじめて改革の推進も可能になつたのである。そして三野村が志向した方向が、三井の危機をのり切るためのものであれば、同族側もそれ

を黙過せざるを得なかつたのである。同族の頂点に立つ三井高福は、三野村の実権掌握につれて次第に後退し、七年五月以後は京都に帰住して三井の経営面からは身をひくにいたつた。

三野村による三井改革は三井銀行、三井物産会社の設立と、「盟約書」の締結をもつて一応の帰結とする。それは明治政府とのあらたな共生関係を基盤に、明治政府の経済政策と不可分に結びついた「政商資本」としての成立であった。旧套を墨守し、改革に不満をいだく同族の存在はそのための桎梏となつた。前掲の大蔵省の訓示なるものは、その筋書きを書いたのが三野村であれ、大限であつたにしても、三井を「政商資本」に定着させるために障害となる同族側の不満を、明治政府の権威をもつて抑えることにねらいがあつたのである。高福が病氣を理由として出頭を拒んだのは、これに対するささやかな抵抗であつたといえないのである。

- (1) 三井文庫所蔵史料、続二三九一。
- (2) 『三井銀行八十年史』、八四ページ。
- (3) 三井文庫所蔵史料、本一一八九。
- (4) 『稿本三井家史料』高福、第四巻、一九九四ページ。
- (5) 同上、第四巻、二三三六ページ以下参照。

#### 四 政商保護政策と三井

##### 1 三井銀行の設立

本項では明治政府の政商(資本)保護政策に対応する政商資本の創出の過程を三井について検討する。ここでの課題は、前章第二節でみた明治政府の経済政策構想の展開、実施過程のなかで、どのように三井が組み込まれていったかを、さしあたり三井銀行と三井物産会社との創立の経過のなかで明らかにすることにある。したがつて明治政府の經

済政策との関連の面に重点がおかれ、三井資本自体の問題は、そのかぎりで触れられるにすぎないことをあらかじめ断わっておきたい。

最終的段階で討幕派に加担した三井は、維新政府成立以後、ますます新政権との密着度を増していった。すなわち慶応三年一二月大蔵省の前身である金穀出納所が設けられると小野、島田とともに御用達に任せられ、翌年一月出納所為替御用達、二月三日に金穀出納所が会計事務局と改称されるとともに御為替方三井組として明治政府の金融事務を担当することになった。<sup>(1)</sup> 以後明治七年にいたるまでの維新政府との関係を示したものが、第7表である。会計基立金の徵募、太政官札の発行、通商・為替会社の業務等々の多面にわたって、いうなれば三井は維新政府の金融政策の執行機関として、その一翼をになっていたのである。

ところで明治八年、大隈が一月建議の中で「三井ノ保護安全ヲ謀ル、固ヨリ方今ノ急着」であると述べているのは、小野、島田両組の破綻による金融梗塞を開拓するため、「資本流動、貨財増殖ノ根源階梯」となることを三井に期待したからにほかならない。ここで「行ク行ク將ニ其績ヲ奏スヘシ」とされていた「該主任ノ審案」が具体的に何を指しているかは明らかではないが、明治九年七月一日設立された三井銀行は、まさに大隈によって「資本流動」政策の担い手として定着されるにいたつた。ここではまず、政商資本としての三井の中核的存在としてこの役割を演じた三井銀行の創立の経緯をみておこう。

三井組は早くから銀行の設立を念願としていた。明治政府は金本位制を採用して明治四年五月一〇日新貨条例を發布し、翌六月から内外の地金を回収して新貨幣の鋳造を開始した。この地金回収と新旧貨幣の交換業務は、造幣規則によつて「日本人ハ大阪ニ在ル御用為換座、外国人ハ同所ナル日本政府ノ外國為換方『オリエンタルバンク』社中」が取り扱うことになつていった。<sup>(2)</sup> 同年六月三井は八郎右衛門、次郎右衛門両名の名前をもつてこの御用為換座—新貨幣

## 政商保護政策の成立（岩崎）

第7表 明治初年における三井の政府関係業務

年月日	関係先	業務内容
慶応 3.12.18		金穀出納所御用拝命
明治元. 2.13	会計事務局	会計事務局官金為替取扱命
5.30	大阪府	(商法司)掛屋頭取并商法会所元締任命
6.11	民部官	民部官為替方御用達拝命
8.13		御東幸につき金穀出納取締拝命
9. 4		東京外国人貿易商社取締任命
9.12	会計官	会計官付属商法司知事補任命
9.14	東京府	三野村利左エ門商法司知事任命
12.—	外国官	外国官御用金取扱方拝命
12.10	大阪府治河局	大阪府治河掛御用拝命
12.14	会計官	官金為替用達拝命
12.23		大阪府外国事務局御用達拝命
2. 1.24	東京会計官	会計官御為替方頭取任命
2.—		為替会社總頭取任命
2.18		東京通商司貿易商社總頭取任命
3.—	用度司	吳服并調度御用拝命
3.—		御再幸につき出納御用拝命
4.10	京都府	京都府御用達拝命
5.19	東京府	開墾会社總頭取任命
5.24	会計官	通商司為替会社並貸付方總頭取任命
6.—	民部省	民部省為替方拝命
7.24		京都商社總頭取任命
8.—	開拓使	開拓使御用掛総頭取任命
8.—	大阪府	大阪府勸業方より掛屋拝命
8.24		京都為替会社總頭取兼任
9. 1	大蔵省	開拓御用掛総頭取任命
11.—		伊豆七島産物御用一手引請
12.—	通商司	三野村、北海道産物掛総頭取任命
3.1.—	大蔵省	神戸為替両替御用拝命
3.18	宮内省	宮内省為替方御用拝命
3.30	開拓使	開拓使御用拝命
5.—	開拓使	北海道産物会所取調方御用拝命
6.—	開拓使	北海道産物会所御用達拝命
8.—	開拓使	開拓御用掛総頭取任命
9.24	京都府	京都商会御用掛頭取任命
12.—	民部省	開墾会社取締頭取任命
4. 4. 7	大阪府	米会所頭取任命

年月日	関係先	業務内容
明治 4. 6. —	大蔵省	新貨幣為替方御用一手取扱命
10. —	工部省	工部省公金取扱方拝命
10. 15	大蔵省	大蔵省正金兌換証券 680 万円發行
5. 1. 15	開拓使	開拓使正金兌換証券 250 万円を三井組名義で發行
1. 22	紙幣寮	新紙幣改方并押印等の御用一切請負
4. 4	愛知県	愛知県御用達拝命
4. —	鉄道寮	鉄道乗車賃取扱命
5. —	度会県	度会県為替方拝命
8. 5	大蔵省	三井・小野組合銀行、大蔵省為替御用拝命
10. 13	和歌山県	和歌山県為替方拝命
6. 1. 27	水沢県	水沢県為替方拝命
1. 31	文部省	文部省御用金用達拝命
2. —	宮城県	宮城県為替方拝命
2. —	陸軍省	陸軍省会計局用達拝命
7. 2	東京府	東京府諸収税諸費金錢出納取扱命
11. 5	京都府	京都府金銀為替事務取扱命
7. 1. —	陸軍省第5局	陸軍省金貨出納取扱命
3. —	陸軍省第5局	兵学寮東京鎮台金貨出納取扱命
7. 4	台灣蕃地事務局	台灣蕃地事務局為替取扱方拝命
8. —	陸軍省	台灣征討につき陸軍省出納御用拝命
11. 22	陸軍省	陸軍省為替方三井組一手取扱
11. 24	宮内省	宮内省為替方御用拝命
11. 24	海軍省会計局	海軍省公金取扱命
11. 30	海軍省会計局	海軍省主船寮公金取扱命
12. 5	陸軍教導団	陸軍教導団金貨出納用達拝命
12. 7	海軍省主船寮	横須賀造船所公金取扱命
12. 20	福島県	福島県為替方拝命

(出所)『三井銀行八十年史』、『稿本三井家史料』ならびに三井文庫所蔵史料によって作製。

ことになり、ついで同月一  
五日、東京において大蔵省  
からつぎの廉書の通りに取  
り扱うべき旨の指令をうけ  
ている。  
地金請取之者ニ新貨幣渡  
方并各港ニ於テ地金請取  
造幣寮ニ回シ方之儀、造  
幣規則ニ従ヒ時々造幣寮  
ニ承リ合取扱可申事、  
右請取渡勘定ハ簿冊二通  
宛仕立置、明亮ニ決算い  
たし其都度簿冊差出可申  
事  
新旧貨幣兌換之儀ハ人々  
之望ニ応し、御布告面ニ  
照准いたし取扱可申事  
総テ貨幣交渉流通之便ヲ  
資クル為メ、東京其外之

### 廉書

地ニ於テ真成之銀行成立候様心掛尽力可致候事

辛未六月

大蔵省

新貨幣為替方の権利を獲得したことは、三井にとって二つの意味を持つていた。その一つは、維新以来の為換方三家の中でも、小野、島田両家を排して三井だけが単独でこの権利を獲得したことであり、もう一つは大蔵省の廉書によつて御用為換座は、将来「銀行」に成長するよう期待されていたことである。

新貨幣為替方の拝命をもつて「真成之銀行」創立の第一歩をふみ出した三井は、大阪両替店内に為替座を併置、さらに從来の店々を廃してあらたに東京、大阪、京都の三都をはじめ横浜、神戸、函館に為替座を設立する規則書を制定するなど、これに即応する体制をとる一方、はやくも翌七月には新貨幣銀行創立の願書を大蔵省にあてて提出している<sup>(4)</sup>。この出願は八月、「書面之趣聞届候、金券之儀は當省ヨリ米國滯留之官員え申達、同國おるて製造方為取計、成功到着之上相渡可遣候事」との認可の指令を得た。ところが米国の金融制度の調査にあたった大蔵少輔伊藤博文が同國のナショナル・バンクを模範とする国立銀行案を建白し、井上の裁断によつてこれが採用されることになった。その結果三井組への銀行創立認可も取り消されることになったのである。しかし、新貨条例の制定によつて開始された貨幣の鑄造能力には限度があり、多大の需要に応じ切れず、また四八〇〇万両にのぼる太政官札の流通期限を目前にして、当面の対策を迫られた大蔵省は、唯一の応急処置として兌換券を発行することにし、四年九月これを為換座三井組に命じた。すなわち為換座三井組名義の大蔵省兌換証券である。大蔵省兌換証券は六八〇万円発行されたが、兌換準備金の五割は「証券ノ渡高ニ從テ時々大蔵省ヨリ三井組ヘ」下付され、また三井組に対して「其費用ト効勞ニ充ル為メ証券發行高ノ式割」<sup>(5)</sup>は準備金を出すことなく同店自己の融通に供することが認められていた。さらに三井組は翌月、二五〇万円の開拓使正金兌換証券の発行に従事している。

このように銀行設立の認可がとり消されたとはいへ、為替方三家の中で三井のみは単独での新貨幣為替方拝命について二種の正金兌換証券の発行を命ぜられた。その背後には、当時の幣制改革の実行者であった井上、渋沢らの大蔵省官僚との結びつきがあつたものと思われる。そして、これによって自己の基盤を強固にした三井組は明治五年一月海運橋ざわに新築した五階建ての洋館に東京大元方を新設して三井家事業の統轄機関とする店制改革を実施したのである。これらの特権を付与された三井は、小野、島田にたいしていちじるしくその立場を優位にしたといえよう。しかしその後の三井組の発展は必ずしも順調ではなかつた。

新貨幣為替方から排除された小野組からは失地回復の試みがなされ、また三井、小野の不和が醸成された。明治五年二月には小野善右衛門を中心にして「私名為替座取結、幣財融通の途盛に取開」かんとの銀行創立願書が出され、五代友厚を介して強力な働きかけが行なわれたのであつた。<sup>(6)</sup> そしてもう一方には五年六月に草案ができ上り、同月一七日井上が上野景範、渋沢栄一と連名で正院へ上呈し允裁を仰いでいる国立銀行条例制定の問題があつた。<sup>(7)</sup> こうした状況を背景に、三井・小野組合銀行の設立が強行されるのである。

まず明治五年一月二十五日、大蔵大輔井上は、三井組首脳部をよび、参議大隈、大蔵大丞渋沢同席のもとで、三井組にたいして呉服業を分離してバンクの創立に専念すべきことを内命して諾否の即答を迫つていて<sup>(8)</sup> いる。また四月一四日には渋沢が三井高喜、同高朗、斎藤純造、三野村利左衛門ら三井組首脳を私邸に招き、小野組首脳部と同席させて、「一同へバンク開方御内話」を行なつて<sup>(9)</sup> いる。さらに五月二一日には井上みずから三井にたいして、小野組との不和を解消してともに銀行の設立につとめるべくつぎのことくせまつたのである。

三井・小野不和又ハ熟和等、相構ひ候訣も無之候得とも、政府之御用相勤居候事故、若三井・小野不和より事起り、御用向ニ相拘リ候儀出来候而ハ政府之損毛ニ相成候ニ付、不得止ムヲ彼是ト申事ニ候、乍併無程バンク相開候上ハ、是迄之諸御用取扱向

相免し候間、左候得ハ三井・小野不和熟和とも聊此方ニ相構ひ候儀無之と被仰、又ハンクを取建組合候ニも、互に身代も相心得候上、組合候得ハ宜候得とも、只々融通之致合ニ而ハ有金歟預金歟も不相分、若借り入預り金等ニ而、貸主預ケ主ら取付候節如何可致哉杯と被仰候。<sup>(10)</sup>

井上をはじめとする大蔵官僚にとって三井、小野の不和自体が問題であったのではない。井上は、兌換制度をうちたることによって増発された不換紙幣を回収し、紙幣価値の下落を防止する目的をもつて国立銀行制度を創設しようとした。そしてこの国立銀行制度の中核を、まず三井、小野両者の合同によってつくり出そうとしたのである。いわば最大の豪商三井、小野によって作られる銀行は、井上の金融政策の中心に据えられるべきものであった。それだけに単独での銀行設立を目的とする三井に対する働きかけは強硬であった。

かくして三井組は官金取扱いの免除をありかざした井上の強硬方針のもとに屈して、五年六月一八日、三井、小野連署の銀行創立願書が出された。そして八月五日、為替方に對してその廢止と預り官金の即納が命じられたとともに、この日までどこにも存在しなかつた三井・小野組合銀行が大蔵省為換御用に任せられた。さらに同月一五日、さきの銀行設立願書を許可し、これを第一国立銀行と唱える旨の指令が大蔵省から発せられたのである。

- ・(1) 『三井銀行八十年史』、三八ページ。
- ・(2) 『史料集成』第一三巻、八六ページ。
- ・(3) 『三井銀行八十年史』、五三ページおよび『稿本三井家史料』高福、一六三五ページ。
- ・(4) 『三井銀行八十年史』、五六ページおよび三井文庫所蔵史料、追一六二五。
- ・(5) 『史料集成』第一三巻、一八〇ページ。
- ・(6) 『三井銀行八十年史』、六四ページ、『史料集成』第一三巻、四一六ページ。
- ・(7) 『明治財政史』第一三巻、三〇ページ。
- ・(8) 『稿本三井家史料』高福、一七七二ページ。

第8表 三井組の公金取扱い政府機関

		拝命年月日	明治7.11.18 調書 (注)	明治7.11.30 抵当調高	明治9年3月 現在取扱い	明治9年7月 銀行開業時 取扱い
正務	院	明治 年 月 日		円		
外務	省	5.	● ○	50,000	○	○
内務	省	7. 1.	●	300,000	○	○
陸軍	軍	7.11.24		100,000	○	○
海軍	省	6. 1.31	○	108,000	○	○
文部	省	4. 10. (3.3.18)	○	300,000	○	○
工部	省	7.11.24	●	20,000	○	○
宮内	省	3. 3.31	○	100,000	○	○
開拓	使	7. 3.	○	25,000		
鎮台	東京		●	40,000		
	大阪		○	10,000		
	神島		○	10,000		
	城寮		○			
兵地	学理	7. 3.	○	35,000		
藩地	事務	7. 7. 4	○			
博覧会	事務	5.11.	● ○	10,000	○	○
税關	大阪		● ○	10,000	○	○
	神奈川(横浜)		○	39,000	○	○
	神函		○		○	○
裁判所	京横		○	3,000	○	○
	千葉				○	○
	茨城				○	○

(注) ○三井組単独取扱い、●小野組と共同取扱い。

(出所) 三井文庫所蔵史料による。

(9) 同右(高臺)、  
一〇二四ページ。  
(10) 同右(高福)、  
一八〇七ページ。

第一国立銀行の設立は、三井組に大きな打撃を与えた。海運橋に新築した三井組ハウスは第一国立銀行に強制的に譲渡させられ、また為換座の名義も廢止することを命ぜられるなど、三井組の受けた影響ははなはだ大きなものであった。大藏省によって、のこされた銀行に移管した三井組

主なる業務は紙幣寮以外の諸官署の官金取扱いと諸府県の租税金の出納、為替を取り扱ういわゆる「府県為替方」の業務であつた。<sup>(1)</sup> 以後三井組はこれらの業務の拡充につとめる。これらの業務は第一国立銀行の創立に伴なう三井組の危機を開拓するばかりでなく、政商資本としての三井の展開の基礎をなすものであった。三井組が官金を取り扱つていた諸官庁は次第に拡大されて第8・9表に示すものがあった。ここでは府県為替方についてみよう。

府県為替方は地租の金納化とともに府県収納の租税金を中央へ送付するために設けられた。明治五年四月一九日大蔵省租税寮は三井、小野、島田の為替方三家にたいして「国内(三府)七拾武県江為替方三家より夫々出店可致義、先不取敢出店之向名代姓名等取調差出」<sup>(2)</sup>することを命じ、ついで五月一五日「府県送納ノ租税金取扱ヲ為換方ニ委任シ、三井小野島田三組ノ設置セル各地方支店ニ為替方支店ノ名称ヲ付シ、當時支店ノ現在セル府県ヨリ之ヲ施行シ、支店ナキ府県ハ後日支店設置ノ時ヨリ之ヲ施行」<sup>(3)</sup>することとした。これにたいして「小野方者近頃諸方江出張所取建、県々出納相納居候事故、早速式拾老ヶ所書上ケ申」したが、三井組は「手前共茂精々可申立筈候得共何分必急人備も難相立候間」、とりあえず、神奈川(横浜)、新潟(新潟)、静岡(静岡)、愛知(名古屋)、度会(松坂)の五県を申し立て、なお追々出店の場所として木更津など八県をあげている。<sup>(4)</sup> 新貨幣為替方から排除された小野組が、府県為替方の拡張につとめているのにひきかえ、この時期の三井組はむしろこれに消極的な態度をとつていたと思われる。しかし明治五年八月三井・小野組合銀行に大蔵省為替御用が移され、為替方の名称は廃止された。同年一月国立銀行条例によつて組合銀行は第一国立銀行となり、六年六月以降第一国立銀行金銀取扱規則にもとづいて大蔵省の金庫出納事務を取り扱うことになつた。<sup>(5)</sup> しかし府県の為替方は大蔵省の金銀取扱方とはおのずから異同があり、右規則に照準しがたきものがあるとして、同月五日大蔵省第二百八〇号達をもつて府県為替方順序九ヵ条が定められた。<sup>(6)</sup> そこでは各府県は、管下の巨商、豪農その他何人を論ぜず資産確実の者を選んで大蔵省の許可を得てこれを命じ、その約定は大蔵省・第一

国立銀行金銀取扱規則を斟酌して府県令参事およびその主任官員と為替方主任との間で締結するものとされて いた。  
そのため三井組からは出納寮にあてて九月一五日以下のごとき各府県との約定書のモデルが提出されている。<sup>(8)</sup>

以書付御届奉申上候

各御府県金銀為替出納御用取扱候者ハ御預り金高ニ応し、身元証拠物品、各御府県江相納、嚴密之約定致し取扱可申趣御規則書を以被仰出候ニ付而ハ、私店ニおるても從前より御用相勤來候御府県ハ御規則ニ基き相当之証拠品相納、是迄之通奉相勤度、乍併隔遠之御府県江品物相納置候而ハ交換等相願候節差支候間、先般當御寮へ一纏メニ相納置候様仕度奉願上候處、願之通御許可被成下置難有奉存候、其後御府県御預り之金高取調方其御管下出店より御県厅江相伺候様申遣置候得共、未タ調方不行届之場所も有之、然ル処當二日第百式拾八号を以猶御布達之趣ニ付、兼而被仰出之御趣意ニ隨ひ別紙約定見込之通御府県と御結約奉願度、勿論右見込書も夫々出店へ申遣候間、不遠御結約可相成候得共、追々延日相成奉恐入候間、約定見込書相添此段御届奉申上置候以上

明治六年九月十五日

出納御寮

何県金銀為替方を以テ其事務を為取扱候ニ付、同県官員と為替方と協議之上、左之条々を約定せり

第壹条

一、此為替方ハ東京本店を根拠となし、管下ニ出店を取設け、各村之貢納金銀及大藏省より可請取金銀を為扱候ニ付、其事務取扱之際におけるてハ何県官員同様之心得を以誠実ニ御用相勤可申事

第二条

一、各村より出納課ニ納むる金銀ハ、總而管下出張為替方ニ而請取、真贗見改之上納人江預り手形を渡し、納人ハ右手形を以出納課ニ相納メ、同課ニおるて其手形を取り立帳ニ引合、追而為替方金銀預甲乙帳江記載証印致し、預手形ハ為替方江返達可致事

三井組名代

三野村利助

但為替方ヨリ出納課江納むる金銀ハ同課ニおるて甲乙帳江請取之証印可致事

### 第三条

一、出納課ヨリ諸向江渡金ハ、兼而同課ニ取設有之切符江払金之員数并渡先之名前を諸載、受取主へ相渡候ニ付、右切符引替為替方ニおるて相渡、追而計算可致事

### 第四条

一、管下出張為替方名代人印影并金銀請納ニ関係之印影共兼而出納課江差出置可申、然ル上ハ其印影を目當ニ請納為取扱候ニ付、万一預ヶ金を引負在之歟其他不都合を醸し候共、第五条身元証拠として大蔵省江相納置候公債証書を以同省へ申達し、東京本店ニおるて償却可致事

但出納課ニおるても金銀受納ニ関係之印影為替方江兼而相渡置可申事

### 第五条

一、右為替方取扱候ニ付而ハ請納之金銀差引計算、全翌月江預ヶ越之金高を目的と致し、是を十二ヶ月ニ平均し、其一ヶ月之金高四分一則別紙調書ニ比較スル公債証書を身元証拠として大蔵省出納寮ニ相納置取扱可申事

但多分之金高預ヶ之節ハ、右ニ応し増証拠物其節大蔵省江相納可申、尤利足附ニ而御預リ之金銀ハ此限ニあらず

### 第六条

一、為替方ニおるて金銀納払手數料相渡候ニ付、管下出張為替方并東京本店とも出納課より別段手当不差遣事  
き事  
但為替方江金銀納払手數料相渡候上ハ、管下出張為替方并東京本店とも出納課より別段手当不差遣事

### 第七条

一、県地より東京江廻金東京各県地江回金上納為替等、總而金高百円以上ハ百円ニ付金何錢之割合を以為替入費として為替方ヘ可相渡、依而取扱之都度帳簿へ出納課之証印を請置、一ヶ年兩度計算之上可相渡事  
但金高百円未満之分ハ為替入費相渡、且他所江為換申付候節ハ其時々本文入費ニ照準、里程之遠近等を謀リ至当之入費為

替方より出納課江可申立事

第八条

一、此為替方本店又ハ管下出店ニおるて盜難或ハ水火難等有之、預ヶ金銀紛失致し候共、本店請負たるへき事  
但非常之變災ハ此限にあらず

第九条

一、出張為替方ハ毎月一度宛預ヶ金現高、受納諸帳簿之記載方、出納之順序共出納課之都合を以検査請可申事  
右条々致約定候ニ付而ハ、此書面式通を作り保証之ため各姓名を自記し、之ニ調印し、壱通ハ県厅ニ納メ、他之壱通ハ為替方  
ハ相渡、後証となすもの也

東京府下第一大五小区

駿河町四番地主

三井組

名代 麻田左二平

今井友五郎

斎藤専蔵

三野村利助

年号月日

大蔵省の為替方を免ぜられた三井組は、以後積極的に府県為替方の拡張につとめている。これらの府県方の業務は各府縣為替方の官公金取扱いとともに三井組の資本蓄積の恰好な基盤となるにいたつた。その理由の一つは官公預り金の運用にあつた。前掲の府県と為替方三井組との約定書が示しているように、府県為替方の業務は管下の租税金を収納してこれを預り、県厅の諸経費の支払いを県厅の振出手形と引替えに支出するほか、上納を命ぜられたさいに、租税寮への為替手形を振り出して東京本店から代り金を納めるが、この収納から上納までの預り期間を自己の融通に利用しえたとされている。<sup>(9)</sup> この府県預り金がいかに巨額であったかは、明治六年末に各府県から大蔵省、各寮局へ送付

## 政商保護政策の成立（岩崎）

第9表 三井組の府県公金取扱い

拝命年月 日 (明治年) (月日)	明治5 年4月	明治6 年10月	明治7 年3月	明治7年 11月30日 預金極度 高	明治7年 現在抵当 高	明治8年 6月 抵当高	明治9 年3月 現在取扱い	銀行開業 時取扱い
	現在取扱い	現在取扱い	?	?	○	○	○	
東京府	6. 7. 2	—	○	60,000	39,000	?	○	○
京都 "	6. 11. 5	—	—	150,000	150,000	250,000	○	○
大阪 "				45,000	150,000	?	○	○
神奈川県		○	○	100,000	100,000	253,340	○	○
兵庫 "					100,000	71,965	○	○
新潟 "	5.	○	○	60,000	60,000	(明治7年12月免)		
新治 "		○	○	60,000	60,000	60,000	(明治8年5月茨城県へ合併)	
茨城 "	8. 8. 4	—	—	—	—	—	○	○
千葉 "			○	100,000	130,000	230,000	○	○
三重 "	5.		○	45,000	60,000	110,544	○	○
度会 "	5. 5.	○	○	45,000	45,000	97,000	○	(明治9年4月三重県へ合併)
愛知 "	5. 5. 18	○	○	80,000	150,000	280,016	○	○
滋賀 "					60,000	121,375	○	○
静岡 "		○	○	45,000	45,000	45,000	○	(明治9年6月免)
岐阜 "	6. 7.	—	○	60,000	60,000	60,000		
水沢 "	6. 1. 27	—	○	10,000	30,000	30,000	(明治8年11月磐井県と改称)	
磐井 "		—	—	—	—	—	○	(明治9年4月岩手・宮城へ分属)
宮城 "	6. 2.	—	○	45,000	45,000	45,000	○	○
青森 "	8. 8.	—	—	—	—	—	○	○
福島 "	7. 12. 20	—	—	—	—	(明治8年3月23日免)		
敦賀 "				20,000	20,000	32,488	○	○
島根 "	7. 12. 12	—	—	—	—	17,275	○	○
山口 "	5. 11.	—	?	45,000	45,000	60,000		
和歌山 "	5. 10.	—	○	60,000	60,000	60,000	○	○

(出所) 三井文庫所蔵史料による。

すべきところ「上納期限後  
れニ相成、無拠当組江御預  
り置候金額」が六九万八〇  
円に達していることに  
も示されている。<sup>(10)</sup>

しかし、府県為替方の業  
務が三井組の蓄積基盤とな  
りえた最大の理由は、地租  
改正事業の実施とともになう  
においてであった。<sup>(11)</sup>

買請石代金納制度との関係  
において、藩置県を経て五年八月には  
月の太政官布告で直轄府県  
の田方貢米の金納を認めた  
ことにはじまる。そして廃  
さるに田方貢米はもとより

り市町の一〇月末日ないし一月一五日平均相場で換算納入することが許された。<sup>(12)</sup>そのため「運搬ノ労費大ニ省ケ、人民之ヲ便」として一〇の八九まで金納をもつてするにいたった。<sup>(13)</sup>そしてこれが三井組、小野組をはじめとして政商、地方の豪商等の前期的資本に活動の場を与えることになった。すなわち、彼らは農業生産の未発達な状態と価格機構の未成熟な状態とを前提として、遠隔地間における米の価格差を利用して価値を実現、これを譲渡利潤として獲得したのである。<sup>(14)</sup>石代金納が許可されると各地の豪商、豪農によつて買請石代金納の申請が相ついでなされた。

三井組は明治五年一〇月租税寮にあてて北国筋の新潟、柏崎、新川三県および山口県での貢租米の買請けについて取扱要領を付して出願した。申請は一一月一〇日付で認可されたが、さらに大蔵省は同日付の租税寮改正局日報で、「各地方ニ而モ別紙取扱方同様之手続を以買請方願出候者有之候ハ、身元詮議之上可被差許答ニ付、願人等精々吟味之上望之者有之候ハ、早々可申立事」と達している。<sup>(15)</sup>「商人資本のこの方面における活動は、三井、島田、小野の三組が全国的に行なつた」とされている。こうした業務はこれらの巨大な資金と全国的な規模とを擁するものにとつてみれば、それだけにより大きな利潤の獲得を可能とした。府県為替方はたんに「納金取扱ノタメ手数料トシテ納金額の千分ノーラ納人ヨリ得ル」ことにとどまらなかつた。預り金運用の特権を保有した府県方は、さらに地租金納にともなう米穀の商品化に介在して米穀売買の機能をあわせ持つことによつてこれをより大きな蓄積基盤とすることにつとめたのである。第9表にみると、三井組の府県方が五年四月の六県から、六年一〇月一三県、八年六月に三府一六県へと急速に増設されていることがそれを示していよう。府県方業務のために設けられた支店、出張店は、

三井組=三井銀行の支店網として全国的規模での展開の基礎となつたのである。

(1) 『三井銀行八十年史』、七三七ページ。

(2) 三井文庫所蔵史料、追七八一。

- (3) 『明治財政史』第一巻、五〇六ページ。
- (4) 三井文庫所蔵史料、追七八二。
- (5) 『明治財政史』第一巻、五〇七ページ。
- (6) 同右、第四巻、二四ページ。
- (7) 同右、第一巻、五〇七ページ。
- (8) 三井文庫所蔵史料、「大藏省伺願留」本六五一。
- (9) 『三井銀行八十年史』、七四、七五ページ。
- (10) 三井文庫所蔵史料、本六五一。
- (11) 渋谷隆一「原審期農村における徵稅請負制度の性格」、「農業総合研究」第一二巻第四号所収。
- (12) 福島正夫『地租改正の研究』、四一三ページおよび渋谷隆一、前掲論文、一一六ページ。
- (13) 『史料集成』第七巻、一七五ページ。
- (14) 渋谷隆一、前掲論文、一一八ページ。
- (15) 三井文庫所蔵史料、本六五一および『明治初年地租改正基礎資料』上巻、九四ページ。
- (16) 『明治初年地租改正基礎資料』上巻、九四ページ。なお三井文庫所蔵「大藏省御用留」（本三九二）によれば、明治五年一月、小野組からも同様の出願がなされている。大藏省は同月一五日付で認可し、すなわち、京都、大阪、兵庫、長崎、奈良、堺、滋賀、犬上、飾磨、石鉄、神山、高知、福岡、三瀬、小倉、大分、佐賀、白川、八代、宮城、福島、盤前、若松、水沢、岩手、青森、山形、置賜、酒田、秋田の三〇府県にこの旨を達した。その他管見では、このころ蓬萊社（三浦、小倉、福岡、名東、岡山、白川、八代の七県）、郵便蒸氣船会社（安濃津、度会、香川、名東、和歌山、岡山、飾磨、堺の八県）からも同様の出願があつた。おそらく全国一斉に行なわれたものであろう。この貢租米買請取り扱いの出願については府県為替方設置との関連で検討する必要があると思われるが、後日あらためて論じることにしたい。なお渋谷前掲論文（一九ページ）では、石代金納の請負人として前記三井組、小野組（東北一一県）のほか、三越商社、三陸商社、水沢桜井家、京都府下の山本家などがあつたとしている。
- (17) 福島正夫、前掲書、四一七ページ。

第一国立銀行の創立によつて大きな打撃をうけながらも、三井組は単独での銀行設立の希望を失つてはいなかつた。営業面、家政面の双方についての全権を委任された三野村利左衛門は大元方諸規則の改正をはじめとして組織・人事にわたる改革を実施した。そして明治七年一〇月の抵当増額令による危機をようやくにして切り抜けた三井組は八年三月三井組を三井バンクと改称、これを全三井の中核として銀行設立の準備を進めた。同月大蔵省へあてた三野村の願書は「店々大改革仕、貸附金追々取立、確乎不抜之基礎相立候様昼夜苦配仕、行々大丈夫之見込相立、三井私名バンク之規則ニ改正致し、是迄之三井氏と三井バンクと判然一区別相立、三井同苗とも始め手代一同ニ而其株を募り創立可致様苦配中ニ有之、——右バンク扱規則等ハ方々取調中ニ御座候間、追而調整仕候上ニ而上申可仕候間、此段御闡宣奉願上候<sup>(1)</sup>」と銀行設立準備の進展をのべている。そして同年七月七日付で銀行創立の願書が提出され、以後迂余曲折を経て九年七月一日をもつて私立三井銀行は開業のはこびとなつた。<sup>(2)</sup>この間の三井組の動向の上で注目すべきものとしては、出納寮出張所の公金為替取扱いと、後述する三井組国産方の設置であろう。これらはともに府県為替方拡充の方針のもとでおしひろげられた三井組の全国的組織にのつて行なわれたものであつた。出納寮出張所の設立についてはすでに閲説したが、ここでは三井銀行創立の一つの前提をなすものとしてもう一度とりあげてみたい。

明治六年六月大蔵省の金銀出納事務は第一国立銀行に委托され、大蔵省へ上納する現金は、すべて同行の本支店又は出張所を通すことになつてゐた。しかし明治八年以降第一国立銀行の官金取扱いに関する特権は次第に失われ、官金預金の減少によつて大きな打撃を受けた。<sup>(3)</sup>そしてこれとは逆に創立後の三井銀行は「官金の出納為替と民間の金融とを車の両輪のごとくに當んだ」という。ここから「第一国立銀行中心の金融機構を三井銀行中心の金融機構に移動させようともぐらんた」<sup>(4)</sup>とする大限の金融政策の転換についての見方が生ずるが、このようにいいきるためには、な

お論証を必要とする多くの問題が残されている。その一つとして国立銀行条例改正の意味と、それによつて第一国立銀行の性格自体にいかなる変質がもたらされたかが問われなければならない。また三井組の第一国立銀行への関与のしかたと、三井銀行の創立にともなつてそれがどのように変化したかが明らかにされねばならないであろう。これについてここで詳しく論することはできないが、一つの手掛りとして出納寮出張所設立の意味を考えてみたい。

まず創立期の第一国立銀行の業務についてみよう。同行は成立の事情からいって特殊銀行、とくに発券銀行としての業務と、普通銀行の業務との二重性を有していた。<sup>(6)</sup>しかし、「特殊業務も普通業務も共に重要視されたものであつて、一方が主要業務、他方が附隨的業務と見做されたわけではなかつた」といえ、同行の普通銀行業務は「近代的銀行に対する知識も関心も不足し、むしろ反感を抱いた向もあり、得意先を見出すことが困難な事情」から「必ずしも順調に立ち出したわけではなかつた」<sup>(8)</sup>のである。したがつて、銀行券発行、官金出納取扱い、政府の命令による公債証書買入れならびに引換え事務等を主なる内容とする特殊銀行業務が、少なくとも国立銀行条例改正までの同行の主要な業務をなしてゐたとみることができよう。そうした性格は同行が三井、小野両者の合併の上になり立つ特殊なあり方、すなわち、「其株主ト称スルモ、多クハ三井、小野両家ノ隸属タリ、故ニ其名ヲ以テ之ヲ評スレハ純然タル併資ノ公司ニシテ、其状ヲ以テ之ヲ論スレハ、実ニ三井、小野合併ノ一局ナリ、況ヤ両家ノ商業トスル所ハ又銀行ニ異ラサルニ付、後日弊害ノ生スルモ亦此ニ根由セサルヲ得ンヤ」<sup>(9)</sup>との状況に規制されたものであつた。しかも三井、小野、島田らの特権的豪商は「市場ニ対峙シテ其支店ヲ各府県ニ駢立シ、互ニ其氣脈ヲ通シテ貨財流通ノ権ハ殆ント彼等ノ掌握スル所」<sup>(10)</sup>となつており、第一国立銀行は大阪、横浜、西京、神戸に支店を設けてはいても、大阪を除いてその他の営業は微々たるものでしかなかつた。要するに井上財政のもとで創出された国立銀行は、「金融ノ開通」をはかる使命を果せず、貨幣流通は依然三井、小野、島田らの特権的豪商によつてになわれていたのである。しかし小

野、島田両組の破綻によつてその一画が崩壊し、影響は各處に及んだ。その一つは小野組だけでも二三県に達していいた府県為替方業務への影響である。小野組の鎖店にともなつてこれらは第一国立銀行にひきつがれたが、はたしてそれによつて生じた空白を同行が充分に補填しえたであらうか。むしろ小野、島田両組の破綻以来「各所為換ノ都合必至差支」<sup>(1)</sup>え、租税上納にも支障を來たすことになつた。そのため第一国立銀行は、「各地方金銀融通ノ便ヲ資クル為メ、当銀行支店無之場所へハ（コルレスポンデンス）ノ方法ヲ以テ為換取扱ノ儀ヲ立案」して長崎立誠会社、山梨興益社と約定を結び、さらに「民間取引上ニ於テ至極ノ便益ニ付陸、羽、加、能、信、越等ノ諸県厅ニ対シ約定ヲ結ヒ、政府通送ノ金ハ素ヨリ、双方人民ノ為替モ取組申度儀ヲ大蔵省及紙幣寮へ申請イタシ、右取扱手続約定書ヲ草シ併セテ上呈」<sup>(2)</sup>したのである。<sup>(13)</sup>しかしこれにたいして八年五月、三井組の三野村から大蔵省へあてて「今般第壹国立銀行江御国内人民為便利、七ヶ所之御県々江コルレスポンデンス為換取引之御結約致度段奉願候趣、右ハ御許可ニ相成候共、乍恐物産増殖之便ヲ開キ候程之訛ニモ難至哉ト奉存候」との否定的な見解が表明されていることが注目される。さらに三野村は、「当組（註・三井組）も銀行株主ニ付、銀行ニ純益有之儀と素ヨリ希望仕候得共、官民両益ヲ謀候ニハ先般來人民便利ノ為メ各御県ニおるて為替御取扱之御主法御取設中之趣拝承仕居候、於官ニ御為換至急御施行相成候ハ、全人民之便利且物産増殖之道相開可申」<sup>(14)</sup>と述べている。ここで三野村の立場は、第一国立銀行の為替取組の拡大による金融梗塞を打開しようとする渋沢の方向とはまったく異なつた方向を求めている。その方向とは、政府（大蔵省）による「御為換至急御施行」、すなわち出納寮出張所の設置であった。すでに明らかにしたごとく、大隈によつて設けられた出納寮出張所は、国立銀行条例の改正によつて各地の金融機構ノ銀行が整備されるまでの過渡的なものであつた。しかし、その為替を取り組む為替方が、第一国立銀行ではなく、三井組に命じられたことの意味があらためて問わなければならぬ。第一国立銀行がなしえず、三井組によつて可能であったものが何であつたかは今

後の研究に待たねばならないがその一つに全国的な支店網を擁する三井組の資金運用の機能をあげることができよう。大隈財政展開の基礎として三井の保護がはかられた理由もそこにあつたことが推測されるのである。

- (^1) 三井文庫所蔵史料「大蔵省伺願留」本六四二ノ二。
- (2) 三井銀行創立経過の詳細は『三井銀行八十年史』七八ページ以下参照。
- (3) 『第一銀行史』上巻、二四三ページ。
- (4) 『三井銀行八十年史』九一ページ。
- (5) 大江志乃夫「大久保政権下の殖産興業政策成立の政治過程」『明治国家形成過程の研究』四二五ページ。
- (6) (7) 『第一銀行史』一五四ページ。
- (8) 同右、一五五ページ。
- (9) 同右、一九六ページ。
- (10) 「銀行課第一次報告」、『日本金融史資料』第七卷、五九ページ。
- (11) 『法規分類大全』官職門、官制、大蔵省二、四七ページ。
- (12) 『日本金融史資料』第三卷付録、六二ページ。
- (13)
- (14) 三井文庫所蔵史料、前掲「大蔵省伺願留」本六四二ノ二。

## 2 三井物産会社の創立

### (+) 三井組国産方

三井物産会社はその前身に三井組国産方と先收会社との二つの系譜を有していた。当該期における三井物産会社創立の意義を考えるに際して、まずこれら両者が三井物産会社にどのように継承されたか、またその継承がいかなる意味を持っていたかを検討したい。

第10表 三井組国産方業務一覧

東京国産方	糸 方	生糸（唐絲）・毛絨等の委托売買、其他輸出米取扱
	島 方	政府御用伊豆七島産物の委托販売
	荷物方	新橋横浜間鉄道荷物及び小貨物の運輸
	米穀掛 輸出掛	各地廻漕米の買集め 外国輸出米取扱
横浜国産方	糸 方	横浜売込店以来の営業、高崎に出張員派遣
	茶 方	各地製茶並に自家改良製茶の商館売込
	其 他	東京本店との関係業務

（出所）『三井物産株式会社沿革史』（稿本）第2編第2章、41ページによる。

三井組国産方は、諸国物産の取扱いを目的として明治七年八月に設置された。東京と横浜への国産方の設置は業務の内容を示した第10表からも理解されるように、三井家が従来取り扱って来た「島方」「糸方」「荷物方」等々の業務をあわせてこれに行なわしめる意図から発していた。『三井物産株式会社沿革史』（稿本）はこれについて以下の諸点をあげている。

一、三越家経営ノ横浜売込店ノ貿易及ビ産業貸付ノ年来ノ滞貸金ト、東京糸店ノ三陸商社関係ノ損失ト合ハセテ凡ソ百万円余ノ未回収金ヲ、新設ノ三井組国産方ヲシテ回収セシメルコト  
 一、三井組関係ノ御用所内ニアツタ国産取扱ヲ始メトシ、其他貿易商社乃至東京商社ノ貿易並ニ貸付金ノ不成績ヲ挽回スル為ニ新ナル組織ノ国産方ヲ計画シタコト  
 一、三井組取扱ノ鉄道荷物並ニ小貨物運輸一手引受ノ業務ヲ国産方ニ繼承スルコト  
 一、呉服店系統ノ糸店ノ糸方並ニ唐物方ノ業務ヲ国産方ニ繼承スルコト<sup>(1)</sup>

すなわち銀行の創立に専念するとの理由で呉服業を分離した三井組は、銀行の設立について一応の見通しをつけた上で、あらためて銀行の業務との関連のもとで商品取扱部門の拡充にのり出したのであった。その意味からここでは呉服店の系統にあつた「糸方」が、ふたたび三井組のもとへ編入されていることが注目される。

三井組では開業の準備のためまず坂本町の米穀商宮本新右衛門宅を借り受けて仮営業所とし、つぎの届書を関係先へ提出している。<sup>(2)</sup>

以書面御届奉申上候

一、諸國物産取扱之儀ニ付今般第壹大区拾五小区兜町弐番地ニおひて當三井組出張所取設候ニ付、別垂規則面相添此段御届奉申上候、大右場所建築中同区坂本町四番地ニ而饭店取設仕候以上

三井組

名代

三野村利助

同

國產掛

拝司永造

高瀬英祐

大蔵御省

東京府知事大久保一翁殿

勸業御寮

(各通)

以書面御届奉申上候

一、横浜海岸通當三井組出張所石庫ニおひて今般諸國物産取扱所相設候ニ付、別垂規則面相添此段御届ケ奉申上候以上

三井組

名代

三野村利助

同國產掛

拝司永造

高瀬英祐

(各通)

定

第一条

一、入着物品送り状ニ照し損し并欠桁需等相改故障有無請取書ニ願し入庫大切ニ預り置可申候事

第二条

一、運賃諸掛藏舗等總而荷主持之事

第三条

一、入札払之儀者荷主望ニ相任せ候事

第四条

一、入札払相決候ハ、立会之荷主者格別、不在者其向々江通達之事

第五条

一、開札候とも差直ニ相違之節者追而再入札之事

第六条

一、入札売代金荷主差図之方ヘ相渡可申事

第七条

一、払代金当地振込之分其確証を以取斗可申事

第八条

一、預リ荷物引当貸之儀ハ、者其品相当之利付を以取斗可申事

第九条

一、引当荷物期限中焼失ハ兩損之事

第拾条

一、蔵入荷物預り中大切ニハ致候得共万一濡れ湿氣風喰等出候とも荷主持之事

第拾一条

一、入札之儀者掛札之通前日通達候条名前等無間違封書ニ認午前十時迄可差出、突札者前番江落札之事但午後一時開札在留之荷主者立会可申事

第拾二条

一、入札口銭之儀者其品ニ応し精々減少取扱可致事

第拾三条

一、落札即刻式割差金跡五日目皆済荷物相渡可申事

但万一千五百日之中大下落致候ハ、猶差金可致事

第拾四条

一、落札代金定日皆済無之分者六日目ニ至り再入札、其節直段下落致候ハ、差金之式割を以相償可申事

第拾五条

一、代金済之落札品引当貸之儀者其品ニ応シ利付を以取斗可申事

第拾六条

一、當扱所より諸方江周旋人差出不申、万一右躰之もの有之候共必御取合被成間敷候事

第拾七条

一、各地方江金銀為換御望之方者駿河町本店ニ而取扱可申事

第拾八条

一、各地方ニ而荷為換望之向者最寄出張所江御談事可有之事

第拾九条

一、当地より各所江荷為換之儀者出張所有之場所ニ相限リ候事

第三拾条

一、荷為換貸附見込違之儀ハ其貸元之可為損失事

第三拾壹条

一、仕切書并請取書及文通等扱所印鑑無之分ハ御用ニ不相成候事  
第廿式条

一、雜穀入札規則ハ別段之事

第廿二条

一、干魚生物類ハ取扱規則別段之事

第廿三条

一、贈リ荷物見込前貸ハ一切扱不申候事

第廿四条

一、規則ケ条増減之義ハ其度毎報告可致事  
右之通規則取扱可致候事

第廿五条

一、贈リ荷物見込前貸ハ一切扱不申候事

東京海運橋兜町  
三井組國產方

発足した三井組國產方は間もなく竣工した兜町四番地の新館に移転して開業し、統いて三井組の本拠である室町三丁目吳服店唐物方の跡に移っている。ここには三井組の本店および井上の勧告に従つて三井組から分離しながらも、「表は離れ内輪は離れず」との関係にあった越後屋吳服店本店があり、これらとの密接な関係のもとで営業が行なわれることになったのである。國產方の取扱商品として最初に予定されたものは、米、雜穀、砂糖類、和菓類、荒物類、紙蠟燭、酒酢醤油、茶、生糸絹類、木綿織綿、鐵類金物、北海道産物、干鰯メ粕肥料、水油魚油、油糟、炭薪、石炭、糠類、板材木石類、麻織帆差帆、椀折敷、陶器類などの多岐にわたり、「開業当初ハ先ツ伊豆國島方產物ヲ主トシテ

## 政商保護政策の成立（岩崎）

第11表 東京・横浜両国産方明治8年下半季末決算表

東京国产方			横浜国产方		
	預	貸		預	貸
海軍下ヶ金	円 221.94	円	糸方荷為替	円	円 396.39
島方		7,426.20	同荷主立替		8.87
貸附方	6,200.00		茶方荷為替		2,909.61
米材木方		439.40	同仕切出入	2,518.64	
諸荷物方		436.13	浜御用方		5,800.00
費		4,597.51	荷物方	12,368.09	
系		478.18	改品种方		1,367.74
諸		125.40	印紙方		722.68
預	7,094.42		時創業社		1,995.22
			三		1,672.42
諸益費	8,357.80		越益費	88.63	
諸		3,337.63	諸	10,068.28	
純益本店納		5,020.16	純益本店納		7,233.12
					2,835.15

(出所) 三井文庫所蔵史料、別2329ノ16による。

取扱ヒ、其後糸類、唐物類、米穀類等ニモ手ヲ拡ゲ  
タ」<sup>(3)</sup>とされている。第11、12表は、明治八年下季の東京ならびに横浜国産方の決算状況を示したものである。当期の純益金は東京国産方五〇二〇円、横浜国産方二八三五円、合計七八五五円であり、ともに三井組東京本店の純益金にくり入れられている。第12表によればこれら純益金の大半は島方・荷物方・米方(東京)、糸方・茶方・荷物方(横浜)によつており、とくに横浜において糸、茶の両者がかなりの好成績をあげていることは、当該期における三井の横浜貿易への進出を示すものとして興味をひくものである。

しかし、三井組がこの時点で国産方を設けたことの意味は、たんに商品取扱部門一般の拡充にあつたのではなく、かつて呉服店を分離した段階とは異なつて米穀の流通過程への積極的介入という新しい条件への対応として行なわれたことにあつた。いわば貨幣取扱資本が、商品取扱部門を分離してこれを併存させることによつてはじめてより大きな蓄積を可能とする条件が

第12表 明治8年下半季東京・横浜両国産方純益金計算表

東京国产方				横浜国产方			
	(A)益金	(B)経費	C = A - B		(A)益金	(B)経費	C = A - B
島 方	円 1,842.76	円 187.63	円 1,655.12	糸 方	円 2,881.87	円 1,107.61	円 1,774.26
荷 物 方	2,065.22	687.03	1,378.18	茶 方	4,065.13	2,402.38	1,662.75
米 方	1,601.36	384.89	1,216.47	荷 物 方	1,383.87	241.56	1,142.30
諸 物 産	643.08		643.08	諸 德	903.65		903.65
油 口 錢	642.27		642.27	利 足 入 払	771.25	582.54	188.70
利 足 入 払	699.82	273.68	426.13	荷 為 換 手 数 料	62.49		62.49
近 術 局 摘	341.22		341.22				
荷 為 摘	341.22		341.22				
手 數 料	182.90		182.90				
三 越 唐 物 方	133.14	42.66	90.48				
材 木 方	89.38		89.38				
地 所 入 札	73.59	45.09	28.50				
糸 方	18.40		18.40				
硝 子 方	24.60	18.20	6.39				
(小 計)	8,357.80	1,639.20	6,718.60	(小 計)	10,068.28	4,334.11	5,734.17
店 限 給 料		523.33		店 限 給 料			781.89
賄 方 費		453.18		賄 方 費			595.03
店 用 雜 費		590.18		店 用 雜 費			545.33
營 繕 費		14.04		店 用 器 具			903.37
地 代 本 店 納		117.68		地 租 改 入 費			54.46
				臨 時 費			18.92
(小 計)		1,698.43		(小 計)			2,899.01
合 計	8,357.80	3,337.63	5,020.17	合 計	10,068.28	7,233.12	2,835.16

(出所) 三井文庫所蔵史料、別1392／16による

国産方の設置は、「地租米納ガ金納ト改メラレタノヲ機ニ其ノ為替取扱並ニ売払米、輸送等ノ新事業ヲ営ムベク、全国的ニ店舗網ヲ張リ、三井家ノ事業体制ヲ一新——コノ新体制ニ順応シ三井組ノ一事業トシテ案出サレタ」こと、いかえれば、三井組の府県為替方の拡充と、それと表裏をなしてゐる石代納制にもとづく貢米買請の業務を実際に取り扱うための別個の機関として設けられたものといふのである。七年八月国産方開業についての新聞廣告は「從来設置セル支店ノ場所ハ、荷

### 第13表 三井組（国産方）支店・出張店

京都府	西京店	三重県	松坂店
大阪府	大阪店		安濃津出店
兵庫県	神戸店		山田出店
神奈川県	横浜店		四日市出店
千葉県	千葉出店	愛知県	名古屋出店
茨城県	土浦出店		豊橋出店
宮城县	仙台出店	岐阜県	岐阜出店
	石巻出店	静岡県	静岡出店
	登米出店	和歌山县	和歌山出店
水沢県	一ノ関出店	長崎県	長崎出店
新潟県	新潟出店	山口県	下ノ関出店
石川県	金沢出店		山口出店
敦賀県	敦賀出店	広島県	広島出店
		開拓使	函館出店

(出所) 三井文庫所蔵史料、本652による。

為換其他ノ方法ヲ以テ荷主ノ望ニ從ヒ相対又ハ入札私等便宜取斗  
フヘシ、譬ハ北海ノ名産東京ヲ經テ西国ニ送リ、中國ノ佳品横浜  
ニ齎シテ外国ニ輸ス等ノ如ク、其他尋常問屋送リノ米穀又ハ注文  
約定ノ物品モ其地方々々荷為換ヲ組、丁寧ニ取扱フヘシ」として  
第13表のごとき「目今支店設立ノ場所」二七カ所をあげて(5)いる。  
これら國產方が活動すべき地域が、三井組が府県為替方として公  
金取扱いを行なつてゐる地域であることは、兩者が密接な関係に  
あることを示していよう。したがつて國產方を独立させた三井組  
は、これに貢米買請業務を担当させる。その一例として明治八年  
九月、三井組から千葉縣令宛に提出された米穀荷為替取扱見込書  
をつぎに掲げよう。

千葉御県下ニおるて米穀荷為替取扱規則見込書

第壹條

一、本年地租金上納之頃米穀所持之者、東京江積送、壳拏度望之者ハ其場所便利之港付并川岸ニテ船積場ヘ運送之上、正品検査致、時之相場凡七八分通荷為替金貸渡可申事  
但利足ハ元金貳千分一之割合ヲ以目當可受取事

第三条

一、右荷為替金八千葉御県下一時出張三井組國產方ニ而取扱候事

第三条

一、荷為替之貸金ハ租税ニ納ムル金ニ限り候、尤戸長調印無之分ハ取扱不申候事

第四条

一、貸付金ハ一時出張之國產方より預り証書ヲ以本人江相渡、本人ハ其証書を以千葉縣為替方三井組出張所ニおゆて納手形と引換可申事  
但為替方三井組江ハ御成規之手数料可申受事

第五条

一、貸付之義ハ貸付候日より東京着十日限リヲ以壳払約定之事

一、荷為替資金之義ハ、東京積ニ限り他所江積送之米穀荷為替ハ取扱不申候事

第六条

一、荷為替米穀船積之節、双方立合俵數升廻し等相改、船手ヘ相渡、東京三井組國產方行之送状ニ而積送リ、東京着之上同店二而入札為致、荷主立会開札之上高価江落札之事

但荷主都合ニ寄、夫々懇意先ニ而壳払候共、米穀ハ三井組國產方買係之土藏ヘ積置、為替金并ニ利足諸掛リ等決算之上、金員引替荷物相渡可申事

第七条

一、米穀壳捌口錢、水揚貨并ニ小揚貨、藏敷料ハ荷主持之事  
但入札即日取引或ハ幾日延期取引等之儀ハ、其節荷主之適宜ニ候得共、取引期限後ハ藏敷其外諸懸リ等、一切買入持之事

第八条

一、米穀東京着之上、相庭之高底ニ隨ひ壳捌方見合、藏入ニ致度望之者ハ三井組貸付掛ニ而右米穀荷質として貸付取扱候間、貸付掛リ江御示談有之度事

第九条

一、荷為替之米穀運途中、万一難破船并濡沢手欠石等有之候共、荷主損毛ニ而、為替金ハ約定日限之通送金之筈明文有之、別紙書式之通慥成請人并ニ戸長連印之正写証書、荷為替取組之節兼而差入置可申事

第十条

一、米穀入札払之上、總代価之内より為替金并ニ利足諸掛之外、壳捌手数料として金毫円ニ付毫錢五厘ヲ引去、残金荷主江相渡候ニ付而ハ荷主之都合ニより代理人出京之節ハ前以金子請取方ニ関し候印鑑、東京三井組國產方江御差出有之度、其印鑑ヲ目當ニ金子相渡候間、他日間違等有之候共、國產方ニ而一切関係不致候事

## 第十一條

一、實際取扱之上此箇条加除之義も可有之、尤其都度千葉御県府へ上申、御聞済之上更ニ増減可致事  
右之通規則ヲ以取扱可申候也

東京三井組  
國產方

ところで明治九年七月開業した三井銀行は、同月に創立された三井物産とともに発足後最初の新業務として貢米荷為替ならびに米買入れに着手した。明治九年七月二十五日付で三井銀行総代理副長三野村利左衛門は、兼任の三井物産会社取締の肩書をあわせ記して右についての願書を大蔵省宛に提出している。<sup>(6)</sup>ところが、最初に大蔵省に出された書類では、三井銀行とともにこの業務を行なうものは、三井物産ではなく、「三井組國產方」となっているのである。三井組國產方が三井物産へ吸収されるのは同年一一月一五日である。すでにこのときには三井物産会社は先取会社を継承して成立しており、両者が並存していた。ここに創立期の三井物産の性格を考える一つのいとぐちがありはしないだろうか。すなわち創立期の三井物産にとっても重要な位置をしめていた貢米荷為替取組、米穀買入れの業務は、三井組國產方を合併することによつて物産にひきつがれたのであり、逆にいえば、この業務が三井組國產方にとって重要な意味を持つていたことを示していよう。明治八年三月、三野村は大蔵省への願書の中で「已來御用金並為替扱之<sup>(7)</sup>外ハ、何程利益有之候商業筋ニ而も一切取扱不仕候様、堅固之規則相建」と銀行設立後の方針をのべているが、その前提には三井組内部の独立した組織として國產方の存在があつたのである。

- (1) 『三井物産株式会社沿革史』(稿本) 第二篇第二章、四〇ページ。
- (2) 三井文庫所蔵史料、別一七五一ノ一。
- (3) 前掲『三井物産株式会社沿革史』第二篇第二章、三九ページ。
- (4) 同右、三五ページ。
- (5) 三井文庫所蔵史料、明治八年「府県伺願留」本六五二。
- (6) 中井信彦、「続三井銀行史話(2)——貢米荷為替始末」、『三井銀行調査月報』二七七号、加藤幸三郎「政商資本の形成」、『日本經濟史大系』5近代上、一四九ページ。
- (7) 三井文庫所蔵史料「大藏省伺願留」六四二ノ二。

府県為替方と貢米買請業務の拡大にともなつて、米穀取扱は国産方の重要な部分をしめることになつた。そして明治九年二月には、国産方の中に米穀掛りが設けられた。

ところでこの米穀掛りの設置は、同年三月に設けられた「輸出掛り」とともに、明治政府が外貨獲得と国内での米価調節を目的として行なつた米穀輸出と深いつながりをもつていた。まず八年以降行なわれた米穀輸出についてみよう。以下の記述は主として『明治年間米価調節沿革史』による。

明治八年に入つてから米価は低落をはじめ「四月一度平均八円ニ上リテ稍人氣ヲ緊張セシメシモ、爾後其ノ勢振ハズ漸ク七円台ヲ維持スルニ止マリシガ、十月ニ至リ俄カニ下リテ同年ノ最低ニ達<sup>(1)</sup>」し、以後九年、一〇年と米価の低落が続いた。大藏省は八年三月第四二号布告をもつて米穀の海外輸出を許し<sup>(2)</sup>、また八月には貯蓄米条例を制定して大藏省出納寮にその事務を担当せしめた<sup>(3)</sup>。そして八年一二月「我国ノ主要產物タル米ノ販路ヲ海外ニ拡張シ、大ニ國益ヲ増進スルト共ニ、國內ニ於ケル米価調節ノ手段<sup>(4)</sup>」とする目的で第二回目の米穀海外輸出が計画された。最初の予定石数は二〇万石であったが、九年六月さらに三〇万石が追加されて、合計五〇万石が予定されていた。

第14表 明治初年における米穀の輸出

	輸出総額 (円)	米穀輸出	
		数量 (ビクル)	金額 (円)
明治 6	21,635,441	164,513	533,431
7	19,317,306	139,606	316,125
8	18,611,111	5,433	16,058
9	27,711,528	469,503	810,236
10	23,348,522	1,042,209	2,269,090
11	25,988,140	1,990,423	4,643,881
12	28,175,770	135,972	416,878
13	28,395,387	68,201	210,651
14	31,058,888	106,561	261,736
15	37,721,751	650,950	1,652,043

(出所)『横浜市史』資料編2、日本貿易統計による。

ところで国内的には米穀の商品化を促進する上での米価調整の作用を目的とした政府米の輸出は、同時に対外的には正貨流出への対策としての海外での正貨獲得の目的を持っていました。明治八年に内務・大蔵両省によって立案された輸出物品の代価をもつて外債償却ならびに政府諸庁の輸入物品の代価支払いにあてる計画については先に述べたが、この外債償却にあてる日本からの輸出品として、まず第一に明治八年末から九年にかけて出納寮によって行なわれた二〇万石の米穀があげられるのである。ここでこの時期の米穀輸出について簡単にふれておく必要があろう。第14表が示すように明治九年から一年にかけて、米穀の輸出量は異常に増加している。ところがこれは、他の商品と異なつて政府ないし三井物産会社のごとき政商資本によつて輸出されたところに特定の意味があるといえよう。外債償却を目的とする明治政府の直輸出計画は、同時に市場開拓と輸出機構の確立をもねらつていていたが、一方では生糸、茶などの輸出品がそのルートに乗つていいという矛盾があった。ここでは深くたち入ることはできないが、勧商局の手によつて行なわれた直輸出はきわめて少額であったようである。<sup>(5)</sup> したがつて輸出が外国商館の支配体制のもとにおかれている状況のもとで、政府は、「近頃歐洲ニ於テ大ニ我カ日本米ノ良種タル声誉ヲ得タル」ハ稍々世人ノ識ル所口ナリ、是レ徒ニ其虚声ノミニ非スシテ実況然ルモノアル」米穀をもつてまず直輸出体制の確立をはかつたと考えられるのである。このようにさまざまな期待をこめて政府米の輸出が行なわれることになつたが、内務・大蔵両省と輸出掛り約定書を結んだ三井組国産方は、直接この業務を担当することになつた。九年二月の米穀掛けの設置も、この

業務の開始が一つの契機となつたものと考えられる。それゆえに三井組が米穀掛りを設ける際、「各地ノ廻漕米ヲ買ヒ集メル為ミニ政府ヨリ資金五十万円（五朱利付）ノ貸付ヲ受<sup>(7)</sup>」けることも可能であつたのである。

明治八年一二月に政府米輸出に関する契約が大蔵省と三井組ならばに横浜在留の英國商人E・B・ワットソンとの間に締結された。その方法は政府がみずから輸出するのではなく、一旦三井組へ交付し、三井組はさらにこれをワットソンへ転売して実際の輸出の衝にあたらせるとともにその危険の分散をはかつていた。<sup>(8)</sup> 第一回目の二〇万石は九年八月までに交付され、したがつてその大部分が三井組國產方によつて行なわれ、以後國產方を合併した三井物産にひきつがれ、翌一〇年九月をもつて全部の交付を完了し、四六万石あまりが實際に輸出された。<sup>(9)</sup>

この輸出にあてられた米穀は、東京、大阪の両米廩の政府米をはじめ、明治八年末に三瀬、白川、佐賀、福岡の諸県で買収したもの、および九、一〇兩年度に大規模に行なわれた買収米であつたが、三井組—三井物産は、単に輸出の業務に従事するだけでなく、低米価地帯での米穀買付けを行なうことによつて相当の利益を得たことが推測される。ここでの三井組は、明治政府の機構の一翼をになつてそれを代行するかたわら、それをもつて自己の資本蓄積をはかる絶好の基盤としたといふべきであろう。政府米の輸出は損失に終つたとされている。しかしその損失は明治政府にとってのものであり、三井組には関係のないものであつたといえよう。むしろ政府は米穀の輸出自体からは必ずしも利益を期待したわけではない。その目的は「内ニ在リテハ米価ヲ調節シ、外ニ在リテハ正貨ヲ吸收シテ、対外債務ノ決済ヲ容易ナラシメントスルコト」<sup>(10)</sup>にあつたからである。

以上のように、ここでは三井組國產方の米穀取扱いと輸出掛りの契約締結に関して簡単に見てきた。三井組としてはこれらの業務の上にたつて米穀をはじめとする国内物産の売買ならびに貿易に従事するための機構——國產方の拡充をはかる氣運は当然熟していたものといえよう。そしてまた三井組単独での三井銀行の設立計画の進行にともなつ

て、国産方的な商品取引部門の拡充はよりいっそう必要とされるにいたつたのである。したがつて、井上馨の官界への復帰によつて、三井組国産方とある面では共通する機能を持つていた先收会社が解散し、それを三井の側に吸収することは、三井組国産方の拡充にとって絶好の機会となつたのである。かくして先收会社と三井組国産方とを継承した三井物産会社の設立が考慮されるにいたる。つぎに三井物産会社のもう一つの前身である先收会社についてみよう。

- (1) 『史料集成』第一巻、六一八ページ。
- (2) 同右、六二〇ページ。
- (3) 同右、六二七ページ。
- (4) 同右、六三七ページ。
- (5) 『横浜市史』第三巻上、六一八ページ。
- (6) 『大隈文書』第四巻、一七五ページ。
- (7) 『三井物産株式会社沿革史』（稿本）第二編第二章、四二ページ。
- (8) 『史料集成』第一巻、六三七ページ。
- (9) 同右、六三八ページ。
- (10) 同右、六三九ページ。
- (11) 先收会社についてはすでに左記のことく多くの論著がとりあげている。

『世外井上公伝』、『自叙益田孝翁伝』、『三井物産株式会社沿革史』（稿本）、加藤俊彦『地租金納化と米穀商品化についての覚書』（宇野弘蔵編『地租改正の研究』下巻所収）、加藤幸三郎『政商資本の形成』（『日本經濟史大系』5 近代上所収）、田村貞雄『地租金納化をめぐる山口県民の動向』（『史潮』九一号）。ここではこれらの諸書によつて先收会社の概略をのべる。

(二) 先取会社

明治六年五月、財政上の意見の衝突によって大蔵大輔を辞任した井上馨は八月から九月末にかけて、東北地方の尾去沢、阿仁、院内等の諸鉱山を視察した。これに先だって井上は七月三一日付木戸孝允宛の書翰で、「生ハ最早官途之風波ニハ余程滅却仕候事故、既ニプライベート・ビジネスヲ相始候」<sup>(1)</sup>と退官後的新会社創立について書き送っているが、この視察旅行中に鉱山開発による輸出貿易のための会社設立の相談がまとまつたとされている。

新会社設立の中心になつたのは岡田平蔵であった。彼は本名を村尾銀次郎といい天保六年三月一九日江戸日本橋村松町に生まれた。<sup>(3)</sup> のち日本橋品川町裏河岸の銅鉄商伊勢屋の養子となつて岡田の名跡をつぎ平蔵と改めた。彼は由利公正、井上などに接近して関係を密にしていた。元来が金属商であったが、その活動は多面にわたつてゐる。第一國立銀行の設立についても岡田が提唱して渋沢を表面にたてて創立せしめたとの説があるというが、岡田は同行の創立時に一〇〇株、一万円の株主となつてゐる。また明治二年には大阪で五代才助と共同で古金分析所を設立し、五年には三井の三野村と東京分析所を一時経営していた。また、陸軍省の輸入御用をつとめ、大阪では米の取引にも手をつけていた。とくにこのごろには鉱山業にも力を傾けており、五年四月尾去沢鉱山の稼行を村井茂兵衛からひきついでおり、<sup>(4)</sup> また明治四年から五年にかけては金銀銅を亞米利加一番館オルスホールへ売渡して二五万円近くの支払いをうけてもいる。<sup>(5)</sup> 在宮中から鉱山開発に注目していた井上は、このような岡田と結びついて新会社の設立をはかつたのである。

新会社は最初岡田平蔵の大坂淡路町支店を本店としたが、間もなく東京に移し、支店を大阪、神戸、横浜に設けることにして、東京で陸軍省の輸入御用を、大阪で米穀取扱いを行なうことを定めた。井上を総裁とし、岡田を社長、益田を頭取に、そして馬越恭平が横浜を担当することに内定し、七年一月一日をもつて新会社「岡田組」が創立された。

一月五日現在の資本金は一五万円であり、その内訳は、岡田が立替え支出した創業費を含めて八万円、井上が三万円、横浜一四番館エドワード・フィッシャー商会が四万円をそれぞれ出資した。

さて会社の創立は明治七年一月であったが、すでに六年未にはフィッシャー商会の手を経て七〇〇〇石の米を横浜からロンドンへ輸出し、「凡六円許之手取と相成候間、先手始々之模様思ひ道理ニ参リ、安心此事ニ御座候」<sup>(6)</sup>とまずのスタートであった。しかし、一月一五日岡田平蔵が急死したことによつて事態は一転し、事業計画を変更せざるをえなくなつた。そこで井上は、吉富簡<sup>(7)</sup>を山口から招いて大阪支店を主宰させることにし、二月八日吉富が山口から到着してから同月二八日、社中除名の形式で岡田との関係を断ち、岡田出資の資本金を返し、同時に鉱山業務を岡田家に譲渡して岡田組は解散するにいたつたのである。

井上は岡田組を解散したあと東京築地一丁目ルイ・ゼー・サア (Louis. J. Sa) 所有の洋館を借り入れて創立事務所とし、ついで三月一日銀座四丁目に本店を設けて先収会社を創立した。先収会社の本格的活動はここからはじまつたといえよう。「先収会社規則」は、「此商會ハ万邦交通ノ一大商業ヲ開キ、専ラ皇國ノ物産ヲ外國ニ配賦シ、宇内ト其稟福ヲ俱ニスルノ天意ヲ躰シテ左ノ条款ヲ合議確定セリ」<sup>(8)</sup> とします東京を本行とし、横浜、大阪、神戸に支社を置くことを定めている。横浜支店は四月一日に開店したが、大阪支店はこれより早く土佐堀一丁目両替商加島屋跡の元通商司管轄下の廻漕会社建物を五〇〇〇円で買入れて一月二八日移転し、また旧長州藩蔵屋敷付属の倉庫を浜蔵とした。大阪支店には勘定課、出納課、売買課、雑務掛がおかれ、後に倉庫課が加えられ、吉富簡一がこれらを主宰した。ところで先収会社の業務は、陸軍省関係の絨、毛布、武器等の輸入取扱いをはじめ、銅、石炭、紙、茶、蠟など多岐にわたる商品の売買であったが、とりわけ大きな比重を占めていたのが米穀取引であり、それを主として行なつたのが大阪支店であった。すなわち、「山口県ヲ始メ全国各地ノ貢米(石代米)ヲ売買シ、且ツ之ヲ海外ニ輸出スルコト

第15表 協同会社、山口県地租引当米取扱状況

	明治7年度			明治8年度		
	数量	価額	1石当たり平均価格	数量	価額	1石当たり平均価格
地租引当米請高	石 198,948	円 596,844	円 3.00	石 198,791	円 596,372	円 3.00
払高・禄米振替	石 104,304	円 726,167	円 6.96	石 100,999	円 404,138	円 4.61
地壳米	石 58,469	円 380,528	円 6.51	石 55,579	円 263,675	円 4.74
大阪壳米	石 31,718	円 201,275	円 6.35	石 27,350	円 142,008	円 5.19
瀬戸内壳米	石 0	円 0		石 3,454	円 15,236	円 4.41
残米	石 2,499	円 14,115	円 5.65	石 4,423	円 8,846	円 2.00
諸欠損米	石 1,958	円 140		石 2,387	円 2,152	
合計	石 198,948	円 1,322,225		石 198,791	円 919,054	

(出所) 田村貢雄「地租金納化をめぐる山口県民の動向」(『史潮』第91号), 44ページ, 第10表による。

ヲ主眼トシ、横浜外商(註・フィッシャー商会)ト連絡シテ之ヲ大阪及ヒ神戸ニ於テ取扱<sup>(9)</sup>つたのであり、とりわけ山口県の地租引当米の取り扱いが巨利の源泉をなしていたといふ。<sup>(10)</sup>

山口県では明治六年度の貢租から一石当り三円の割合で米納させ、これを一括して県が販売して租税にあてる引当米制がとられていた。明治六年七月県庁に勧業掛が置かれたが、ついで同年一月これを勧業局とし、従来租税課、出納課ならびに授産掛にあつた諸修補金五〇万円と米五万石を得てこれを資本とし、授産、勧業、教育のための金融活動を行なおうとした。勧業局は地租引当米制度運営の中心として設けられたものであった。

七年一〇月勧業局の資金は分割され、二五万円と米五万石をもつて防長協同会社が設立され、引当米の取り扱いは協同会社に移された。この山口県の地租引当米の販売が、先収会社の重要な業務の一つであったのである。明治七年一一月協同会社が設立されると、これと先収会社との間につきのような約定書が締結され、先収会社は大阪用達として米穀をはじめ紙、蠟、茶等山口県下の物産の売却方を依頼されている。

#### 先収会社・協同会社約定書草稿<sup>(11)</sup>

山口県管下協同会社ハ大阪出張先収社ヲ用達トナシ、県下物産米穀ヲ始メ紙蠟茶其他凡テ脇同会社ニ取扱フ物品売却方ヲ委任スルニ付左之ヶ条ヲ約定セン者

也

一、大坂出張先收社ハ協同会社ノ用達ヲ命セラルニ付テハ其送達スル所ノ諸物品ヲ 売却スルノ委任ヲ受タル上ハ真正確実人事及フ文勉励スル當然タリ

二、先ツ三ヶ年ヲ以期限トナス

双方不正ナキ時ハ再期ヲ約スル「モアルヘシ

一、条約取結フ上ハ協同会社ノ荷物ハ他ヘ送リ付ルヲ禁スヘシ

一、米ハ凡毎年二月中迄ニ積出シノ都合ヲ協同会社勉ムヘシ

但シ出帆ノ日凡石数等テレカラフニテ先收社ヘ報知スヘシ

一、着荷之上者先收社ノ指図ヲ以蔵入致スヘキ、尤蔵所ノ都合ニ寄リテハ火難受合ヲ付ヘシ

一、米藏入ノ後売却方ノ時節ニ依リ受取りタル時ヨリ増減アルヘシ、増減共ニ先收社ハ受負ニ立タサルヘシ

一、右ニ付火難料蔵敷等坪ニ付何程ハ協同会社ヨリ之ヲ払フヘシ

一、運送之節ハ積荷贈り状ヲ船每ニ与ヘ送状ヲ以テ船頭ハ先收社ヘ持參スヘシ  
積荷目録送状籬(マメ)(形)

大阪先收ニアリ略之

一、其他ノ茶蠟紙等ハ其品每ニ品格ノ第一第二第三ト等格附ラナシ同様之手続キニテ送ルヘシ

一、目方物ハ凡テ受取ノ節西洋秤ヲ用ユヘキ

一、成丈積出シ前蒸氣船便ニテ見本少シ宛茶ハフリキノ箇工詰込差送ルヘシ

一、月々六ノ日毎ニ大阪ヨリ諸物品ノ相場ヲ必取替スヘシ

一、諸物産売揚タル品ニテレガラフニテ通信シ蔵敷水揚其他諸入費手数料ト差引残金ハ凡テ成丈為換ラ以テ協同会社ヘ差贈

ルヘシ、尤為換無之節ハ蒸氣船便ニテ下ノ関迄正金ニテ送達スヘシ尤其節ハ明細仕切勘定書ヲ差添ニヘキ

但右正金為換共ニ入費ハ脇同会社ノ入費タルヘシ

一、先收社ハ物価ノ都合ニ寄リテハ運送等急速催促スル時ハ必勉強シテ積登セ方取計フヘキ

一、先收社ハ物産ヲ取扱フニ付売却金高百分ノ二分半ヲ手数料トシテ受取ヘキ

- 一、米ハ現米ヲ以テ売却セシ時ハ前条ニ同様ノ手数料尤堂鷗或者東京相場処ヘ高直充附下落ノ節買戻シハ其利分アル時ハ貳分半ノ外ニ十分ノニヲ先収社ヘ払フヘキ」
- 一、相場処エ懸米等ノ諸入費ハ協同会社ヨリ之ヲ払フヘシ
- 一、右懸米ノ節敷金等先収社ノ金ヲ用ユル時ハ年率割ノ割合ヲ以協同会社ヨリ相払フヘキ」
- 一、先収社ハ用達ヲ勉ムルニ付正直ヲ表スル為協同会社ヨリ両三人宛大阪東京ノ先収社エ出張セシメ、勘定其他ノ事務ヲ見届クヘシ、老人ハ先収社勘定方ノ助役ヲ勉メシメ見習ヲモナスヘシ又一人ハ売買事務ヲ取扱ワシムヘシ
- 一、協同会社ノ間ニ用ユル伝信ハ必隱語ヲ制シ互ニ用ユヘシ
- 一、蒸氣船便ノ度毎ニ必書ヲ取替シ、方今景況将来ノ見込等通信スヘシ

(原本は「先収会社藏」野紙使用)

いうなれば、先収会社は地租改正期の山口県を舞台に、地租引当米制度のもとで徵稅機構と密着することによって利益をおさめたのである。そこには山口県出身の井上と、井上の指示によつて山口県權令となつた中野梧一、そして吉富簡一との特殊な関係があり、未成熟な米穀流通機構を利用したきわめて強い政商的性格を持つものであった。もとより先収会社の性格を山口県ないし協同会社への関係の仕方から生ずる性格からのみ判断したのでは、その一面のみを理解する結果に終るであろう。先収会社の業務は多面にわたるが、とりわけ「鬼神の如し」とまでいわれた米取引のたくみさ、エドワード・フィッシャー商会と結んだ貿易商社としての性格、陸軍省の軍需品の輸入業務等々、なお検討を要する問題が残されている。とくに先収会社は大阪造幣寮について早くから洋式簿記法をとり入れ、その帳簿も現在していることから、業務の具体的経過を追求することが可能である。ここでその詳しい内容を検討することはできないが、三井物産会社の初期の帳簿と対比させてみると両者がほぼ断絶することなしに継続していることが注目されるであろう。このことはすなわち、先収会社が三井物産会社へひきつがれた際に一応の清算が終了していたにしても、営業面ではほとんど断絶することなく、先収会社の業務のかなりの部分がそのまま三井物産会社へ継承され

ていることを意味していよう。だからといって先収会社と三井物産会社を無媒介に直結してしまうことには勿論問題はあるが、国産方の拡充への志向と先収会社の解散を契機として三井物産会社が創立されたとはいっても、連続面からみるかぎりでは三井物産の前身はその大部分を先収会社に求めることができるのである。いわば先収会社を三井の内部にひきつぎ、これを中核にしてさらに国産方を合併して成立したものが三井物産会社であり、したがって三井物産会社に対するその前身としての役割は、必ずしも同質のものではなかつたといえよう。そうであるならば、先収会社の解散から三井物産会社の創立にいたる過程でのいくつかの問題、すなわち、かなりの成績をあげていた先収会社が井上の退社という事情だけで解散しなければならなかつたのはなぜか、井上を除いて先収会社を存続させることは不可能であったのか、そして先収会社が三井物産に継承されたこと自体の意味等々は、この連続面を軸として考慮されなければならないであろう。それは成立期の三井物産会社の性格とともに、大限財政、とくにその政商保護政策の展開の中で三井物産会社創立の意味を考える上で不可欠のものと思われる。

そのためには先収会社の解散から、三井物産会社の創立にいたる経過を検討しなければならない。

明治八年一月大阪會議が行なわれたが、そこで井上の明治政府への復帰もほぼ内定した。したがつて先収会社は井上が復帰した場合は八月限りで閉社することになり、その準備がすすめられていた。ところがこのときには尾去沢事件によって井上の復帰は困難になつたため先収会社の閉社も中止となつた。むしろ復官の望を失つた井上は積極的に先収会社の經營にのり出して、退社を希望していた吉富の慰留につとめていた。<sup>12)</sup> 明治八年頃の先収会社は、一方では大阪支店での藤田伝三郎の放漫な不良貸付けによる紊乱や、米相場の失敗などの損失はありながらも、秩禄公債証書の買収、米穀輸出等によつて東京日々新聞が「勢いの能い者は三菱商会に先収会社と大倉組、夫から水室商会」といわれるほど相当な好成績をあげていたものと思われる。しかし八年末になつて再度閉社問題がおこつた。尾去沢事件

がようやく收まり、一二月、井上は元老院議官に任命され、同時に特命副全権弁理大臣とし朝鮮に差遣されることになったからである。益田孝は一三日付の書翰でこれを吉富へ知らせているが、同月一六日重ねて「商事ニ至而ハ今春大阪ノ事を顧レハ別ニ惜ム處モ無之先ツ二ヶ年間ニ隨分商売上ニ取り同氏之名モ國中ニ轍キ、美事ニ始末相付候ハ、美名ハ千載ニ汚れ申間敷、三月まで相懸り御同様勉強致セハ美事取片付ハ被成義御同様の義務も相立チ候事」と翌年三月ごろまでに清算事務を終える方針を明らかにしている。井上は九年一月渡鮮、三月四日帰国したが、四月二二日には歐州各国の財政事情調査のため出張を命ぜられ、六月二十五日米国に発っている。この渡欧前の短期間に先收会社の三井物産会社への繼承が急速にすすめられたのである。

すなわち、明治九年五月一日、井上邸で井上、三野村、益田の三者会談が行なわれた結果、先收会社を引き継ぐべき三井物産会社を創立し、益田がその総轄をなすことが内定するにいたつた。このときの協議事項の要点はつぎのとぎものであった。

一、三井武之助、養之助を社員として組合ひ商業をなすため一會社を起すこと。

この会社は各方面からの依頼によつて内外商品の売買をなす事を目的とする。ただし、利益をあげることが確実な時は見込商売も差支へない。

二、新会社の名称を三井物産会社とする。

三、右二名の社員は益田孝を約定をもつて雇い入れ、会社の総轄として業務を担当させる。

四、從来の三井組は三井銀行と改称して銀行業を営むため、今後同行は他の商売をなさず、従つて從来の取扱商売の中で益田が引受けを望むものは引渡し、引受けを望まぬものは強ひてこれを引継がざること。

銀行が流質物を処分する場合は必ず新会社に委托し、諸國から新会社への委托荷は各地の三井銀行出張店が物産会社のエジエントとして取扱ふ。

五、表向き三野村は新会社と関係はないが、右両名の社員の代理者として商売上の事は勿論その他一切にわたつて協議するこ

と。

六、益田を新会社の総轄として次の権限を付与する。使用人の黜陟・一般商務其他諸計算金銀出納の監督は益田に一任する。

新規契約および新たに着手する商売は、必ず三野村と協議してその同意を必要とする。

二名の社員および三野村から自己の見込で新会社に商売をなすことを命じても、益田が同意しなければ、これを抑制して行はしめるることは出来ない。

七、三野村と益田はよく親和して現に存する三井家の信用を失はざる様協力して、専ら商売の隆盛に努力する事。

万一熟和せず、双方不平を去る事態はざる場合は、ただちに井上又はその代理者に決裁を仰ぐこと。

八、新会社は別に資本金を必要としないので、必要的の節は預け合ひの方針を設けて三井銀行より借り入れること。

約定は第一国立銀行の定規に準ずる。

九、外国において取扱う売買は最も肝要のことにして適任者を選ばねばならない、これはすべて益田に委任する。

十、益田の雇入約定は三ヶ年契約とする。期限満了後双方の合意による延長を妨げない。<sup>(15)</sup>

そして六月一三日、ふたたび井上の立会いのもとで三井物産会社三井養之助代理の三野村と先収会社益田・木村との間で「先収会社ト当社(註・三井物産会社)トノ約条並益田孝対談書并約条書共調印」<sup>(16)</sup>が行なわれた。ここに先収会社の残務いっさいと不動産とをひきついで、三井物産会社が成立したのである。

(1) 『世外井上公伝』第二巻、六二ページ。

(2) 『三井物産株式会社沿革史』(稿本)第二編第二章、四七ページ。

(3) 『男爵益田孝伝』、なお麓三郎『尾去沢・白根鉱山史』では岡田平蔵を「田中三郎平の子であつて岡田平作に養はれてその姓を冒した」としている(三三九ページ)。しばらく後考を待つ。

(4) 麓三郎、前掲書、三三八ページ。

(5) 三井文庫所蔵 先収会社帳簿。

(6) 『世外井上公伝』第二巻、五二四ページ。

(7)

吉富簡一については田村貞雄前掲論文、三五ページ、註(9)参照。

(8)

三井物産会社資料。

(9)

『三井物産株式会社沿革史』(稿本)第二編第二章、五一ページ。

(10)

田村貞雄、前掲論文、三三ページ。

(11)

三井文庫所蔵、W・4—六三四。

(12)

『世外井上公伝』第二卷、五四四ページ。

(13)

『東京日々新聞』明治七年一二月三〇日。

(14)

『世外井上公伝』第二卷、五四七ページ。

(15)

『三井物産株式会社沿革史』(稿本)第三編第四章、四二二ページ。

(16)

三井文庫所蔵、三井物産会社「日記」。

### (3) 三井物産会社

先取会社をひきついだ三井物産会社は九年六月二三日、三井武之助、三井養之助の連名で創立願書を東京府へ提出、七月二八日付で認可を得た。創立願書にそえられた組合約定は「明治九年七月一日ヨリ左ノ二名組合ヲ結ヒ、商會社ヲ創立シ、広ク皇國物産ノ有余ヲ海外へ輸出シ内地需用ノ物貨ヲ輸入シ、普ク宇内万邦ト交通セン」<sup>(1)</sup>と述べているが、同年八月制定の社則は、この会社の営むべき商業を「専ラ他人ノ依頼ヲ受ケテ物産ヲ売捌クコトヲ務メ、或ハ買収シテ其手数料ヲ得ル、即チ問屋、歐州謂フ所コムミツシヨン・エジエンシーノ商売ナリ」<sup>(2)</sup>としている。新会社は三井武之助、養之助を社主として益田孝を総轄、木村正幹を副総轄、ほかに三野村が監督役、アルワインが顧問であった。資本金はなく、三井銀行と五万円の借越契約を結んでいた。

ところで三井物産会社の創立は、三井組にとってみれば、銀行を創立するにあたって銀行の将来における「営業上

ヨリ大損耗ヲ釀成シ、或ハ非常ノ天災等ニ罹ルヨリ閉鎖スル「ナキヲ保タス」との事態ニ備え、銀行と判然区画を別にした新会社を創立することによつて危険の分散をはかる意味もあつた。しかし、本稿の主題である政商保護政策の成立との関係からみた場合、どのような意味を持つていたであろうか。

すでに見てきたように、三井組としては新設される銀行の機能を補うものとしての国産方の拡充の気運はたかまつていた。とりわけ内・蔵両省と結んだ輸出掛りの約定、政府米輸出業務等によつて国産方の重要性は次第に増していったものと思われる。また注目すべきことは、横浜に国産方が開設され、ここでは糸方、茶方が主なる利益をあげていることである。ここに外国貿易に進出しようとする三井組の姿勢を認めることができよう。したがつてここでは、国内の流通過程を把握することとともに、外国貿易への積極的進出を可能ならしめる機能を持つことが必要とされたのである。この点に関して三井物産会社が引きついだのが主として先収会社の東京、横浜支店であり、米穀取引を中心とした大阪支店が三井物産にひきつがれずに解散していることに注意したい。

三井組の三野村としては、先収会社の貿易商社としての側面を継承し、益田孝、木村正幹らの身柄を引きうけて彼らの経験と先収会社の持つていた諸種の権利を譲り受けようとしたのである。もとより井上にしても、三井との関係の深さからいってこれを三井へ引き継ぐことに異論はなかつたであろう。

しかし三井物産会社の創立は、単に先収会社、あるいは三井組内部にとどまる問題ではない。これを明治政府の初期の直輸出政策との関連でとらえることが必要とされる。なぜならば、つぎに示すごとく三井物産の創立への過程で、財政担当者としての大限の一定の意志が働いたことが推測できるからである。

益田孝は後年つぎのように述べている。

「政府はしなければならぬ事が色々あつたが、其れを実行するには手足が必要である。手足がなくては何も出来ない。大限さ

んが大蔵卿の時、三野村利左衛門に、当てになる者を相手にしなければ困る、信用の出来る者に政府の用をやらせなければ何も出来ん。三井が商売をやつて呉れまいかと云ふ話をされた。三野村は、大隈さんはあゝ云はれるけれどもどうかなあと云ふ疑を持って、松方さんや井上さんなどに相談したが、皆な大隈さんと同じ考で、其れは是非やるがよいと云ふ意見であった。そして丁度其時、先収会社を閉社する始末をして居つた際であつたから、益田に先収会社の連中を其のまゝ皆な連れて来させてやらせたらよからうと云ふことになつた。大隈さんも私に、大にやつて呉れ、先収会社をやめるなら丁度いいぢやないかと云はれた。」

このような大隈の意向は、たんに個人的な立場からだけのものではあるまい。むしろ大隈は、外商による支配体制から脱して輸出の増大と市場の開拓をはかるための役割を三井物産会社に期待していたのであろう。すでに述べたごとく明治八年内務卿大久保利通は「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」を建議して資本金五〇万円の貿易商社を設立して「国商直売ノ道ヲ開」こうとした。この計画は実現をみるまでにはいたなかつたが、構想の幾分かは外債償却問題と結びついた三井組国産方への輸出掛りの設置によつてはたされたとみられる。三井物産会社の創立にたいする大隈の立場は、これをいゝそおし進めようとしたものといえるであろう。いうなれば大久保によつてうち出された政府出資による貿易商社の設立構想の段階から一步を進めて、大隈はここにいたつて市場開拓と輸出の拡大とを実現する担い手として三井物産会社を見出したのであつた。海運政策における官船運用主義から「払い下げ」への転換の場合と、大久保と大隈の互いの位置は入れかわつてはいるが、同じ立場に立つものといえるのである。

もとより創立期の三井物産会社はこうした大隈の期待を充分満足させるものではなかつた。大隈財政はこれにたいしてさまざまな形での保護を加えることによつて、政策実現のための機構の一角に組み入れようとした。そこでの三井物産会社は、組み込まれることによつて明治政府の政策と密着しながら自己の蓄積基盤の拡大をはかり、やがて三井の資本蓄積の重要な一翼を担うにいたる。ここに大隈財政における政商保護政策の具体化の一例を認めることがで

きるのである。

- (1) 『稿本三井家史料』 高福 第四巻、一一一四ページ。
- (2) 三井物産会社資料。
- (3) 同右。
- (4) 『自叙益田孝翁伝』 一七一ページ。

## 結　　語

明治八年ごろを劃期として、当面する経済危機を克服しようとする明治政府の財政担当者によって政商保護論が提起された。そして大久保政権のもとでの新たな経済政策の展開のなかで具体化に移されたが、同時に明治維新政権に寄生していた特權的商人資本の側においても、これに対応する転換が試みられるにいたつた。かくして政商資本は、明治政府との新たな共生関係を結び、支配機構の一翼を担うものとして定着したのである。政商資本をみずから社会的支柱たらしめようとする保護政策は、大久保政権の財政・経済政策の重要な部分を構成するものであった。本稿は大久保政権・大隈財政の展開の過程でのこの政商資本保護政策が成立する経緯にのみ限定して、若干の考察を試みたものである。政商保護政策に対応する前期的資本の事例として明治前期における三井をとりあげたのも、その限りにおいてである。政商資本の概念の理論的検討、財閥形成との関連、政商資本自体の実証的解明等々残された問題は多々あるが、後日あらためて論ずることにしたい。

## (付　記)

本稿は、東京教育大学明治財政史研究会での大江志乃夫、田村貞雄、青山秀彦、橋本哲哉の各氏との共同研究に負うところが大である。大隈文書の閲覧は早稲田大学図書館の御好意による。記して感謝の意をあらわす次第である。また本稿は昭和四一年度文部省科学研究費交付金（各個研究）によってなされた研究の一部であることを記しておく。